

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月24日
【事業年度】	第10期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ
【英訳名】	Tokyo Kiraboshi Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 壽信
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目10番43号
【電話番号】	03（6447）5799
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 村上 肇
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山三丁目10番43号
【電話番号】	03（6447）5799
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 村上 肇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	94,031	93,352	108,348	125,291	138,331
うち連結信託報酬	百万円	156	150	328	395	346
連結経常利益	百万円	2,347	8,224	24,943	30,774	32,968
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	7,657	4,161	18,183	21,150	25,652
連結包括利益	百万円	3,571	17,616	10,603	10,983	42,048
連結純資産額	百万円	294,462	310,880	319,312	326,972	365,129
連結総資産額	百万円	5,501,145	5,921,945	6,443,807	6,742,149	7,193,503
1株当たり純資産額	円	7,880.94	8,416.05	8,742.59	9,025.41	10,244.37
1株当たり当期純利益	円	244.21	128.87	591.20	693.00	839.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	127.49	63.93	296.72	390.08	610.91
自己資本比率	%	5.35	5.24	4.95	4.84	5.07
連結自己資本利益率	%	2.60	1.37	5.77	6.54	7.41
連結株価収益率	倍	4.67	10.86	2.96	3.78	5.80
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	25,433	232,544	67,478	38,142	288,195
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	118,200	15,335	24,450	132,413	63,311
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	7,277	2,003	2,299	3,318	4,193
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	538,286	753,492	843,122	934,079	1,154,770
従業員数	人	2,955	2,830	2,753	2,737	2,831
[外、平均臨時従業員数]		[1,015]	[978]	[997]	[1,006]	[1,009]
信託財産額	百万円	44,510	41,496	82,263	113,469	125,843

(注) 1. 当社は、「株式交付信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

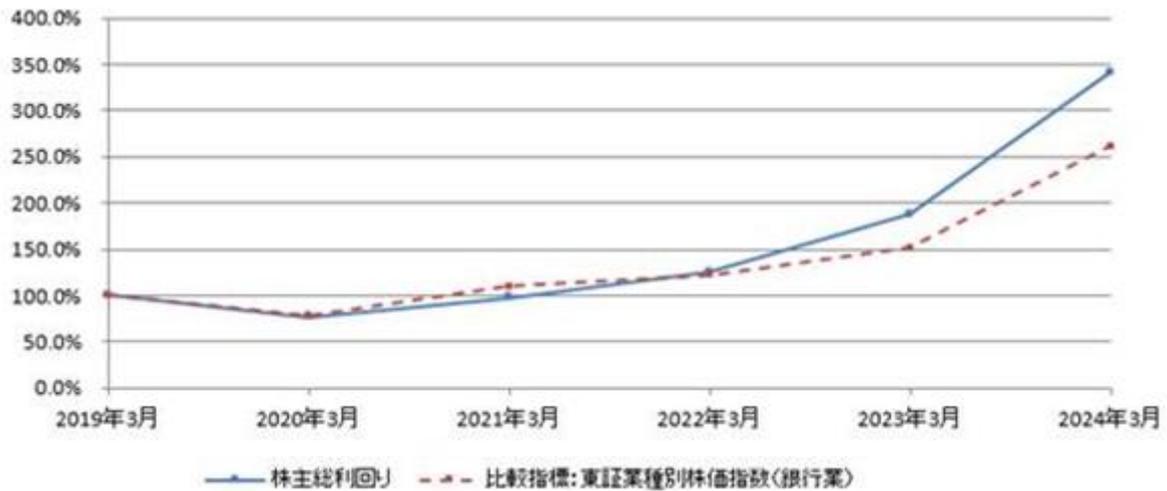
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。なお、本「自己資本比率」は、自己資本比率告示(2006年金融庁告示第20号)に定める自己資本比率ではありません。

3. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社はきらぼし銀行1社であります。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益	百万円	6,190	3,892	3,494	5,211	6,684
経常利益	百万円	5,274	2,743	2,165	3,574	4,407
当期純利益	百万円	5,225	2,689	2,135	3,479	4,326
資本金	百万円	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500
発行済株式総数						
普通株式	千株	30,650	30,650	30,650	30,650	30,650
第1回第一種優先株式		750	750	750	750	750
第二種優先株式		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
純資産額	百万円	198,997	199,655	199,470	199,496	199,931
総資産額	百万円	199,169	200,350	209,942	218,257	222,133
1株当たり純資産額	円	4,736.77	4,755.58	4,776.67	4,793.92	4,785.13
1株当たり配当額						
普通株式		60.00	60.00	75.00	115.00	145.00
第1回第一種優先株式		248.00	250.00	252.00	252.00	266.00
第二種優先株式		27.272	29.272	31.272	32.000	46.728
(内1株当たり中間配当額)	円 (円)					
普通株式		(30.00)	(30.00)	(30.00)	(52.50)	(65.00)
第1回第一種優先株式		(124.00)	(125.00)	(126.00)	(126.00)	(133.00)
第二種優先株式		(13.636)	(14.636)	(15.636)	(16.000)	(23.364)
1株当たり当期純利益	円	164.16	80.42	62.10	106.99	133.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	87.01	41.31	34.84	64.17	103.03
自己資本比率	%	99.88	99.63	95.00	91.39	90.00
自己資本利益率	%	2.64	1.34	1.07	1.74	2.16
株価収益率	倍	6.95	17.40	28.24	24.53	36.50
配当性向	%	36.54	74.60	120.77	107.48	108.58
従業員数	人	12	45	63	72	76
[外、平均臨時従業員数]		[-]	[-]	[-]	[-]	[1]
株主総利回り (比較指標:東証業種別 株価指数(銀行業))	%	76.74 (77.32)	97.12 (109.62)	124.53 (122.15)	187.53 (151.23)	340.57 (261.13)
最高株価	円	1,747	1,579	2,116	3,095	5,080
最低株価	円	830	981	1,189	1,640	2,621

- (注) 1. 当社は、「株式交付信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出してあります。なお、本「自己資本比率」は、自己資本比率告示(2006年金融庁告示第20号)に定める自己資本比率ではありません。
3. 最高・最低株価は、第9期より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
4. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は、以下のとおりであります。



2【沿革】

2013年10月	株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行（以下、総称して「両行」という。）は、「経営統合の検討に関する基本合意書」を締結
2014年5月	両行は、「経営統合契約書」を締結するとともに「株式移転計画」を作成
2014年6月	両行の定時株主総会において、両行が共同株式移転の方式により当社を設立し、両行がその完全子会社になることについて承認決議 株式会社東京都民銀行においては、定時株主総会と併せて、株式移転計画承認に係る普通株主による種類株主総会を開催
2014年10月	両行が共同株式移転により株式会社東京TYフィナンシャルグループを設立 東京証券取引所市場第一部に上場
2015年6月	当社と株式会社新銀行東京（以下、総称して「両社」という。）は、「経営統合の検討に関する基本合意書」を締結
2015年9月	両社は、「株式交換契約書」及び「経営統合契約書」を締結
2015年11月	両社の臨時株主総会及び種類株主総会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社新銀行東京を株式交換完全子会社とする株式交換の方式により経営統合を行うことを内容とした株式交換契約について承認決議
2016年4月	株式交換の方式により両社が経営統合し株式会社新銀行東京が当社の完全子会社化
2016年6月	三井住友信託銀行株式会社と業務・資本提携契約を締結 第1回第一種優先株式150億円発行（資本金275億円）
2016年9月	株式会社横浜銀行及び三井住友信託銀行株式会社との株式譲渡契約締結により、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を持分法適用関連会社化
2017年4月	株式会社とみん経営研究所を当社完全子会社化し、商号を株式会社きらぼしコンサルティングに変更
2017年11月	株式会社東京都民銀行の子会社として、きらぼしテック株式会社を設立
2018年2月	株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京が合併契約を締結
2018年4月	株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京は、合併に係る認可並びに信託業務の兼営等に係る認可を取得
2018年5月	株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京が合併し、株式会社きらぼし銀行が発足
2018年5月	当社商号を株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに変更
2018年9月	きらぼしキャピタル株式会社を設立
2019年5月	株式会社きらぼし銀行の持分法適用関連会社である東京きらぼしリース株式会社を同社の連結子会社へ変更
2019年8月	東京きらぼしリース株式会社、きらぼしシステム株式会社及びきらぼしJCB株式会社を当社が直接出資する完全子会社へ変更
2019年10月	株式会社きらぼし銀行の子会社として、ベトナム・ホーチミンにてKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを開設
2019年12月	きらぼし証券準備株式会社を設立
2020年5月	株式会社きらぼし銀行にてシステム統合を実施
2020年6月	当社本社を新宿区から港区（きらぼし銀行本店）に移転
2020年8月	きらぼしライフデザイン証券株式会社（きらぼし証券準備株式会社より商号変更）を開業
2020年10月	株式会社きらぼしデジタルバンク設立準備会社を設立
2021年3月	株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー（株式会社アイ・アンド・イーより商号変更）を株式会社きらぼし銀行の持分法適用関連会社化
2021年4月	きらぼしビジネスサービス株式会社が株式会社きらぼしクレジットサービスを吸収合併
2021年4月	きらぼしサービス株式会社を当社完全子会社化し、商号をきらぼしビジネスオフィスサービス株式会社に変更
2022年1月	株式会社UI銀行（株式会社きらぼしデジタルバンク設立準備会社より商号変更）を開業
2022年1月	株式会社きらぼし銀行は北京兆泰集团股份有限公司と日中合併でコンサルティング現地法人「信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司」を設立し、同社を持分法適用関連会社化
2022年3月	きらぼしテック株式会社を当社が直接出資する子会社へ変更
2022年7月	株式会社ビー・ブレードを当社の子会社化
2022年10月	エイチ・エス債権回収株式会社（2023年4月1日付「きらぼし債権回収株式会社」へ商号変更）を株式会社きらぼし銀行の子会社化

2023年 6 月

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度を導入

2023年10月

株式会社アイティーシーをきらぼしシステム株式会社の子会社化

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当連結会計年度末現在、持株会社である当社のほか、株式会社きらぼし銀行（以下、「きらぼし銀行」といいます。）、株式会社UI銀行（以下、「UI銀行」といいます。）を含む連結子会社18社及び関連会社（持分法適用関連会社）3社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、コンサルティング業務、広告企画制作業務、フィンテックなどの幅広いサービスを提供しております。

当連結会計年度において、2023年10月2日付で、当社の連結子会社であるきらぼしシステム株式会社は、システム開発業を主な事業とする株式会社アイティーシーの全株式を取得し、当社の連結子会社としております。

また、2023年10月31日付で、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼし債権回収株式会社は、アルゴジャパン債権回収株式会社より事業譲受をしております。

これに伴い、事業に係る位置付けは次のとおりとなります。

〔銀行業〕

きらぼし銀行は、東京都及び神奈川県北東部を主たる営業エリアとし、本店ほか支店等においては、主に預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務などを行っております。また、連結子会社2社においては、信用保証業務を行っております。デジタルバンクのUI銀行は、アプリを通じて、預金業務、貸出業務、内国為替業務などを行うとともに、対面・非対面サービスの融合及び金融・非金融サービスのシームレスな提供を目指しております。

〔リース業〕

東京きらぼしリース株式会社は、OA機器から産業機械、自動車など多様なリース物件を取扱っております。

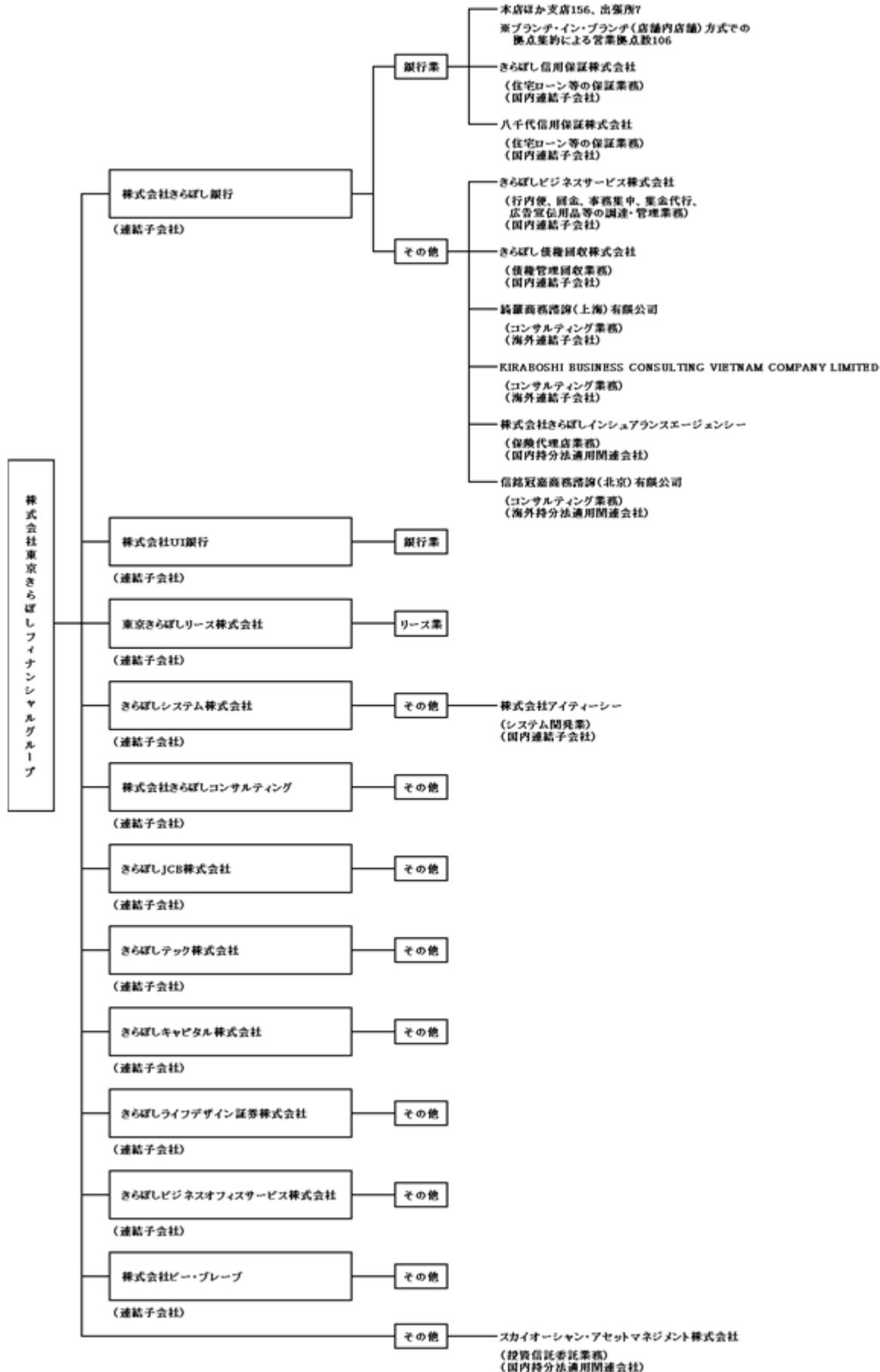
〔その他〕

その他の連結子会社13社及び関連会社（持分法適用関連会社）3社においては、証券業、コンサルティングサービス、広告企画制作、フィンテックなど、幅広い分野において業務を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)



上記以外の非連結子会社

- ・東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合
- ・きらぼしキャピタル・マニキュアインベストメント投資事業有限責任組合
- ・きらぼしキャピタル参画はばたき1号投資事業有限責任組合
- ・きらぼしキャピタル参画はばたき2号投資事業有限責任組合
- ・KCPパイアット1号投資事業有限責任組合

- ・A&ECメゾン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合
- ・きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合
- ・A&ECメディアカル1号投資事業有限責任組合
- ・KCPエクイティアシスト1号投資事業有限責任組合
- ・Kcooイノベーション1号投資事業有限責任組合

- (注) 1. 2023年4月1日付で、エイチ・エス債権回収株式会社は、「きらぼし債権回収株式会社」に商号変更しております。
2. 2023年10月2日付で、きらぼしシステム株式会社は、「株式会社アイティーシー」の全株式を取得、子会社とし、「株式会社アイティーシー」は、当社の連結子会社となっております。
3. 2023年12月26日付で、非連結子会社として「KCPパイアアウト1号投資事業有限責任組合」を設立しております。
4. 2024年3月25日付で、非連結子会社として「Kconイノベーション1号投資事業有限責任組合」を設立しております。

4【関係会社の状況】

(2024年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社きらぼし銀行	東京都港区	43,734	銀行業	100.0 (-) [-]	10 (6)	-	経営管理 金銭貸借 預金取引	当社が建物の一部を賃借	-
株式会社UI銀行	東京都港区	6,625	銀行業	100.0 (-) [-]	10 (2)	-	経営管理	-	-
きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社	東京都港区	10	給与計算等 バックオフィス業務	100.0 (-) [-]	4 (-)	-	経営管理	-	-
東京きらぼしリース株式会社	東京都千代田区	305	総合リース業	100.0 (-) [-]	6 (-)	-	経営管理	-	-
きらぼしシステム株式会社	東京都千代田区	20	コンピュータ関連 サービス業	100.0 (-) [-]	4 (1)	-	経営管理	-	-
株式会社きらぼしコンサルティング	東京都港区	50	企業経営に関する総合 コンサルティング業務、セミナー、講演会の開催	100.0 (-) [-]	4 (1)	-	経営管理	-	-
きらぼしJCB株式会社	東京都豊島区	30	クレジットカード業務	100.0 (-) [-]	4 (1)	-	経営管理	-	-
きらぼしキャピタル株式会社	東京都港区	75	投資事業組合(ファンド)の組成・運営に関する業務	100.0 (-) [-]	4 (2)	-	経営管理	-	-
きらぼしライフデザイン証券株式会社	東京都港区	3,000	証券業	100.0 (-) [-]	5 (1)	-	経営管理	-	-
株式会社ビー・ブレーブ	東京都中央区	260	広告企画制作業	100.0 (-) [-]	7 (-)	-	経営管理	-	-
きらぼしテック株式会社	東京都港区	100	資金移動業	95.0 (-) [-]	4 (2)	-	経営管理	-	-
株式会社アイティーシー	東京都豊島区	50	システム開発業	100.0 (100.0) [-]	6 (1)	-	-	-	-
きらぼし信用保証株式会社	東京都千代田区	760	信用保証業務	100.0 (100.0) [-]	4 (1)	-	-	-	-
八千代信用保証株式会社	東京都千代田区	342	信用保証業務	100.0 (100.0) [-]	4 (1)	-	-	-	-
きらぼしビジネスサービス株式会社	東京都北区	10	メール、回金、事務集中業務、広告宣伝用品等の調達・管理業務	100.0 (100.0) [-]	4 (-)	-	-	-	-
綺羅商務諮詢(上海)有限公司	中国 上海市	米ドル 250,000	コンサルティング業務	100.0 (100.0) [-]	4 (1)	-	-	-	-
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム ホーチミン市	米ドル 250,000	コンサルティング業務	100.0 (100.0) [-]	3 (1)	-	-	-	-
きらぼし債権回収株式会社	東京都渋谷区	500	債権管理回収業	100.0 (100.0) [-]	9 (1)	-	-	-	-
(持分法適用関連会社) スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	神奈川県横浜市	300	投資信託委託業務	15.0 (-) [-]	9 (1)	-	-	-	-

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー	東京都渋谷区	2,530	保険代理店業務	37.7 (37.7) [-]	5 (-)	-	-	-	-
信銘冠嘉商務諮詢(北京)有限公司	中国北京市	中国元 1,000,000	コンサルティング業務	39.0 (39.0) [-]	6 (1)	-	-	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社きらぼし銀行、株式会社UI銀行及びきらぼしライフデザイン証券株式会社であります。
2. 上記関係会社のうち、株式会社きらぼし銀行及び東京きらぼしリース株式会社の経常収益(連結会社相互間の内部取引を除く)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。

主要な損益情報等

(単位:百万円)

	経常収益	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
株式会社きらぼし銀行	115,454	36,986	30,301	349,826	7,079,201
東京きらぼしリース株式会社	14,556	537	433	3,469	45,241

3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)で、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
4. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
5. 2023年4月1日付で、エイチ・エス債権回収株式会社は、「きらぼし債権回収株式会社」に商号変更しております。
6. 2023年10月2日付で、きらぼしシステム株式会社は、「株式会社アイティーシー」の全株式を取得、子会社とし、「株式会社アイティーシー」は当社の連結子会社となっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2024年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	2,228 [938]	32 [6]	571 [65]	2,831 [1,009]

- (注) 1. 従業員数は、執行役員37人を含み、嘱託及び臨時従業員1,454人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

2024年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
76 [1]	45.5	14.7	8,224

- (注) 1. 当社従業員は株式会社きらぼし銀行からの出向者であります。なお、上記のほかに、株式会社きらぼし銀行からの兼務者192人が従事しております。
2. 当社の従業員はすべてその他のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均勤続年数は、出向元での勤続年数を通算しております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにはきらぼし銀行従業員組合(組合員数1,759人)、東京きらぼしフィナンシャルグループ労働組合(組合員数42人)が組織されております。労使間においては特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
主要な連結子会社

名称	当事業年度				
	管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注)1	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
			全労働者	うち 正規雇用 労働者	うち 非正規雇用 労働者
株式会社きらぼし銀行	18.7	100.0	55.8	68.5	48.5
きらぼし債権回収株式会社	5.9	0.0	69.7	65.9	75.9
株式会社アイティーシー	5.7	50.0	73.2	73.7	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 提出会社及び連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものについては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

(労働者の男女の賃金の差異に関する補足説明)

1. 正規雇用労働者及び非正規雇用労働者の定義は以下の通りであります。
 - ・正規雇用労働者：正社員、シニア社員
 - ・非正規雇用労働者：契約社員、パートタイマー
2. 人員数には、育児休業、介護休業、退職者を含んでおりません。
3. 賃金には、通勤手当を含んでおりません。
4. パート労働者については、正社員の所定労働時間(月間152.5時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しております。
5. 男女間の平均年齢差や職制割合の違いにより、乖離幅が大きくなっておりますが、職位・職務等が同等であれば男女間で賃金の差異が生じることはございません。今後も女性の活躍推進に継続して取組み、管理職や専門職への登用を積極的に行ってまいります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、経営理念である「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」を実現するため、2024年3月 パーパス「TOKYOにつくそう。」を策定し、お客さまや地域のために、グループの総合力を最大限に活用しながら、金融の常識を超えて課題解決にコミットし、地域社会・地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

<パーパス>

TOKYOに、つくそう。

「TOKYO」とは、東京を中心とした首都圏を地盤とし、きらぼしグループがさまざまな価値を提供する全ての人々・地域・課題などを象徴的に表したものです。

(2) 経営環境

わが国経済は、ウィズコロナからアフターコロナへの転換に伴い経済活動が再開・活発化する中で、緩やかな回復基調を辿りました。中でも個人消費については、インバウンド需要の高まりやコロナ禍からの反動等により、外食や旅行等のサービス消費を中心に持ち直しの動きがみられました。ただし、足下では今まで控えられてきたサービス消費が一巡したことや、物価上昇に伴う家計の節約志向の高まりが意識されたこと等を受け、個人消費の持ち直しに足踏みがみられています。また、企業の生産活動については、半導体の供給不足が緩和したことを受け、自動車の生産が回復する等、持ち直しの動きがみられました。

先行きについては、政府の物価高対策の打ち切りに伴う影響や、世界経済減速の懸念、地政学的リスク等が景気の下振れリスクとなっているものの、賃上げによる所得水準の改善やコロナ禍で控えられていた企業の前向きな設備投資の増加等が見込まれ、景気の回復基調は維持されるものと期待されています。

(3) 中期的な経営戦略

当社グループでは、2024年度から中期経営計画（計画期間3年）を新たにスタートさせました。新中期経営計画では、グループ各社の収益力向上や質の高いコンサルティング機能の提供によるフィービジネスの拡大などの「収益力の強化と収益構造の見直し」、店舗戦略の抜本的な見直し・生産性向上のための「更なる効率化」、優先株式償還を見据えた「自己資本の充実」に重点的に取り組み、グループの経営体力の強化と競争力の向上を実現してまいります。

また、グループ力を活かしサステナビリティへの取り組みを更に強化することで、地域経済および地域社会の持続的成長に貢献するとともに、企業価値の向上を図ってまいります。

<本中期経営計画期間（2024～2026年度）における取組み項目>

コスト：更なる効率化

法人店舗の集約および専門性の高い人材による生産性の向上

収益：収益力の強化・収益構造の見直し

サービス拡充に向けて整備を続けてきたグループ各社事業の収益化、収益力の強化、

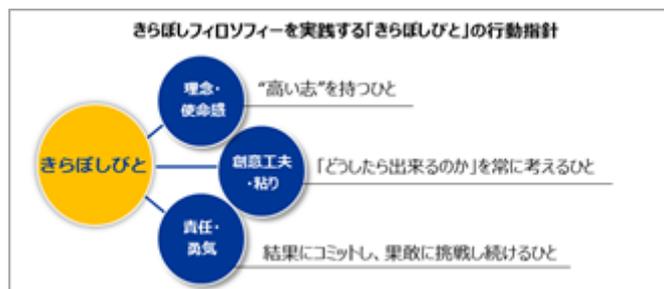
エクイティ投資の収益化、デジタル戦略の収益化など

資本：自己資本の充実

優先株式償還原資確保に向けた内部留保蓄積、RORAを意識したリスク・アセットコントロールなど

当社グループでは、役職員全員が共通して持つべき意識・価値観・考え方として、「社会貢献、組織の発展、自己実現、自らの幸せを実現させること」を「きらぼしフィロソフィー」として策定しております。そして、その実現に向け、「きらぼしフィロソフィー」を実践する役職員を「きらぼしびと」()と定義し、3つの行動指針（“高い志”を持つひと、 どうしたら出来るのかを常に考えるひと、 結果にコミットし、果敢に挑戦し続けるひと）を掲げております。きらぼしグループの役職員一人ひとりが3つの行動指針を体現する「きらぼしびと」として問題解決に力をつくし、お客さまとの価値共創に取り組んでまいります。

きらぼしびと：きらぼしフィロソフィーを実現する人です。



当社は新中期経営計画に基づき、グループの中核企業であるきらぼし銀行、デジタルバンク「UI銀行」等、全グループ会社における総合ソリューションで東京圏の社会的問題の解決に取り組んでまいります。その結果として、収益の安定化、事業収益の多様化に伴う収益の増加並びにOHRやROE等経営指標の改善を図ることで、すべてのステークホルダーの皆さまとの互恵関係を築くとともに、地域経済と地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

(4) 目標とする経営指標

中期経営計画のKGI（財務目標）につきましては、以下のとおりとなっております。

< 中期経営計画のKGI（財務目標） >

	2026年度目標
当期純利益（FG連結）	300億円
ROE（FG連結）	7%台後半
グループ会社利益（FG連結） きらぼし銀行を除く	50億円
コアOHR（きらぼし銀行単体）	50%台半ば
自己資本比率（FG連結）	8.3%

(5) 対処すべき課題等

「金融にも強い総合サービス業」を将来像に掲げる当社グループはこれまで、ビジネス構造の改革とグループ連携を通じた持続可能な成長モデルの構築を進めるとともに、店舗・人員・システムを中心とした合理化施策により経費削減を進めるなど、経営の効率化を推進してまいりました。

当社グループを取り巻く経営環境をみると、経済活動の正常化が一段と活発となる一方で、世界ではロシア・ウクライナ情勢等の地政学的リスク、資源・原材料価格の高騰、インフレーションの進行、国内ではマイナス金利政策解除による金融政策の転換期を迎える等、業種によっては先行きの不透明な状況が続いております。また、目まぐるしい環境の変化に伴い、お客さまのニーズも多様化・複雑化し続けており、金融機関に求められる社会的使命も大きな転換期を迎えています。

こうした環境下、当社グループにおいては、パーパス「TOKYOに、つくそう。」のもと、収益力の強化と収益構造の見直し、自己資本の充実と更なる経営の効率化を推進するとともに、グループ統合リスク管理並びにコンプライアンス管理などガバナンスの強化がこれまで以上に重要になると考えております。

当社グループは、課題に対処するため、以下の項目について取り組んでまいります。

(デジタル戦略)

デジタルを活用し、お客さまに寄り添いながら、より付加価値の高いサービスの提供を目指します。デジタルバンク「UI銀行」、フィンテックサービスを展開する「きらぼしテック」をデジタル戦略の中核に、グループ各社との連携によるグループ内サービスの相互利用によるデジタルプラットフォームの機能・サービスを強化するとと

もに、デジタルを起点とした対面・非対面サービスを融合し、外部連携パートナーと連携した金融サービス提供（BaaS）による金融・非金融サービスが一体となった総合サービスの提供を実現してまいります。

（個人戦略）

高齢化が進展する中、きらぼし銀行の預金取引の大半を占めるシニア層との信頼関係を次世代につなげるため、外部機関との連携等により、金融と非金融双方でシニア層のニーズへお応えしてまいります。また、富裕層、オーナー層などのお客さまが抱える課題に対し、長期目線でお客さまに寄り添い、長期的な時間軸の中でお客さまと信頼関係を築き、当社グループ各社の幅広いサービスを提供する「FD（フィデューシャリー・デューティー）営業」を実践してまいります。

また、当社グループは、きらぼし銀行の営業店・本部、きらぼしライフデザイン証券等グループ各社が一体となった営業体制を構築し、お客さまのニーズに多様なチャネルで柔軟に対応し、コンサルティングを起点としたサービスの充実を図ってまいります。

（法人戦略）

創業から成長期、衰退期までのお客さまの多様な課題にお応えするため、きらぼし銀行の従来型の融資取引にとどまらないストラクチャードファイナンスやメザニンファイナンス、きらぼしキャピタルのファンドを通じたエクイティ投資、投資先へのハンズオン支援など、多様なかたちでご支援できるよう、グループ全体でソリューション機能の強化に取り組んでまいります。また、お客さまとのリレーションを深め、取引メイン化の促進、外部連携ファンドとのハブ機能の発揮に向け、きらぼし銀行がコーディネータとなり案件の実行を実現するとともに、迅速な対応を図るため、案件検討体制や審査・リスク管理態勢をさらに強化してまいります。

社会的な課題の一つとなっている中小企業の事業承継に対しては、グループ各社の機能を活用し、オーナーさまの意向に沿った解決策の提案を行ってまいります。

（自己資本の充実）

金融機関における競争環境が変化する中で、経営の健全性を確保し、ステークホルダーの皆さまのご期待に適切にこたえていくため、自己資本の充実と財務基盤の拡充に取り組むことが重要になっております。

当社グループでは、健全な自己資本比率を確保し、リスク・アセットをコントロールしながら収益力を強化し、株主への利益還元をバランスよく運営することで、企業価値の向上を目指しております。そのため、優先株式償還原資確保に向けた内部留保の蓄積、適切な経営資源の配分でグループ最適事業ポートフォリオの構築、ベース経費削減と必要なDX投資による強固な経営基盤、リスクカテゴリーごとのアセットコントロールによりROA向上を進めてまいります。

（経営基盤の強化とグループ経営資源配分の最適化）

お客さまの利便性向上、高付加価値を提供するために店舗再編を行うことでコスト削減を進めるとともに、お客さまのニーズに合わせた拠点の設置、各種合理化・高度化のための前向きな投資を行い、戦略分野への人員配置と人材育成、DX化等で効率化による生産性の向上を進めてまいります。

（サステナビリティへの取り組み）

サステナブルファイナンスをはじめ、SDGs評価プログラム等複合的なサービスの提供により、SDGsに掲げられるさまざまな社会的課題の解決に向けて、ESG地域金融の観点から積極的に支援を行ってまいります。また、多様化するお客さまの問題解決に向け、引き続きグループの総合力強化を図るとともに、外部機関との更なる連携強化を進め、付加価値の高い金融サービスを通じて、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

（ウェルビーイングと人的資本経営）

「きらぼしフィロソフィー」を実践する「きらぼしびと」の育成に向け、3つの行動指針のもと、希望するキャリアデザインに基づく外部派遣制度等による「自発性」の喚起、高度な専門人材を育成する「研修制度」の充実、気づきと学びの場の提供による「自己研鑽」の支援などを行ってまいります。

当社グループでは、お客さまへの高い価値提供を実現するにあたり、「人材」が最も重要な経営資本と捉えており、職員一人ひとりが自らの価値を高め、職員のウェルビーイングがお客さま・地域社会のウェルビーイングにつながることで、企業価値向上に貢献することを目指しております。全職員が「きらぼしびと」を体現し、お客さまの課題解決につながる、より専門性の高いプロフェッショナルリティを磨き、成果を出していくための投資や制度づくりに積極的に取り組んでまいります。

（グループリスク管理）

「グループ事業戦略」・「経営ビジョン」の堅確な達成と「金融にも強い総合サービス業」への発展を下支えすべく、当社が定める「グループリスク管理基本方針」に基づき、信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク等を的確に管理し、適切なリスクテイクを可能とするリスクマネジメント手法の高度化を図ってまいります。ま

た、利便性と安全性の高いサービスを提供するため、価値創造とリスクマネジメントの両面からサイバーセキュリティ対応に取り組んでまいります。

今後、海外の地域紛争等の地政学的リスクに加え、世界的なインフレーションにおける資材高騰、人件費の増大により、企業収益および資金繰りへの影響が懸念されます。当社グループは、引き続ききめ細かな金融支援機能およびコンサルティング機能の発揮により事業支援を図ってまいります。

（コンプライアンス）

コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと捉え、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を進めることで、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される地域金融グループとしての社会的責任を果たしていくため、当社が定める「コンプライアンス・プログラム」に基づき、徹底したコンプライアンス管理態勢の構築に努め、リスクオーナーシップの確立など企業倫理が徹底・浸透できる態勢の構築を更に進めてまいります。

（コーポレート・ガバナンス）

コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つと捉え、社外役員・外部有識者の知見も活用したうえでグループ経営管理態勢や監督機能の強化を進めるとともに、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループでは、持続可能な地域社会の構築に向け、2019年に東京きらぼしフィナンシャルグループSDGs宣言を策定いたしました。2021年12月には、地域社会の発展・持続可能な地域社会の課題解決への関与を掲げた「社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」を制定しています。持続可能な地域社会の構築に向けた取組みを推進することで地域・お客さまの持続可能性を高め、ひいては当社グループの持続可能性も高まるものと考えております。

なかでも環境問題（気候変動対応等）、人的資本（人材育成と社内環境整備等）への対応を経営上の重要課題（マテリアリティ）と位置付けております。環境問題については、2021年2月にTCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）に対する賛同、2022年3月にはサステナブルファイナンスの取組みを開始いたしました。地域・お客さまの持続可能な成長の支援及び当社グループの社員一人ひとりが自らの価値を高め、エンゲージメントの向上に関する取組みを推進しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

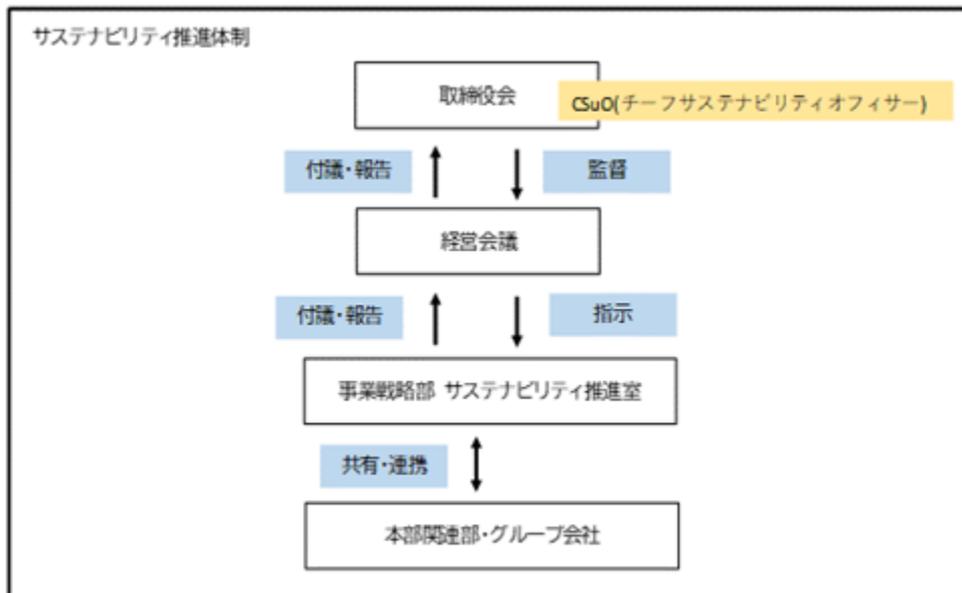
（1）サステナビリティ

ガバナンス

当社グループでは、環境問題について経営上の重要課題（マテリアリティ）の一つと捉え、持続可能な地域社会の実現ならびに当社グループの持続的成長に向けた取組みの管理・推進体制を構築しております。

- ・ 事業戦略部内にサステナビリティに関する企画や全体管理を行う「サステナビリティ推進室」を設置し、各種方針に基づく、当社グループのサステナビリティ推進の企画・立案、グループ各社・関連部署等との調整をおこなっております。環境問題については、サステナビリティ推進室が主管となり、経営会議における付議・報告、取締役会への付議・報告を行う態勢を整備しております。
- ・ 経営会議では、サステナビリティ課題として環境問題に関する施策・方針や取組状況などについて付議・報告をおこなっております。（年1回以上）。

取締役会は、サステナビリティ関連の議案（方針策定や目標設定、取組みの進捗状況等）について付議・報告された内容に対し適切に監督する役割を担っています。



戦略

サステナビリティに関する経営戦略

- ・ 環境問題によるリスク及び機会への対応を進めるため、お客さまや地域の皆さまとの対話を深めることにより、持続可能な地域社会の実現に向け、地域社会への貢献を目指します。サステナブルファイナンスや事業性評価に基づく融資、各種ファンド等の活用ならびに起業・創業・販路拡大・事業承継等企業のライフステージに応じた付加価値の高い金融サービスの提供を通じて、地域・お客さまとの共通価値を創造し、地域経済の持続的成長に向けた取組みを推進してまいります。
- ・ 人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略についての詳細は、有価証券報告書の「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組（2）人的資本」に記載しております。

リスクと機会

- ・ 環境問題の内、主に気候変動によって現在および将来に想定される当社グループが直面するリスクと機会を短期（5年）、中期（10年）、長期（30年）の時間軸で以下の通り認識しました。
- ・ 今後、当社グループおよびお客さまのリスクの把握・低減に努めるとともに、機会を当社グループの成長に繋げてまいります。

移行リスク	法や規則	脱炭素等による規制強化や政策変更がお客さまの財務に悪影響を及ぼすことによる信用リスクの発生	中期～長期
	テクノロジー・市場	脱炭素社会の移行に伴うテクノロジーの急速な転換に乗り遅れることや特性商品・サービスの需要の変動に対応できず、お客さまの財務に悪影響を及ぼすことによる信用リスクの発生	短期～長期
	レピュテーション	脱炭素社会への移行に順応できず、レピュテーションが低下することでお客さまの財務に悪影響を及ぼすことによる信用リスクの発生	中期～長期
		当社グループの気候変動に関する取り組みや情報開示が不十分とされる評判リスク（戦略と行動の乖離など）の発生	短期～長期
物理リスク	急性	風水害等の突発的な気象事象の発生により被災したお客さまの事業活動の停滞または停止、および不動産担保の毀損による信用リスクの発生	短期～長期
		当社グループの本支店、データセンターの被災によるオペレーショナルリスクの発生	短期～長期
	慢性	気温上昇、雪氷圏の減少、海面上昇等の長期的な気候パターンの変化により、お客さまの財務に悪影響を及ぼすことによる信用リスクの発生	長期
機会	サービス	お客さまの脱炭素社会への移行や環境問題対応を支援するサービスの提供等、ビジネス機会の増加	短期～長期
	商品	金融商品・サステナブルファイナンスの提供	短期～長期
	資源効率化・エネルギー源	省資源・省エネルギー化による自社の事業コスト低下	短期～長期
	評判	ESGを重要視する投資家や資本市場からの評価向上	短期～長期

炭素関連資産

- ・ 当社の総与信残高に占める炭素関連業種の与信残高・割合は次のとおりです。

対象業種	エネルギー、運輸、素材・建物、農業・食料・林産物
与信残高	22,535億円
与信割合	46.3%

- ・ 対象セクターについては、お客さまとの建設的な対話（エンゲージメント）を通じて、二酸化炭素排出量の把握や気候変動影響の低減のための事業再構築等の支援に努めてまいります。

開示対象セクターの業種区分はG I C S基準をベースとし、当社グループにおける業種分類で集計（太陽光・再エネ関連向け与信を除きます）

シナリオ分析

- ・ シナリオ分析の実施により、脱炭素社会への移行に向け、お客さまの事業転換を進めることの重要性を認識しました。今後、他のセクターに対する定量分析も実施し、セクター毎の気候変動リスクが当社グループに与える影響を把握するとともに、対象セクターにおけるお客さまとの対話（エンゲージメント）を通じて、お客さまの持続可能な経営が進むように支援してまいります。

<分析プロセス>

- ・ 各セクターのリスク（移行リスクと物理リスク）と機会を分析
- ・ 移行リスクのシナリオ分析対象セクターを決定
- ・ 移行リスク、物理リスクとともに分析対象に応じたシナリオを設定し、与信コストへの影響を分析

移行リスクの定量分析結果

分析対象	電力・ガス・石油・石炭・自動車、及び運輸セクター
分析内容	該当事業者の2050年までの財務予想により債務者区分を判定し与信費用増加額を算出
使用シナリオ	I E A（国際エネルギー機関）N Z Eシナリオ(1.5 シナリオ) 不足するデータはA P Sシナリオの値を代用
与信費用増加額	最大で約105億円

物理的リスクの定量分析結果

テーマ	営業停止による財務影響	担保不動産毀損額
分析対象	全与信先の事業者	全先
分析内容	2050年までの累積損害期待額を算出し、 該当事業者の財務予想により発生する与 信費用増加額を算出	2050年までの累積損害期待額を算出し、 毀損により発生する与信費用増加額を算 出
使用シナリオ	I P C C（気候変動に関する政府間パネル） R C P 2.6シナリオ（2 シナリオ）、R C P 8.5シナリオ（4 シナリオ）	
与信費用増加額	最大で約34億円	

リスク管理

- ・ サステナビリティ項目のなかでも環境問題を重要なリスクの一つとして捉え、影響度合いと蓋然性を考慮のうえ、統合的リスク管理の枠組みで管理できる体制の構築に取り組んでまいります。
- ・ 当社グループが地域金融機関グループとして持続可能な地域社会の実現に貢献するため、環境・社会に影響を与える事業に対する投融資方針として、「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定しました。本方針には気候変動と関連性が高い石炭火力発電事業、森林伐採事業、パーム油農園開発事業も対象に含まれています。
- ・ リスク分析結果等を踏まえ、今後、お客さまとの建設的な対話（エンゲージメント）を進めてまいります。この中で、お客さまの課題やニーズを把握し、解決策を提供することでビジネスチャンスの把握と当社グループおよびお客さまのリスク管理の強化を進めてまいります。

指標及び目標

環境関連投融资額実行目標の設定

2022年度から2030年度までの環境関連投融资実行額：2,000億円

年度	2022年度	2023年度
実行額	255億円	248億円
累計実行額	255億円	503億円

進捗率：25.1%

C o 2 排出量

S c o p e 1・2 2013年度対比、2030年度100%削減（カーボンニュートラル）

- ・ 当社では、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいりました。
- ・ 今後も継続して、設備導入・入れ替え等の実施、更なる再生可能エネルギー由来電力への切り替え等を進めてまいります。
- ・ 当社の削減実績は以下のとおりです。

年度	2013 (基準年)	2020	2021	2022	2023
C o 2 排出量 (t - C o 2)	10,985	5,832	5,409	4,130	2,159
S c o p e 1	721	480	485	450	554
S c o p e 2	10,263	5,351	4,924	3,680	1,605
2013年度比C o 2 排出量削減率		46.91%	50.76%	62.40%	80.34%

1：2013年度は、合併前の旧東京都民銀行および旧八千代銀行の実績の合算となります。

2030年までの
温室効果ガス排出削減目標

Scope1,2:2030年度カーボンニュートラルの達成

- ▷2022年度実績 62.40%削減(2013年度比)
- ▷2023年度実績 80.34%削減(2013年度比)



Scope 3

- Scope 3のうち、カテゴリ15について初めて算定を行いました。
- 当行の与信先について、業種ごとの炭素強度を使用し、炭素排出量を推計する「トップダウン方式」を用いて算定しております。
- 算定結果をお客さまとのエンゲージメントに活用して、脱炭素社会に向けた取り組みを進めて参ります。

〔与信先業種別排出量〕

	炭素強度 (単位:tCO ₂ /百万円)	排出量 (単位:tCO ₂)		炭素強度 (単位:tCO ₂ /百万円)	排出量 (単位:tCO ₂)
農業	3.98	5,656	自動車	4.48	58,802
製紙・林業	10.62	76,465	電力	29.08	406,027
飲料・食品	4.60	352,473	不動産管理・開発	1.13	544,585
金属・鉱業	19.68	192,832	陸運	3.43	751,769
化学	5.34	333,966	海運	13.43	87,666
石油・ガス	5.26	134,813	その他	1.56	3,930,493
建築資材・資本財	2.84	2,745,054	合計	—	9,620,601

(2) 人的資本

戦略

当社グループにとって、最も重要な資本は“きらぼしびと”です。“きらぼしびと”である職員が、お客さま・地域社会のウェルビーイングの実現を目指し、職員一人ひとりの幸せ=ウェルビーイングが企業の価値を高めていきます。

(人材育成方針)

当社グループは「職員一人ひとりが自らの価値を高め、企業価値の向上に貢献する」という基本的な考え方のもと、人材育成を進めております。

お客さまに価値あるサービスを提供するための「個の強化」を目的として、職員の自発的な専門性向上を促す各種研修の実施、専門部署への戦略的配置の他、さまざまなバックグラウンドを持つ専門人材の採用等を行ってまいります。

また、当社グループのパーパスである「TOKYOに、つくそう。」を浸透・実践するための施策に取り組むことで、互いに刺激し高め合い多様な仲間を尊敬し合う「企業文化の醸成」を目指してまいります。女性の管理職登用推進等の取組みも含め、「採用」「育成」「人員配置」を戦略的に行うことで、職員の「挑戦」する機会、地域社会に生きるすべてのの方々に喜びを届ける機会の好循環を生み出し、職員の成長が当社グループの成長へと繋がる仕組み作りを推進してまいります。

(社内環境整備方針)

当社グループは「良好な職場環境を常に追求し、職員一人ひとりの働きがいを高めていく」という社内環境整備方針のもと、女性及び男性の育児休業取得促進、テレワーク・フレックスタイム制の整備、関係性の質の向上を目指した各種コミュニケーション活性化策等に取組んでおります。

また、「職員と家族の健康保持・増進、いきいきと働ける職場づくり」をテーマに健康マネジメントに取り組んでまいります。ファイナンシャル・ウェルネスを高める施策として2023年度、2024年度に持株会にてRS(譲渡制限付き株式)付与を実施しており、今後も職員が心身の健康のみならず、将来の金銭的な状況について安心感を持てるよう支援し、企業の価値創造や生産性の向上に繋げていくことを目指してまいります。

指標及び目標

上記 戦略における「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」に関する指標ならびに当該指標を用いた目標を以下の通り設定しております。

	指標	2023年度	2026年度
		実績	目標
人材育成方針	専門人材(1)	836名	1,300名
	うちデジタル人材(1)	360名	660名
	人材育成投資額(2)	3.3億円	6.4億円
	女性管理職比率(2)	18.7%	20.0%
社内環境整備方針	女性育児休業取得率(2)	100%	100%
	男性育児休業取得率(2)	100%	100%

(1)当社グループにおける指標及び目標を設定しております。

(2)主要な連結子会社である株式会社きらぼし銀行における指標及び目標を設定しております。

3【事業等のリスク】

事業の状況、經理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。これらのリスクは、それぞれが独立するものではなく、ある事象の発生により複数のリスクが増大する可能性があります。また、すべてのリスクを網羅したのではなく、現時点で予見できない又は重要と見なされていないリスクの影響を将来的に受ける可能性があります。

当社グループは、こうしたリスクの発生可能性を認識したうえで、管理体制の強化に取り組み、発生の回避及び発生した場合の適切かつ迅速な対応に努めてまいります。リスク管理につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」にも関連した記載がありますのでご参照ください。

なお、以下の記載における将来に関する事項については、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 財務に関するリスク

(1) 信用リスク

不良債権に関するリスク

当社グループは、貸出金に対する審査態勢の強化及び小口分散化された貸出ポートフォリオの構築、貸出先に対する事業性評価に基づく金融支援・本業支援の実践、信用格付・自己査定 of 適切な運用を通じて貸出資産の健全化に努めております。

きらぼし銀行においては、融資管理部と営業店が一体となり、モニタリングを通じて貸出先の業況変化の早期把握と適切な対応を進めております。また、業績不振企業に対する経営改善支援や財務指標に基づく業況悪化の予兆を早期に捕捉する取組など不良債権の発生防止にも取り組んでおります。しかしながら、国内外の景気動向、不動産価格や金利、為替相場、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性により不良債権が増加する可能性があります。

貸倒引当金に関するリスク

当社グループは、自己査定等に基づき、将来の損失額を見積り、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、経済情勢や貸出先の経営状況の悪化、担保価値の下落、自己査定及び償却引当に関する基準の変更、その他の予測不能な不確実性により貸倒引当金の積み増しが必要となり与信関係費用が増加する可能性があります。

貸出先への対応に関するリスク

当社グループは、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、回収の実効性その他の観点から、法的な権利をすべて行使しない場合があります。また、こうした先に対して追加貸出、債権放棄等による支援を行う場合があります。こうした支援により、短期的には当社グループの不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

担保・保証に関するリスク

担保や保証による回収見込額は、現在の景気動向や不動産市況、貸出先の事業性評価等を前提として算定しております。今後、不動産価格等の下落や貸出先の事業性減退による担保価値減少（不動産担保、集合動産担保等）や、保証人の信用状態の悪化等の予測不能な不確実性により、与信関係費用が増加する可能性があります。

また、不動産市場における価格の下落や流動性の欠如、集合動産の陳腐化や経年劣化、有価証券価格の下落等の要因により、担保権を設定した不動産や集合動産、有価証券等の換金、または貸出先が保有するこれらの資産からの回収額が減少する可能性があります。

他の金融機関の動向に関するリスク

当社グループは、業況が低迷している企業等であっても改善が見込まれる場合には、貸出条件の変更や追加のご融資にも応じておりますが、他の金融機関が急速な貸出金の回収や取組方針等の変更を行った場合には、短期的に与信関係費用や不良債権が増加する可能性があります。

(2) 市場リスク

有価証券の価格下落リスク

当社グループは、市場性のある株式や債券等の有価証券を保有しております。これらの有価証券の価格下落により、評価損や売却損が発生する場合があります。また、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。特に価格変動性の高い商品としては株式や投資信託を保有しており、経済情勢や有価証券市場の需給環境の悪化により、短期的にも相場の急変時には損失が拡大するリスクがあります。当社グループでは自己資本の範囲

内でこれらのリスクに見合う資本を割り当てているほか、損失限度額を設定することでリスク量や損失額を一定の範囲に抑えるように運営を行っております。

金利変動リスク

当社グループでは、金利などの市場動向を注視し、機動的に市場リスク対応を実施するため、金利変動リスクの管理を行っています。しかしながら、資金運用と資金調達に金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利変動が発生した場合には、資金収益が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があり、政策の見直しや経済情勢の変化により中長期的には大きな金利変動が発生する可能性があります。当社グループでは金利変動の影響を受けやすい長期の債券のほか、円貨と比較して金利変動の高い通貨の外貨建て債券を保有しておりますが、自己資本の範囲内でリスクに見合う資本を割り当てているほか、損失限度額を設定することで、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるように運営を行っております。

デリバティブ取引

当社グループは、主として国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスク及び取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しているため、想定を超える市場金利・為替相場等の変動や取引先の契約不履行により、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。国内外の経済情勢等により、市場金利・為替相場等の変動が想定以上に起きる可能性があることから、必要に応じてリスクのヘッジ取引を行うなどの対応を行っております。取引先の契約不履行のリスクも顕在化のリスクは低くはないものの、小口分散が図られているため、当社グループの業績に与える影響は限定的なものと認識しております。

為替リスク

当社グループは、資産及び負債の一部を外貨建てで保有しております。外貨建ての資産と負債が通貨ごとに同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。世界各国の経済情勢や景気変動で、短期的にも為替相場は大きく変動する可能性は高いと認識しております。これらのリスクを完全に回避することはできませんが、為替ポジションの限度額、損失限度額を設定し、リスク量、損失額を一定の範囲に抑えるように運営を行っており、必要に応じて為替リスクのヘッジをするなどの対応を図っております。

(3) 流動性リスク

当社グループは、資金繰りの適切な管理に努めておりますが、経済環境の変化や金融市場全般または当社グループの信用状況等が悪化した場合には、資金調達コストが上昇し業績に悪影響を及ぼすことがあるほか、資金調達が困難になれば財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、資金の流出に備えた十分な流動性資産を保有するよう流動性リスク管理の枠組みを定め運営を行っており、短期的にはリスクが顕在化する可能性は低いものと認識しておりますが、中長期的には調達環境の変化によりリスクが顕在化する可能性があります。

(4) 決済リスク

当社グループは、多くの金融機関と取引を行っております。取引にあたっては一定の基準を設定しており、リスク顕在化の可能性は低いものと認識しておりますが、金融システム不安が発生した場合や大規模なシステム障害が発生した場合には、金融市場における流動性が低下する等、資金決済が困難となる可能性があります。

(5) 退職給付債務に関するリスク

当社グループは、割引率や年金資産の期待運用収益率等について、一定の条件の下で、従業員退職給付債務及び退職給付費用を算出しておりますが、予測不能な不確実性が含まれております。年金資産の時価下落や運用利回りの低下、退職給付債務を計算する前提となる割引率等、算出の前提条件に重要な影響があった場合は、退職給付費用が増加し、中長期的にわたり当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。当社グループは、現時点で想定されるさまざまな予測・仮定を元に将来の課税所得を合理的に見積り繰延税金資産を計上しておりますが、予測不能な不確実性が含まれているため、実際の課税所得が見積額と異なり一部または全部の回収が困難であると判断した場合は、繰延税金資産が減額され、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

(7) 固定資産減損に係るリスク

当社グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用しております。保有する固定資産は、市場価格の著しい下落、使用範囲または方法の変更、収益性の低下等不確実性が含まれており、前提条件等の予測不能な変化などにより固定資産の減損損失を計上することになる場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自己資本比率に関するリスク

当社グループは、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(2006年金融庁告示第20号)に定められた国内基準(現時点で4%)以上、また、当社の銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実が適当であるかどうかを判断するための基準」(2006年金融庁告示第19号)に定められた国内基準(現時点で4%)以上に維持することが求められております。当社グループの自己資本比率がこの最低所要基準を下回った場合には、監督当局から業務の全部若しくは一部の停止など行政処分を受ける可能性があります。

当社グループの自己資本比率に影響を及ぼす主な要因として、以下のものがあります。

- ・債務者の信用力悪化及び不良債権処理の増加に伴う与信関係費用の大幅増加
- ・景気動向や金利変動に伴う保有有価証券の大幅下落
- ・繰延税金資産について将来の課税所得の見積額と実際の課税所得との相違等に伴う繰延税金資産の大幅減額
- ・自己資本比率基準や算定方法の変更
- ・本項記載のその他の偶発的な損害の発生

なお、当社グループは、今後とも収益力の強化と安定化を進めることにより更に自己資本の拡充を図ってまいります。

(9) 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、その収入の大部分を当社が直接保有しているきらぼし銀行から受領する配当金及び経営管理料に依存しております。リスクの顕在化は低いものと認識しておりますが、一定の条件下では、さまざまな規制上の制限等により、きらぼし銀行が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、きらぼし銀行が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主に対し配当を支払えなくなる可能性があります。

(10) 格付低下によるリスク

当社グループは、外部格付機関より格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、当社グループの資金・資本調達に影響を及ぼす可能性があります。

2. 業務等に関するリスク

(1) システムリスク

当社グループの金融子会社は、銀行業務を正確かつ迅速に処理するとともに、お客さまに多様なサービスを提供するため、基幹系システムをはじめとしたさまざまなコンピュータシステムを使用しております。業務上使用しているシステムについては安定的な稼働を維持するためのメンテナンス等障害発生防止に万全を期しております。しかしながら、これらのシステムについて、事故やシステムの新規開発・更新等によるシステムダウンまたは誤作動等の障害が発生した場合、障害や被害の規模によっては当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) サイバー攻撃に関するリスク

年々高度化・巧妙化するサイバー攻撃により、情報システムの停止、誤作動、外部流出等が発生するリスクが高まっております。当社グループでは、経営の重要課題の1つとして位置付け、サイバーセキュリティ対策の強化を図るべく、グループCIO(Group Chief Information Officer、最高情報責任者)の設置や、リスク管理部にサイバーセキュリティ担当を配置しております。また、サイバー攻撃に備えるべく、外部団体からの情報収集や、サイバー攻撃にかかる訓練・演習の実施、情報リテラシー向上のための教育、システムリスク評価の実施、コンティンジェンシープランの策定等、グループ管理態勢の継続的な強化に取り組んでおります。このほか、外部に公開するウェブサイトなどに対しては、不正アクセスやサービス停止攻撃等への対策を講じるほか、定期的な脆弱性の診断・対策を実施しております。しかしながら、サイバー攻撃により、不正アクセスやサービスの停止、情報漏洩、データの改ざん等が発生した場合、それに伴う損害賠償や、行政処分などにより、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を与える可能性があります。

(3) 情報漏洩に関するリスク

当社グループは、内部規程及び情報管理態勢の整備や、社内教育による情報管理の重要性の周知徹底、またシステム上のセキュリティ対策等により、顧客情報や社内機密情報等重要情報の漏洩に関するリスクの顕在化防止に努めております。しかしながら、役職員や外部委託先人員の人為的ミス、システム障害の発生、災害等の不測の事態等により重要な情報が外部へ漏洩した場合、損害賠償請求や行政処分を受ける可能性があり、これにより中長期にわたり当社グループの業務運営や業績、財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法令違反等に関するリスク

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと捉え、態勢の整備やホットライン（内部通報制度）の周知、役職員に対するコンプライアンス意識向上に努めております。直ちにリスクが顕在化する可能性は低いものと思われませんが、法令等に違反するような事態が生じた場合には、罰則や行政処分等を受け、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟リスク

当社グループは、法令等遵守の徹底を図るとともに、各種業務の適法性確保のためリーガルチェックを徹底することにより、訴訟の顕在化を防止しております。今後の業務運営の過程で訴訟を提起され、補償等を余儀なくされた場合、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止に係るリスク

当社グループは、マネー・ロンダリング等の防止を経営の最重要課題の一つと捉え、不断の検証と高度化に努めるとともに、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を確立することを基本方針としております。リスク管理部内にAML/CFT対策室を設置しグループベースでAML/CFT管理を行い、外部有識者の知見も活用のうえ対策の強化に努めております。しかしながら、不正送金等を未然に防止することができなかった場合は、当社グループの信用や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業戦略に関するリスク

当社グループは、2024年度から新中期経営計画（計画期間3年間）をスタートさせましたが、計画に掲げた戦略や施策が実行できない、あるいは当初想定した成果が実現に至らないことなどにより、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 業務範囲拡大によるリスク

当社グループは、法令等に則ったうえで、銀行業務以外の新しい分野にも業務範囲を拡大しております。グループ会社間の連携により、顧客基盤の拡大やソリューション提供力の強化等による連結収益の拡大に取り組むとともに、経費削減等を通じた効率性の向上に努めています。しかしながら、新規業務を取扱うことにより、当社グループは新たなリスクにさらされる可能性があり、それらのリスクは全く経験がないか、または、限定的な経験しかない場合があります。当該リスクが顕在化した場合、中長期にわたり当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 主要な業務の前提に関するリスク

当社の子会社であるきらぼし銀行及びUI銀行は、監督官庁の許認可を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消し等を命ぜられることがあります。現時点において、きらぼし銀行及びUI銀行はこれらの事由に該当する事実はないものと認識しておりますが、将来、何らかの事由により前述の業務の停止や免許の取消し等の要件に該当した場合には、きらぼし銀行及びUI銀行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、中長期にわたり当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 事務リスク

当社グループは、預貸金業務や為替業務をはじめ、国債や投資信託、生損保等の販売等、さまざまな業務を行っております。こうした業務において、内部規程及び態勢整備の点検、本部・営業部店への事務指導等によって、適正な事務の遂行に努めております。しかしながら、役職員が過失の有無を問わず不適切な事務処理を行った場合には、当社グループの業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。これらの事象が発生した場合の影響を最小限に止めるべく管理態勢のチェック・改善を継続して行っております。

(11) 外部委託に関するリスク

当社グループではさまざまな業務のIT並びに事務の外部委託を行っており、外部委託先の適格性や委託業務に係る安全管理措置、クラウド管理状況について十分に検討を行うなど、外部委託先の管理に努めておりま

す。併せて、外部委託先が再委託を行う場合には、再委託先の各種管理体制についても確認し、管理しています。外部委託先において受託業務の遂行に支障が生じた場合、あるいは情報漏洩・紛失・不正などがあった場合には、当社グループに間接的・直接的に影響が及ぶ可能性がありますので、管理を徹底する必要があります。

(12) 人材確保・育成に関するリスク

当社グループは多様な人材こそが競争力の源泉であると認識し、その育成・確保を行っております。その一環として、組織風土の変革や価値創造を推進する人材の育成・強化に取り組んでいます。しかしながら、当社グループに対する社会的イメージが低下した場合、優秀な人材の確保・育成等が重要な課題となります。事業活動に必要な高い専門性を持った人材の確保等を十分に行うことができなかつた場合、競争優位性のある組織能力が実現せず、将来の業務運営が困難となり、中長期的にわたり当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 金融環境等に関するリスク

(1) 法令・各種規制の改正に関するリスク

当社グループが業務を行ううえで適用される法律及び規則、政策、実務慣行、会計制度、税制等が変更された場合には、法規制や法改正への対応には新たな対応コストが発生することに加え、事業活動が制限を受けることも想定され、当社グループの業務運営や業績等に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、適宜外部の専門家等を活用しながら法務部門がサポートすることで法を遵守するとともに、法改正等に関する動向を経営層へ発信・周知することにより、法改正等への対応を推進・強化しております。

(2) 地域経済の動向に影響を受けるリスク

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を主要営業エリアとし、地域の中小企業と個人のお客さまを中心に総合金融サービスを提供し、地域経済・地域社会の持続的な発展への貢献に努めております。さまざまな外部環境の変化により地域経済が悪化した場合には、業容の拡大が図れないなど地域経済の動向が当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争リスク

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を主要営業エリアとし、成長性の高いマーケットにおいてメガバンクや他の地域金融機関等複数の金融機関等が営業を展開しております。今後、フィンテックの台頭や高度IT社会の加速、また規制緩和等による異業種の新規参入など更なる競争激化も予想され、こうした事業環境において競争優位性を発揮できない場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 普通株式の希薄化リスク

当社は、2016年4月1日付で、第二種優先株式400億円を発行しております。第二種優先株主は、2021年4月1日から2031年3月31日までの間、当社に対し普通株式の交付と引換えに第二種優先株式を取得することができます。また、当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第二種優先株式がある場合、そのすべてを取得請求期間の末日の翌日に取得し、それと引換えに第二種優先株主に対し普通株式を交付いたします。

また、2016年6月24日付で、第三者割当により第1回第一種優先株式150億円を発行しております。第1回第一種優先株主は、2023年6月1日から2031年3月31日までの間、当社に対し普通株式と引換えに第1回第一種優先株式を取得することを請求することができます。当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第1回第一種優先株式がある場合、そのすべてを取得請求期間の末日の翌日に取得し、それと引換えに第1回第一種優先株主に対し普通株式を交付いたします。

こうした場合、普通株式の株式数が増加し、1株当たりの価値が低下する場合があります。

(5) 気候変動リスク

持続可能な社会の構築のための2050年カーボンニュートラルを目指す取組みへの要請が高まっています。当社グループでは、2021年12月に「サステナビリティ方針」「環境方針」を制定する等体制を整備するとともに、取引先の気候変動対策に向けた脱炭素等への取組みを包括的に支援する体制を整え、推進しております。当社グループ内においては、環境負荷低減のため、再生可能エネルギー由来電力への切替や環境配慮型車両の導入を通じて事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減、フィンテックを活用した金融取引、業務の効率化及び生産性向上による省資源・省エネルギー化に努めております。また、「企業の森・きらぼしの森」等を通じて森林管理に取り組み、生物多様性を含めた環境保全・保護に向けた社会貢献などさまざまな活動に取り組んでいます。しかしながら、環境関連の規制強化やステークホルダーからの評価、消費者意識の高まりなどによ

り企業の環境問題への取組み姿勢によっては、レピュテーション低下につながり、地域社会との関係悪化や投資対象からの除外等当社グループに大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害の発生や感染症拡大等に伴う業務継続に関するリスク

当社グループでは、自然災害・感染症等対応規程及び体制の整備等により業務継続に向けた対応力の強化に努めております。また、安否確認システムの導入や施設・システム等が継続して安定的に使用できるように建物・設備等の機能を整備するとともに、経年状況の把握と適切な維持管理、防災訓練などの対策を講じ、各種災害・事故・感染症等に備えています。しかしながら、地震、大雨、洪水などの自然災害・異常気象や、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の世界的な大流行、停電等の社会インフラ障害、大規模事故、犯罪等の不測の事態が発生した場合、中長期にわたり当社グループの業務運営や業務継続に影響を及ぼす可能性があります。特に感染症等の影響が拡大した場合、子会社であるきらぼし銀行頭取を本部長とする緊急対策本部を設置し、感染予防として、店舗内等の密閉・密集・密接（三密）防止に向けた対策や営業時間の変更、働き方の多様化・柔軟化、出勤態勢の見直し等により同一拠点における業務従事者の同時感染リスクを軽減するための対策を講じることとしております。しかしながら、職員や家族等の感染者の増加等により全店の開店が困難な事態が生じた場合、その都度、必要な対応を図るものの、業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) レピュテーションリスク

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、適時適切な情報開示による広報・IR活動等ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、お客さま満足度や利便性の向上に努めております。しかしながら、マスコミ報道やインターネット等を通じ、当社グループや金融業界等に対するネガティブな情報や事実と異なった風説・風評が拡散した場合には、当社グループのイメージや株価、業務運営、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

（財政状態）

資産

当連結会計年度末における当社グループの総資産は、前連結会計年度末比4,513億円増加し7兆1,935億円となりました。なお、主な資産の状況は次のとおりであります。

貸出金

貸出金につきましては、メイン化取引の推進や事業性ファイナンスへの取組み等により、前連結会計年度末比1,151億円増加の4兆8,212億円となりました。

有価証券

有価証券につきましては、低クーポン債の処理を進め、債券の入れ替えを実施したことにより、前連結会計年度末比708億円増加の9,278億円となりました。

負債

負債につきましては、前連結会計年度末比4,131億円増加し6兆8,283億円となりました。なお、主な負債の状況は次のとおりであります。

預金

預金につきましては、U I 銀行による預金の受入（2024年3月末残高4,034億円）等により、残高は前連結会計年度末比2,049億円増加の5兆8,302億円となりました。

純資産

純資産につきましては、利益剰余金が増加したことに加え、その他有価証券評価差額や退職給付に係る調整累計額の増加等により、前連結会計年度末比381億円増加の3,651億円となりました。

（経営成績）

当連結会計年度の連結経常収益は、貸出金残高の増加や貸出金利回りの上昇等による貸出金利息の増加や、外国証券利息やファンド収益の増加等による有価証券利息配当金の増加等を中心として、前連結会計年度比130億円増加の1,383億円となりました。また、連結経常費用は、ベースアップによる人件費や物件費等経費の増加により前連結会計年度比108億円増加の1,053億円となりました。その結果、連結経常利益は前連結会計年度比21億円増加の329億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比45億円増加の256億円となりました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は、以下のとおりとなりました。

〔銀行業〕

経常収益は前連結会計年度比74億円増加の1,124億円、セグメント利益（経常利益）は前連結会計年度比32億円増加の322億円となりました。

〔リース業〕

経常収益は前連結会計年度比9億円増加の145億円、セグメント利益（経常利益）は前連結会計年度比0億円増加の5億円となりました。

〔その他〕

報告セグメントに含まれない「その他」の経常収益は前連結会計年度比51億円増加の231億円、セグメント利益（経常利益）は前連結会計年度比17億円減少の51億円となりました。

（キャッシュ・フローの状況）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及びコールマネー等の純増による収入等を主因に2,881億円の収入となり、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入を得る一方、有価証券の取得による支出等により633億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いによる支出等により41億円の支出となりました。この結果、現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比2,206億円増加し1兆1,547億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、前連結会計年度比102億45百万円増加の786億53百万円となりました。

信託報酬は、前連結会計年度比49百万円減少の3億46百万円となりました。

役務取引等収支は、前連結会計年度比14億33百万円増加の181億93百万円となりました。

その他業務収支は、前連結会計年度比28億円減少の55億51百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	78,110	1	9,704	68,407
	当連結会計年度	86,385	1	7,734	78,653
うち資金運用収益	前連結会計年度	82,951	1	11,283	71,669
	当連結会計年度	94,693	1	10,826	83,868
うち資金調達費用	前連結会計年度	4,840	-	1,578	3,262
	当連結会計年度	8,307	-	3,091	5,215
信託報酬	前連結会計年度	395	-	-	395
	当連結会計年度	346	-	-	346
役務取引等収支	前連結会計年度	17,956	144	1,341	16,759
	当連結会計年度	19,727	90	1,624	18,193
うち役務取引等収益	前連結会計年度	22,423	144	2,011	20,556
	当連結会計年度	24,396	90	2,291	22,196
うち役務取引等費用	前連結会計年度	4,466	-	669	3,797
	当連結会計年度	4,669	-	667	4,002
その他業務収支	前連結会計年度	436	1	3,185	2,750
	当連結会計年度	1,763	1	3,785	5,551
うちその他業務収益	前連結会計年度	11,353	1	3,506	7,845
	当連結会計年度	5,893	0	4,150	1,743
うちその他業務費用	前連結会計年度	10,916	-	321	10,595
	当連結会計年度	7,657	1	364	7,294

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比168億75百万円減少の6兆1,847億76百万円となりました。資金運用利息は、前連結会計年度比121億99百万円増加し838億68百万円となり、この結果、資金運用利回りは前連結会計年度比0.20ポイント上昇の1.35%となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比613億51百万円減少の6兆2,256億7百万円となりました。資金調達利息は、前連結会計年度比19億53百万円増加し52億15百万円となり、この結果、資金調達利回りは前連結会計年度比0.03ポイント上昇の0.08%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	6,662,149	82,951	1.24
	当連結会計年度	6,811,206	94,693	1.39
うち貸出金	前連結会計年度	4,700,955	58,771	1.25
	当連結会計年度	5,165,009	69,289	1.34
うち商品有価証券	前連結会計年度	845	3	0.37
	当連結会計年度	961	3	0.37
うち有価証券	前連結会計年度	1,156,707	22,384	1.93
	当連結会計年度	1,115,496	23,848	2.13
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	14,772	100	0.67
	当連結会計年度	24,875	196	0.79
うち預け金	前連結会計年度	692,442	1,069	0.15
	当連結会計年度	443,251	806	0.18
資金調達勘定	前連結会計年度	6,539,290	4,840	0.07
	当連結会計年度	6,638,390	8,307	0.12
うち預金	前連結会計年度	5,323,630	1,482	0.02
	当連結会計年度	5,849,727	2,818	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	10,160	2	0.02
	当連結会計年度	13,392	8	0.06
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	390,440	72	0.01
	当連結会計年度	182,940	154	0.08
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	224,675	1,473	0.65
	当連結会計年度	164,154	1,975	1.20
うち借入金	前連結会計年度	582,673	1,680	0.28
	当連結会計年度	419,373	3,110	0.74

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内(連結)子会社及び海外に営業拠点を有しない海外(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

3. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない(連結)子会社の取引であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	143	1	0.88
	当連結会計年度	152	1	1.25
うち貸出金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	143	1	0.88
	当連結会計年度	152	1	1.25
資金調達勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外に営業拠点を有する海外(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

3. 「海外」は海外に営業拠点を有する(連結)子会社の取引であります。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（％）
		小計	相殺消去額（ ）	合計	小計	相殺消去額（ ）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	6,662,293	460,640	6,201,652	82,952	11,283	71,669	1.15
	当連結会計年度	6,811,359	626,582	6,184,776	94,695	10,826	83,868	1.35
うち貸出金	前連結会計年度	4,700,955	209,334	4,491,621	58,771	1,476	57,294	1.27
	当連結会計年度	5,165,009	364,857	4,800,151	69,289	2,994	66,294	1.38
うち商品有価証券	前連結会計年度	845	-	845	3	-	3	0.37
	当連結会計年度	961	-	961	3	-	3	0.37
うち有価証券	前連結会計年度	1,156,707	207,799	948,908	22,384	9,806	12,578	1.32
	当連結会計年度	1,115,496	213,114	902,382	23,848	7,823	16,025	1.77
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	14,772	-	14,772	100	-	100	0.67
	当連結会計年度	24,875	-	24,875	196	-	196	0.79
うち預け金	前連結会計年度	692,586	42,714	649,871	1,070	0	1,070	0.16
	当連結会計年度	443,404	47,925	395,478	808	8	799	0.20
資金調達勘定	前連結会計年度	6,539,290	252,330	6,286,959	4,840	1,578	3,262	0.05
	当連結会計年度	6,638,390	412,783	6,225,607	8,307	3,091	5,215	0.08
うち預金	前連結会計年度	5,323,630	42,286	5,281,344	1,482	0	1,482	0.02
	当連結会計年度	5,849,727	47,925	5,801,802	2,818	8	2,809	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	10,160	710	9,450	2	0	2	0.02
	当連結会計年度	13,392	-	13,392	8	-	8	0.06
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	390,440	-	390,440	72	-	72	0.01
	当連結会計年度	182,940	-	182,940	154	-	154	0.08
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	224,675	-	224,675	1,473	-	1,473	0.65
	当連結会計年度	164,154	-	164,154	1,975	-	1,975	1.20
うち借入金	前連結会計年度	582,673	209,334	373,338	1,680	1,476	203	0.05
	当連結会計年度	419,373	364,857	54,516	3,110	2,994	116	0.21

（注）1．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2．平均残高の相殺消去額は、親子会社間の債権・債務の相殺消去額を記載しております。なお、有価証券については、投資と資本の相殺消去額も含めて記載しております。

3．利息の相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、前連結会計年度比16億39百万円増加の221億96百万円となりました。また、役務取引等費用は、前連結会計年度比2億5百万円増加の40億2百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	22,423	144	2,011	20,556
	当連結会計年度	24,396	90	2,291	22,196
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	757	-	-	757
	当連結会計年度	678	-	-	678
うち為替業務	前連結会計年度	2,659	-	1	2,657
	当連結会計年度	2,618	-	35	2,582
うち証券関連業務	前連結会計年度	2,177	-	66	2,110
	当連結会計年度	2,375	-	32	2,342
うち代理業務	前連結会計年度	2,696	-	-	2,696
	当連結会計年度	2,874	-	-	2,874
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	271	-	-	271
	当連結会計年度	259	-	-	259
うち保証業務	前連結会計年度	1,504	-	643	861
	当連結会計年度	1,387	-	640	746
役務取引等費用	前連結会計年度	4,466	-	669	3,797
	当連結会計年度	4,669	-	667	4,002
うち為替業務	前連結会計年度	462	-	-	462
	当連結会計年度	503	-	-	503

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する(連結)子会社の取引であります。

2. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(4) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	5,684,107	-	58,720	5,625,386
	当連結会計年度	5,876,386	-	46,091	5,830,294
うち流動性預金	前連結会計年度	3,627,444	-	51,621	3,575,822
	当連結会計年度	3,790,417	-	43,007	3,747,409
うち定期性預金	前連結会計年度	1,985,704	-	7,098	1,978,605
	当連結会計年度	2,029,068	-	3,083	2,025,984
うちその他	前連結会計年度	70,958	-	-	70,958
	当連結会計年度	56,900	-	-	56,900
譲渡性預金	前連結会計年度	9,500	-	-	9,500
	当連結会計年度	71,000	-	-	71,000
総合計	前連結会計年度	5,693,607	-	58,720	5,634,886
	当連結会計年度	5,947,386	-	46,091	5,901,294

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 預金の区分は、次のとおりであります。

a. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

b. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)	4,706,163	100.00	4,821,294	100.00
製造業	388,286	8.25	367,223	7.61
農業,林業	1,285	0.02	1,297	0.02
漁業	314	0.00	306	0.00
鉱業,採石業,砂利採取業	1,773	0.03	1,508	0.03
建設業	225,686	4.79	214,802	4.45
電気・ガス・熱供給・水道業	21,296	0.45	24,375	0.50
情報通信業	133,563	2.83	133,908	2.77
運輸業,郵便業	76,847	1.63	67,970	1.40
卸売業,小売業	557,232	11.84	525,890	10.90
金融業,保険業	344,970	7.33	392,273	8.13
不動産業	1,392,496	29.58	1,418,440	29.42
不動産取引業 (注)2	555,423	11.80	536,454	11.12
不動産賃貸業等 (注)2	837,072	17.78	881,986	18.29
物品賃貸業	91,991	1.95	74,156	1.53
学術研究,専門・技術サービス業	94,491	2.00	95,972	1.99
宿泊業	16,222	0.34	15,825	0.32
飲食業	59,141	1.25	54,652	1.13
生活関連サービス業,娯楽業	86,561	1.83	70,095	1.45
教育,学習支援業	43,266	0.91	44,656	0.92
医療・福祉	201,013	4.27	205,642	4.26
その他サービス	121,641	2.58	115,837	2.40
地方公共団体	88,045	1.87	210,724	4.37
その他	760,033	16.14	785,731	16.29
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府系	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	4,706,163		4,821,294	

(注)1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 不動産取引業とは不動産取引の免許を有する業者による不動産業であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者による賃貸業等であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	147,887	-	-	147,887
	当連結会計年度	133,071	-	-	133,071
地方債	前連結会計年度	62,398	-	-	62,398
	当連結会計年度	90,712	-	-	90,712
社債	前連結会計年度	249,407	-	-	249,407
	当連結会計年度	248,005	-	-	248,005
株式	前連結会計年度	267,577	-	216,778	50,799
	当連結会計年度	282,002	-	225,072	56,930
その他の証券	前連結会計年度	346,532	-	49	346,483
	当連結会計年度	399,133	-	46	399,087
合計	前連結会計年度	1,073,804	-	216,828	856,976
	当連結会計年度	1,152,925	-	225,119	927,806

(注) 1 . 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する(連結) 子会社の取引であります。

2 . 相殺消去額には、資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

3 . 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第20号。以下「告示」という。) に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を、それぞれ採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位 : 億円、 %)

	2024年 3月31日
1 . 連結自己資本比率(2 / 3)	8.25
2 . 連結における自己資本の額	3,293
3 . リスク・アセットの額	39,904
4 . 連結総所要自己資本額	1,596

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、株式会社きらぼし銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のもに区分される債権をいう。

株式会社きらぼし銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	2023年3月31日	2024年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	228	161
危険債権	873	892
要管理債権	76	73
正常債権	46,613	47,526

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結子会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社きらぼし銀行1社であります。

信託財産の運用 / 受入状況（信託財産残高表）

資産				
科目	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当連結会計年度 (2024年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	2,452	2.16	2,903	2.30
金銭債権	20,886	18.40	26,245	20.85
有形固定資産	87,578	77.18	93,620	74.39
その他債権	0	0.00	0	0.00
銀行勘定貸	-	-	609	0.48
現金預け金	2,551	2.24	2,464	1.95
合計	113,469	100.00	125,843	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当連結会計年度 (2024年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
特定金銭信託	2,820	2.48	3,053	2.42
金銭債権の信託	20,932	18.44	27,022	21.47
包括信託	89,716	79.06	95,767	76.10
合計	113,469	100.00	125,843	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産については、前連結会計年度及び当連結会計年度の取扱残高はありません。

貸出金残高の状況（業種別貸出状況）

業種別	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当連結会計年度 (2024年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	2,000	68.89
不動産業	240	9.78	210	7.23
不動産取引業 (注)	-	-	-	-
不動産賃貸業等 (注)	240	9.78	210	7.23
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	-
その他サービス	2,212	90.21	693	23.87
地方公共団体	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	2,452		2,903	

(注) 不動産取引業とは不動産取引の免許を有する業者による不動産業であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者による賃貸業等であります。

元本補てん契約のある信託の運用/受入状況
該当事項はありません。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(1) 前中期経営計画の達成状況

前中期経営計画において掲げたKPI、KGIの達成に向け、質の高いサービスを幅広く提供すべくグループ体制の整備、コンサルティング機能の拡充を進めるとともに、業務改革や人材育成に取組み、多様化するお客さまの課題やニーズにお応えするとともに、円滑な資金供給に努めました。当社グループでは、2021年度から2023年度の3年間を計画期間とした中期経営計画において、ビジョン（目指す姿）「お客さまの新しい価値を創造する東京発プラットフォームとなる」の具現化に向け、デジタル関連事業や人的資本経営等に対して積極的に取り組んでまいりました。

DXの推進

当社グループでは、DX戦略の推進を重要施策の一つに掲げ、デジタルを活用した金融サービスの提供や、デジタルを起点とした対面・非対面サービスの融合および金融・非金融サービスのシームレスな提供に取り組んでまいりました。

そうした中、当社グループのDX戦略の一翼を担うきらぼしテックでは、お客さまの更なる利便性を図るため、新しいデジタルウォレット「ララPayプラス」の提供を開始しました。「ララPayプラス」では、アブラスの「BANKIT®（バンキット）」を活用したキャッシュレス決済サービスを提供するほか、企業のデジタル経費精算が可能となるなど機能の拡充を図りました。

UI銀行では、幅広い世代の方にご満足いただけるよう、スマートフォンで手続きが完結する介護ローン、ドクターローン、フリーローンなどの取扱いを開始するとともに、既存のスマホローンの商品性の拡充も図りました。

また、きらぼし銀行では、デジタル化を活用した金融サービスの提供の一環として、新たな店頭タブレットシステムを導入し、タブレット端末による窓口手続きのセルフ化を開始しました。複数の伝票や申込書類に記入・捺印が必要だったお手続きをタブレット端末への入力操作で完結させることで、お客さまのご記入負担の軽減とお手続き時間の短縮化を図るとともに、事務手続きの効率化も実現しました。

ビジネス構造改革とグループ連携

法人のお客さまに対しては、スタートアップ支援に取り組んできたきらぼし銀行の「創業支援室」を部に格上げするとともに「SS（スタートアップ・スタジオ）部」に名称変更を行い、スタートアップ支援に向けた更なる機能強化を図りました。

具体的な取組みとして、スタートアップ支援においては、きらぼし銀行が運営するインキュベーション施設「KicSpace HANEDA」にて、株式会社エイチ・アイ・エスと旅行ビジネスに限らない共創を目的としたオープンイノベーションピッチコンテストを共同開催しました。さらに、「KicSpace HANEDA」と台湾高雄市のイノベーション拠点「亜湾スタートアップテラス」と施設間連携に関する覚書を締結し連携を開始するなど、国内外のスタートアップに対する支援強化を図りました。

海外展開支援においては、マーケットイン型のコンサルティングを目指す中、きらぼし銀行はカンボジアへの海外展開やカンボジアビジネスに取り組むスタートアップ企業および中小企業のお客さまへの支援をより一層強化するため、カンボジア日本人材開発センターおよびカンボジア日本ビジネス投資協会と協力覚書を締結しました。さらに、ASEAN地域における長年の事業経験と一貫体制でのモノづくり技術を生かし、海外グループ会社のモノづくり技術と拠点リソースを融合させたアライアンスビジネスを展開している日新電機株式会社ときらぼし銀行、きらぼしコンサルティングとの間で「包括連携に関する基本協定」を締結しました。これを機に、中堅・中小企業のASEAN市場におけるビジネス拡大を目指します。また、グローバル水準でも高い競争力を持つスタートアップ企業を数多く輩出するエコシステムが構築されている北欧で、スタートアップイベント「Slush 2023」に東京都と共同出展し、東京に関心を持つ北欧スタートアップ企業やベンチャーキャピタルとの交流を図りました。東アジア・ASEAN等とのネットワーク強化を図る中、北欧のネットワークに加わることで、グループのデジタル戦略強化やグループをハブとしたグローバルオープンイノベーションの創出を目指します。

医療・福祉分野においては、従来より同分野を首都圏の成長性の高い地場産業と位置づけ、きらぼし銀行の「医療・福祉事業部」を中心に多角的なサポートに取り組んでおります。このような中、医療介護コンサルティングを手掛ける株式会社メディヴァの子会社である株式会社シーズ・ワンに出資しました。高齢化の進展による医療・介護需要の増加を見据え、金融支援のみならず、グループの総合力を活用し、経営状態の悪化や後継者不足に陥る地域の中小病院の再生や継承の支援に取り組んでまいります。

その他、きらぼしキャピタルでは東京圏の中堅・中小企業を投資対象とし、円滑な事業承継と事業成長支援を目的として、「K C Pパイアウト1号投資事業有限責任組合」を組成しました。多様化する資金調達ニーズにお応えべく、グループのシナジー効果を発揮し、あらゆるライフステージにおけるお客さまの経営課題の解決に取り組みます。

個人のお客さまに対しては、お客さま本位の業務運営に取り組む中、より質の高い接客・応対や顧客サービスの実践を通じた更なる顧客満足度の向上を目指し、当社に「H M (ホスピタリティマインド)室」を新設しました。また、富裕層のお客さまとのリレーション構築のための活動やお客さまの抱える課題に対するソリューション提案を行う部署として、きらぼし銀行に「W M (ウェルス・マネジメント)室」を新設しました。

そのほか、グループの体制面として、当社の子会社であるきらぼしシステムが、民間の企業をお取引先としたS E S (システム・エンジニアリング・サービス)事業およびシステムの受託開発事業に取り組んできたアイティーシーを子会社化しました。これにより、U I 銀行やきらぼしテックが開発するシステム・アプリの内製化やI C Tコンサルティングの提供など、低コストかつ迅速なデジタルサービスを提供してまいります。

経営基盤の改革とリソースアロケーション

きらぼし銀行は、資産運用等の相談業務のほか、コンシェルジュによる金融取引のデジタルシフト支援や地域のお客さまに向けた非金融サービスの提供を行う「きらぼしラウンジ相原」「きらぼしラウンジ大沼」を開設、発展が期待されるエリアの横浜市港北区綱島地区には「新綱島支店」を出店しました。さらに海外拠点として、A S E A N 全域での更なるサービス・情報収集の強化と現地ネットワーク拡大を目的にバンコク駐在員事務所を開設しました。

また、業務効率化を進めつつ相模原地域の営業力強化を目指して、営業拠点、事務センターなどの機能を併せもつ「相模原センタービル」を竣工しました。そのほか、店頭タブレット端末の取扱業務拡大により引き続き店頭事務の効率化を図るとともに、お客さまとの接点を維持しながら次世代店舗化を進め、店舗運営の効率化にも取り組んでおります。

人材育成と人事制度の改革

当社グループは、役職員全員が共通して持つべき意識・価値観・考え方として、「社会貢献、組織の発展、自己実現、自らの幸せを実現させること」を「きらぼしフィロソフィー」として策定しています。同時に、「きらぼしフィロソフィー」を実践する職員を「きらぼしびと」と定義し、3つの行動指針(“高い志”を持つ人、どうしたら出来るのか常に考えるひと、結果にコミットし果敢に挑戦し続けるひと)のもと、付加価値の高いサービスを提供できる人材の育成に努めています。

具体的には、お客さまに価値あるサービスを提供するための「個の強化」を目的として、職員の自発的な専門性向上を促す「道場研修」の実施、上司側の気づき、行動変容を目的とした「360度サーベイフィードバック研修」や上司部下間の関係性の質の向上と部下のキャリア支援を目的とした「1on1ミーティング研修」等の実施により、互いに刺激し高め合い多様な仲間を尊敬し合う企業文化の醸成を目指しております。また、さまざまなバックグラウンドをもつ専門人材の積極的な採用を行っている他、女性の管理職登用推進にも取り組んでおります。

採用・育成・人員配置を戦略的に行うことで、グループを通じて付加価値の高いサービス提供を行える体制を整備しております。

サステナビリティへの取組み

当社グループでは、気候変動への対応を経営戦略上の重要事項と位置づけ、T C F D (気候関連財務情報開示タスクフォース)宣言に賛同するほか、「社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」や「環境方針」等を制定しております。グループ一体となりお客さまのS D G s・脱炭素への取組みに対し、ワンストップでさまざまな要望に合わせた包括的なサポートを提供するとともに、グループ自身のC O 2 排出量削減への取組み強化として2030年度における温室効果ガス排出量のネットゼロを目指し、「カーボンニュートラル宣言()」を行いました。そのほか、カーボンニュートラル実現に向けた取組みを加速させるべく、経済産業省が所管する「G Xリーグ」に参画しました。

具体的な取組みとしては、東京都が実施する「私募債を活用した脱炭素企業の取組支援事業」および「私募債を活用した事業承継の取組支援事業」へきらぼし銀行が参画し、中小企業等の脱炭素化への取組みと円滑な事業承継を推進しております。その第1号案件として、フジロン株式会社が発行する「東京都環境評価型私募債」を引受け、きらぼしコンサルティングが第三者評価機関として、脱炭素の評価および更なる取組みに向けたアドバイスを実施しました。

また、東京都と連携した「きらぼし脱炭素応援ローン」や「きらぼしサステナビリティ・リンク・ローン」により、お客さまのサステナビリティ経営の取組みをサポートしました。

スポーツ振興を通じた取組みにおいては、2024年シーズンより明治神宮野球場を本拠地とするプロ野球球団「東京ヤクルトスワローズ」へ、ビジネスパートナーとして協賛することといたしました。当社グループの強み

であるデジタルを活用した金融・非金融サービスを提供し、双方が連携して地域に密着した活動を行ってまいります。

そのほか、「相模原センタービル」の1階に公益社団法人相模原市観光協会を誘致し、前面のスペースを同協会、相模原市、きらぼし銀行の共同利用スペースとしました。現在、地域活性化に資するイベントを開催する等、地域コミュニティの場として活用しております。当社グループは、引き続き、地域スポーツ振興ならびに行政機関・外部機関等との連携を通じて、地域経済・地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

カーボンニュートラルの対象は、Scope 1・2となります。

(当社グループの業績)

[連結粗利益]

当社グループの当連結会計年度の連結粗利益につきましては、資金利益が前連結会計年度比102億円の増加、役務取引等利益が同比14億円の増加、その他業務利益が同比28億円減少したことから、同比88億円増加の916億円となりました。

[経常利益]

経常利益につきましては、前連結会計年度比21億円増加し、329億円となりました。その主な要因につきましては、上記のとおり連結粗利益が同比88億円増加したことに加え、純投資株式売却益の増加等により株式等関係損益が同比16億円増加した一方、持分法適用関連会社の子会社による不動産売却益の計上に伴う持分法投資利益が同比35億円減少したこと等によります。

[親会社株主に帰属する当期純利益]

上記のとおり経常利益が増加したこと等を主な要因として、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比45億円増加の256億円となりました。

	2023年度（計画）	2023年度（実績）	計画比
経常利益（連結）	301億円	329億円	+ 28億円
親会社株主に帰属する 当期純利益（連結）	240億円	256億円	+ 16億円

2023年11月1日付、通期業績予想修正（当期純利益 220 億円 240 億円）

損益の概要(東京きらぼしフィナンシャルグループ〔連結〕)

(単位：百万円)

		2024年 3月期	2023年 3月期比	2023年 3月期
連結経常収益	1	138,331	13,039	125,291
連結粗利益	2	91,641	8,829	82,811
(除く 国債等債券損益 (5 勘定尻))	3	(95,486)	(6,003)	(89,482)
資金利益	4	78,653	10,245	68,407
信託報酬	5	346	49	395
役務取引等利益	6	18,193	1,433	16,759
その他業務利益	7	5,551	2,800	2,750
経費 (除く 臨時処理分)	8	63,150	5,361	57,788
与信関係費用	9	2,081	177	2,258
貸出金償却	10	107	87	19
個別貸倒引当金繰入額	11	4,447	135	4,583
その他与信関係費用	12	2,474	129	2,344
株式等関係損益	13	6,319	1,673	4,646
持分法による投資損益	14	16	3,553	3,569
その他	15	223	429	206
経常利益	16	32,968	2,194	30,774
特別損益	17	219	1,312	1,093
税金等調整前当期純利益	18	32,749	881	31,867
法人税等合計	19	7,124	3,673	10,798
法人税、住民税及び事業税	20	8,896	989	7,907
法人税等調整額	21	1,771	4,662	2,891
当期純利益	22	25,625	4,555	21,069
非支配株主に帰属する当期純損失 ()	23	27	53	80
親会社株主に帰属する当期純利益	24	25,652	4,501	21,150

《きらぼし銀行の業績》

[業務粗利益]

当事業年度の業務粗利益につきましては、資金利益が前事業年度比70億円の増加、役務取引等利益が同比9千万円の減少、その他業務利益が同比43億円減少したことから、同比25億円増加の882億円となりました。

資金利益につきましては、同比70億円増加し、814億円となりました。その主な要因につきましては、メイン化取引の推進や事業性ファイナンスへの取組み等による貸出金残高の増加や貸出金利回りの上昇により、貸出金利息が同比92億円増加したことに加え、持分法適用関連会社からの配当金の受取が同比29億円減少した一方、外国証券利息やファンド収益の増加等により、有価証券利息配当金が同比4億円増加したこと等によります。

役務取引等利益につきましては、同比9千万円減少し、122億円となりました。その主な要因は、法人向け役務収益は事業性ファイナンス等により大きく伸長した前年度水準と比較し減収となった一方で、個人役務収益は販売手数料に頼らない残高重視の営業体制に転換し、概ね横ばいで推移したこと等によります。

その他業務利益につきましては、同比43億円減少し、58億円となりました。その主な要因としては外国為替売買損14億円を計上したことや前期計上したアセットスワップ解消等の利益39億円がなくなったこと等によります。

[経常利益]

上記のとおり業務粗利益が前事業年度比25億円増加した一方で、ベースアップによる人件費負担や物件費等の経費が増加しましたが、純投資株式の売却益が増加したこと等により、経常利益につきましては、同比4億円増加し、369億円となりました。

[当期純利益]

当期純利益につきましては、前事業年度比28億円増加し、303億円となりました。その主な要因につきましては、前期に特別利益に計上した退職給付信託返還益15億円が剥落したものの、上記のとおり経常利益が増加したことに加え、法人税等合計が同比41億円減少したこと等によります。

損益の概要（きらぼし銀行）

（単位：百万円）

		2024年 3月期	2023年 3月期比	2023年 3月期
経常収益	1	115,454	4,689	110,764
業務粗利益	2	88,263	2,509	85,753
（除く国債等債券損益（5勘定戻））（コア業務粗利益）	3	(91,948)	(1,185)	(90,763)
国内業務粗利益	4	84,459	3,774	88,234
（除く国債等債券損益（5勘定戻））	5	(86,016)	(98)	(85,917)
資金利益	6	73,696	3,750	69,946
信託報酬	7	346	49	395
役務取引等利益	8	12,089	94	12,183
その他業務利益	9	1,673	7,381	5,708
国際業務粗利益	10	3,803	6,283	2,480
（除く国債等債券損益（5勘定戻））	11	(5,932)	(1,086)	(4,845)
資金利益	12	7,758	3,271	4,487
役務取引等利益	13	202	1	204
その他業務利益	14	4,157	3,014	7,171
経費（除く臨時処理分）	15	53,185	2,736	50,448
人件費	16	22,948	614	22,333
物件費	17	25,182	1,334	23,848
税金	18	5,053	786	4,266
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）（実質業務純益）	19	35,078	226	35,304
（除く国債等債券損益（5勘定戻））（コア業務純益）	20	(38,763)	(1,550)	(40,314)
（コア業務純益（除く投資信託解約損益））	21	(38,135)	(2,257)	(40,392)
コア業務純益（除く特殊要因）（注）1	22	(35,248)	(5,306)	(29,942)
一般貸倒引当金繰入額	23	2,925	362	2,562
業務純益	24	38,003	135	37,867
（うち国債等債券損益（5勘定戻））	25	(3,685)	(1,324)	(5,009)
臨時損益	26	1,016	289	1,306
不良債権処理額	27	4,869	251	4,617
貸出金償却	28	91	91	-
個別貸倒引当金繰入額	29	4,156	81	4,238
債権売却損	30	28	28	-
偶発損失引当金繰入額	31	1	124	126
信用保証協会責任共有制度負担金	32	627	387	240
その他不良債権処理額	33	19	7	12
貸倒引当金戻入益	34	-	-	-
償却債権取立益	35	284	209	74
株式等関係損益	36	6,339	1,528	4,811
株式等売却益	37	8,137	2,470	5,667
株式等売却損	38	1,766	910	855
株式等償却	39	31	31	-
その他臨時損益	40	2,771	1,196	1,575
経常利益	41	36,986	424	36,561
経常利益（除く特殊要因）（注）2	42	33,471	3,380	30,091

(単位：百万円)

		2024年 3月期	2023年 3月期比	2023年 3月期
特別損益	43	178	1,747	1,569
税引前当期純利益	44	36,807	1,323	38,130
法人税等合計	45	6,506	4,198	10,704
法人税、住民税及び事業税	46	7,649	612	7,037
法人税等調整額	47	1,143	4,810	3,666
当期純利益	48	30,301	2,874	27,426
当期純利益(除く特殊要因)(注)2	49	26,786	5,830	20,955

与信関係費用	+ -	50	1,943	110	2,054
--------	-----	----	-------	-----	-------

(注) 1. 持分法適用関連会社の子会社における不動産売却を原資とした当該関連会社からの配当金(当期 3,514百万円、前年同期 6,470百万円)及び、アセットスワップの解消に伴うデリバティブ利益等(当期該当なし、前年同期 3,901百万円)を除いた場合の金額を表示しています。

2. 持分法適用関連会社の子会社における不動産売却を原資とした当該関連会社からの配当金(当期 3,514百万円、前年同期 6,470百万円)を除いた場合の金額を表示しています。

〔連結〕

(単位：百万円)

		2024年 3月期	2023年 3月期比	2023年 3月期
経常収益	51	117,944	8,325	109,618
経常利益	52	34,323	188	34,512
親会社株主に帰属する当期純利益	53	27,364	2,295	25,068

(重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定)

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

(資本の財源及び資金の流動性)

次連結会計年度において計画している重要な設備の新設及び資金調達方法は、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)新設、改修」に記載のとおりであります。

また、当社グループは、銀行業務を中心にリース業務や証券業務、コンサルティングサービスなどの事業を行っており、現在及び将来の事業活動のために適切な水準の流動性を維持することが重要だと認識しており、その管理の枠組みを定め運営を行っております。銀行法・金融商品取引法などの各種法令及び金融庁、その他関係規制当局の定める各種規制を遵守することに加え、これらに準拠した社内規程を策定・運用しながら、支払能力を確保し、資金の流出に備えた十分な流動性資産(現預金等)を保有するように努めております。また、お客さまからの預金を主な源泉とし、営業エリア内の中小企業向けの融資を中心とした貸出と主に市場性のある有価証券投資を行う中で、資金の流出に備え円滑な決済等に必要な水準の流動性を確保しております。

このほか、株主還元は配当を基本とし、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施しております。

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、お客様の利便性向上及び事務の効率化等を目的として、銀行業を中心に総額12,983百万円の設備投資を行いました。

株式会社きらぼし銀行の設備投資につきましては、店舗の新築・改修及び事務機器やソフトウェア等の投資を行いました。

その主なものは、相模原センタービル建物、設備の最終支払い345百万円、業務用端末の312百万円、ソフトウェアの投資による3,148百万円であります。

また、株式会社UI銀行において977百万円のソフトウェアの投資を行っております。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業 員数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当社	(株)東京きらぼし フィナンシャル グループ	本社	東京都 港区	その他	事務所							76
国内 連結 子会社	(株)きらぼし銀行	本店他 119か店	東京都	銀行業	店舗等	29,084.89 (1,065.60)	32,689	10,544	2,643	1,101	46,978	1,780
		横浜支店 他40か店	神奈川県		店舗	14,428.53 (21.79)	5,962	1,437	421	436	8,257	314
		戸田支店 他2か店	埼玉県		店舗	581.25	73	162	36	15	289	28
		船橋支店	千葉県 船橋市		店舗			18	8	2	29	9
		研修 センター	東京都		研修施設	7,344.57	571	767	22		1,361	
		守谷事務 センター 他1か所	茨城県他		事務 センター	5,387.55	624	1,749	60		2,435	3
		厚生施設 他	東京都他		厚生 施設他	3,504.91	905	4,783	355		6,043	80
	(株)UI銀行	本社	東京都 港区	リース 業	事務所				41		41	
	きらぼし信用保 証(株)	本社	東京都 千代田区		事務所			0	2	0	4	10
	八千代信用保証 (株)	本社	東京都 千代田区		事務所			1	3	1	7	4
	東京きらぼし リース(株)	本社	東京都 千代田区	その他	事務所			9	4	0	15	32
	きらぼしビジネ スオフィスサー ビス(株)	本社	東京都 港区		事務所				1	0	2	43
	きらぼしシステ ム(株)	本社	東京都 千代田区		事務所				10	23	33	63
	(株)きらぼしコン サルティング	本社	東京都 港区		事務所				0	7	8	3
	きらぼしJCB (株)	本社	東京都 豊島区		事務所				0	17	17	10
	きらぼしキャピ タル(株)	本社	東京都 港区		事務所				5		5	
	きらぼしライフ デザイン証券(株)	本社	東京都 港区		事務所				3	10	13	23
	きらぼしテック (株)	本社	東京都 港区		事務所							7
	きらぼしビジネ スサービス(株)	本社	東京都 北区		事務所				0	3	4	35
	(株)ビー・ブレー ブ	本社	東京都 中央区		事務所			48	1	3	53	16
きらぼし債権回 収(株)	本社	東京都 渋谷区	事務所				40	78	12	131	89	
(株)アイティ ーシー	本社	東京都 豊島区	事務所				18	1		19	201	

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地	建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
海外 連結 子会社	綺羅商務諮詢 (上海)有限公司	本社	中国 上海市	その他	事務所			0		0	3
	KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	本社	ベトナム ホーチミン 市		事務所						2

(注) 1. 土地面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。また、その年間賃借料は建物も含め2,019百万円であります。

2. 動産は、事務機器1,613百万円、その他2,072百万円であります。

3. (株)きらぼし銀行の出張所7か所及び店舗外現金自動設備56か所(京王駅ATM及びセブン銀行との提携による共同ATMは除く)は上記に含めて記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
きらぼし銀行	登戸・稲田堤 支店	神奈川県 川崎市	銀行業	移転	店舗	未定	134	自己資金	2024年4月	2024年7月

(2) 除却及び売却等

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	区分	設備の 内容	除却及び 売却等の 予定時期	土地	建物	動産	リース 資産	合計	
							面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
きらぼし銀行	登戸・稲田堤 支店	神奈川県 川崎市	銀行業	移転	店舗	2024年7月	270	108	0	1	14	124

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第1回第一種優先株式	5,000,000
第2回第一種優先株式	5,000,000
第二種優先株式	2,000,000
計	112,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,650,115	30,650,115	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
第1回第一種優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等 に該当します)	750,000	750,000	-	単元株式数 100株 (注)1、2、3
第二種優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等 に該当します)	2,000,000	2,000,000	-	単元株式数 100株 (注)1、2、4
計	33,400,115	33,400,115		

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 第1回第一種優先株式及び第二種優先株式は、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の市場株価を基準として修正されることがあり、当社の市場株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

修正の基準

・第1回第一種優先株式

2023年6月1日から2031年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。また、下記(注)3.5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記(注)3.5.(8)に準じて調整される。)とします。

・第二種優先株式

2021年4月1日から2031年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWA P）の平均値（VWA Pのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。また、下記（注）4.5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記（注）4.5.(8)に準じて調整される。）とします。

修正の頻度

・第1回第一種優先株式

2023年6月1日から2031年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日

・第二種優先株式

2021年4月1日から2031年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日

(3) 取得価額の下限

・第1回第一種優先株式

1,637円（ただし、（注）3.5.(8)による調整を受ける。）

・第二種優先株式

1,370円（ただし、（注）4.5.(8)による調整を受ける。）

(4) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

・第1回第一種優先株式

9,163,103株（2024年6月24日現在における第1回第一種優先株式の発行済株式総数750,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の29.89%）

・第二種優先株式

29,197,080株（2024年6月24日現在における第二種優先株式の発行済株式総数2,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の95.25%）

(5) 第1回第一種優先株式について、当社は、2026年6月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(6) 第二種優先株式について、当社は、2024年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(注) 2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

・第1回第一種優先株式

該当事項はありません。

・第二種優先株式

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

・第1回第一種優先株式

当社と三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）が2016年6月3日付けで締結した業務・資本提携契約により、三井住友信託銀行による第1回第一種優先株式の譲渡が次のとおり制限されております。すなわち、三井住友信託銀行が第1回第一種優先株式を第三者へ譲渡しようとするときは、当社に対して譲渡の承諾を求めなければならず、これに対して、当社が承諾を行った場合、又は、当社が承諾を拒絶し、かつ、当社もしくは当社が指定する者による当該第1回第一種優先株式の取得が行われなかった場合に限り、三井住友信託銀行は当該第三者に対して当該第1回第一種優先株式を譲渡することができます。また、三井住友信託銀行は当社に対して第1回第一種優先株式の買取りを申し入れることができ、当社がかかる申入れを拒み、かつ、当社が指定する者による当該第1回第一種優先株式の買取りが行われなかった場合には、それ以降、三井住友信託銀行は当該第1回第一種優先株式を自由に譲渡することができます。

・第二種優先株式

第二種優先株式を譲渡により取得することについては当社の取締役会の承認を要する旨の定めがありません。

(注) 3. 第1回第一種優先株式の内容は、以下のとおりです。

1. 第1回第一種優先配当金

(1) 第1回第一種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下、「第1回第一種優先株主」という。）または第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下に定める配当年率を乗じて算出した金銭（ただし、払込期日の属する事業年度に係る配当については、当該金銭に、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して算出される数を乗じて算出される額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。））による剰余金の配当（以下、「第1回第一種優先配当金」という。）を支払う。

配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.1%（ゼロを下回る場合には、ゼロとする。）

ただし、上記の配当年率が5%を超える場合には、配当年率は5%とする。なお、配当年率は、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。また、当該事業年度において下記2.に定める第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、第1回第一種優先配当金はその額を控除した額とする。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、払込期日が属する事業年度については2016年4月1日、それ以降に開始する事業年度については毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「第1回第一種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第1回第一種優先配当年率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 優先順位

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する第1回第一種優先配当金の支払いと第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

2. 第1回第一種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、各事業年度における第1回第一種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下、「第1回第一種優先中間配当金」という。）を行う。なお、第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する第1回第一種優先中間配当金の支払いと第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき20,000円（ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

4. 議決権

第1回第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1回第一種優先株主は、()各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終了の時より、()第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の取締役会決議または株主総会決議がなされるまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第1回第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間(以下、「取得請求期間」という。)中、当会社に対して、自己の有する第1回第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第1回第一種優先株主がかかる取得の請求をした第1回第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第1回第一種優先株主に対して交付する。ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数(以下に定義する。)を超える場合には、引き換えに交付される普通株式数が行使可能株式数を超えない範囲内で最大数の第1回第一種優先株式について取得請求の効力が生じるものとし、その余の第1回第一種優先株式については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日(以下、「取得請求日」という。)における当会社の発行可能株式総数から、取得請求日における当会社の発行済株式総数(当会社の自己株式数を除く。)及び取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る発行済株式総数(当会社の自己株式数を除く。)、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得請求期間

取得請求期間は、2023年6月1日から2031年3月31日までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第1回第一種優先株式の取得と引換えに、第1回第一種優先株主が取得の請求をした第1回第一種優先株式数に20,000円(ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1回第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、発行決議日である2016年6月3日(以下、「当初取得価額決定日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下、「普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)」という。)である2,728円とする。

普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日及び10月1日(以下、「取得価額修正日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下、「普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)」という。)に修正される(以下、「修正後取得価額」という。)。ただし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(6)に定め

る上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(6) 上限取得価額

上限取得価額は、当初取得価額とする。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、発行決議日である2016年6月3日（以下、「下限取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）」という。）の60%（円位未満切上げ。また、下記(8)による調整を受ける。）である1,637円とする。

普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）とは、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。

(8) 取得価額の調整

イ．第1回第一種優先株式の発行後、下記()ないし()のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額及び上限取得価額を含む。以下同じ。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（株式無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本()、下記()及び()ならびに下記八．()において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行または処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以

下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とし、上限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の上限取得価額を当該調整後の上限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

() 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数(効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

ハ.() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

() 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

() 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日の当会社の発行済株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整の前に上記イ.またはロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

() 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(株式無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。

ニ．上記イ．()ないし()及び上記ハ．()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（下記7.(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2026年6月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1回第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記5.に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第1回第一種優先株式の取得と引換えに、第1回第一種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第1回第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第1回第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第1回第一種優先株主に対し、その有する第1回第一種優先株式数に20,000円（ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（以下、「一斉取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、一斉取得価額算定期間において、上記5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は上記5.(8)に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が上記5.(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、一斉取得価額は上限取得価額とし、上記5.(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割または併合及び株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. その他

(1) 単元株式数

第1回第一種優先株式の単元株式数は100株です。

(2) 議決権の有無及び差異並びに理由

当社は、株主としての権利内容に制限のない株式である普通株式の他に、株主総会における議決権を有さない第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式を定款に定めています。これは、優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する代わりに、優先株式には議決権を付さないこととしたものであります。

(3) 種類株主総会の決議

当社は、第1回第一種優先株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

(注) 4. 第二種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

1. 第二種優先配当金

(1) 第二種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下、「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下、「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下、に定める配当年率を乗じて算出した金銭による剰余金の配当（以下、「第二種優先配当金」という。）を支払う。

配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.0%

ただし、上記の配当年率が5%を超える場合には、配当年率は5%とする。また、当該事業年度において第2項に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、第二種優先配当金はその額を控除した額とする。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「第二種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第二種優先配当年率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 優先順位

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

2. 第二種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき、各事業年度における第二種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を行う。な

お、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先中間配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

4. 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第二種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付する。ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数（以下に定義する。）を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、（ ）取得請求をした日（以下、「取得請求日」という。）における当会社の発行可能株式総数から、取得請求日における当会社の発行済株式総数（当会社の自己株式数を除く。）及び取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、（ ）取得請求日における当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る発行済株式総数（当会社の自己株式数を除く。）、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得請求期間

取得請求期間は、2021年4月1日から2031年3月31日までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日（以下、「当初取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）」という。）とする。ただし、普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日及び10月1日（以下、「取得価額修正日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）」という。）に修正される（以下、「修正後取得価額」という。）。ただし、普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、2016年4月1日（以下、「下限取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）」という。）の50%（円位未満切上げ。また、下記(8)による調整を受ける。）である1,370円とする。

普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）とは、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額とする。なお、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(8) 取得価額の調整

イ．第二種優先株式の発行後、下記()ないし()のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（株式無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本()、下記()及び()ならびに下記八．()において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行または処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日

(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

() 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数(効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

ハ.() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

() 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

() 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

() 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(株式無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。

ニ．上記イ．()ないし()及び上記ハ．()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6．金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2024年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

7．普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第二種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（以下、「一斉取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、一斉取得価額算定期間において、第5項(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第5項(8)に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が第5項(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8．株式の分割または併合及び株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. 譲渡制限

第二種優先株式を譲渡により取得することについては当社の取締役会の承認を要する。

10. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

12. 議決権の有無及び差異並びに理由

当社は、株主としての権利内容に制限のない株式である普通株式の他に、株主総会における議決権を有さない第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式を定款に定めています。これは、優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する代わりに、優先株式には議決権を付さないこととしたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

第2回新株予約権

2016年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数(個)	11個 (注)1	11個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,100株 (注)2	1,100株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年8月1日 至 2046年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695円 資本組入額 1,348円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社並びに株式会社きらぼし銀行の取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から1年に満たなくなった2045年8月1日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社(当社が消滅する場合に限る。)
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第3回新株予約権

2017年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数(個)	23個 (注)1	23個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,300株 (注)2	2,300株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年8月1日 至 2047年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,795円 資本組入額 1,398円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社並びにきらぼし銀行の取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から1年に満たなくなった2046年8月1日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社(当社が消滅する場合に限る。)
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第 1 回第一種優先株式

	第 4 四半期会計期間 (2024年 1 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)	第10期 (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第二種優先株式

	第 4 四半期会計期間 (2024年 1 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)	第10期 (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日 (注)1	普通株式 1,422 第二種優先株式 2,000	普通株式 30,650 第二種優先株式 2,000	-	20,000	43,719	48,719
2016年6月24日 (注)2	第1回第一種 優先株式 750	普通株式 30,650 第1回第一種 優先株式 750 第二種優先株式 2,000	7,500	27,500	7,500	56,219

(注)1. 株式会社新銀行東京との間の株式交換に伴い、普通株式の発行済株式総数1,422千株、第二種優先株式の発行済株式総数2,000千株及び資本準備金43,719百万円増加しております。

2. 有償 第三者割当(第1回第一種優先株式)

発行株式数 750,000株
 発行価格 1株につき20,000円
 資本組入額 1株につき10,000円
 割当先 三井住友信託銀行株式会社

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	30	29	1,891	170	8	10,387	12,516	-
所有株式数(単元)	11,978	102,728	12,898	56,409	49,579	17	66,309	299,918	658,315
所有株式数の割合(%)	3.99	34.25	4.30	18.80	16.53	0.00	22.10	100.00	-

(注) 1. 自己株式195,113株は「個人その他」に1,951単元、「単元未満株式の状況」に13株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式1単元、「単元未満株式の状況」に37株が含まれております。

3. 「金融機関」の欄には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式1,997単元が含まれております。

第1回第一種優先株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	7,500	-	-	-	-	-	7,500	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第二種優先株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	20,000	-	-	-	-	-	-	20,000	-
所有株式数の割合(%)	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	3,197	9.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	3,188	9.60
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,040	9.15
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,269	6.83
東京きらぼしフィナンシャルグループ従業員持株会	東京都港区南青山三丁目10番43号	1,191	3.58
株式会社マースグループホールディングス	東京都新宿区新宿一丁目10番7号	590	1.77
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	509	1.53
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	452	1.36
アーク証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	400	1.20
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	370	1.11
計		15,210	45.80

(注) 1. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

なお、発行済株式総数から除く自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式(199,754株)は含まれておりません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	31,886	10.70
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	22,906	7.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	22,696	7.61
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	11,978	4.01
東京きらぼしフィナンシャルグループ従業員持株会	東京都港区南青山三丁目10番43号	11,911	3.99
株式会社マースグループホールディングス	東京都新宿区新宿一丁目10番7号	5,902	1.98
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	5,096	1.71
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	4,522	1.51
アーク証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	4,000	1.34
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	3,708	1.24
計		124,605	41.81

(注)「総株主の議決権に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第一種 優先株式 750,000 第二種 優先株式 2,000,000	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 195,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,796,700 (注1)	297,967 (注2)	-
単元未満株式	普通株式 658,315	-	-
発行済株式総数	33,400,115	-	-
総株主の議決権	-	297,967	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式100株、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式199,754株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の「議決権の数(個)」には、株式会社証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に係る議決権が1,997個含まれております。

3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式13株が含まれております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
株式会社東京きらぼし フィナンシャルグループ	東京都港区南青山 三丁目10番43号	195,100	-	195,100	0.58
計		195,100	-	195,100	0.58

(注)上記の自己保有株式のほか、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式199,754株を財務諸表上、自己株式として処理しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社、株式会社きらぼし銀行及びその他の一部の当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び委任型執行役員並びに当社の雇用型執行役員、株式会社きらぼし銀行の雇用型執行役員及び一部の従業員並びにその他の一部の当社子会社の雇用型執行役員及び一部の従業員（以下、総称して「対象者」といいます。）を対象とする信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該対象者に対して交付される、という株式報酬制度です。当該株式については、当社と対象者との間で譲渡制限契約を締結することにより退任までの譲渡制限を付しております。なお、当社の取締役に付与されるポイント総数の上限は、1事業年度あたり73,000ポイントです。

本信託の概要は次のとおりであります。

	役員向けRS信託	従業員向けRS信託
(1) 委託者	当社	
(2) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)	
(3) 受益者	以下のうち受益者の要件を満たす者 ・当社の取締役（社外取締役を除く）及び委任型執行役員 ・株式会社きらぼし銀行の取締役（社外取締役を除く）及び委任型執行役員 ・その他の一部の当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び委任型執行役員	以下のうち受益者の要件を満たす者 ・当社の雇用型執行役員 ・株式会社きらぼし銀行の雇用型執行役員及び一部の従業員 ・その他の一部の当社子会社の雇用型執行役員及び一部の従業員
(4) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定	
(5) 議決権行使	信託の期間を通じて、信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません	信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(7) 信託設定日	2018年11月22日	2022年8月15日
(8) 信託終了日	2027年4月末日（予定）	

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、3年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として当社が本信託に追加拠出する金銭の上限は、延長した信託期間の年数に金86百万円を乗じた金額となります。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内にポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	14,019	51,728,059
当期間における取得自己株式	2,206	9,936,960

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2. 取得自己株式には、株式交付信託に係る信託口が取得した当社株式を含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	27,440	81,352,952	80	242,073
保有自己株式数	195,113	-	197,239	-

(注) 1. 当事業年度の「その他」の内訳は、ストックオプションの権利行使1,400株、職員持株会向け譲渡制限付きインセンティブとしての処分25,163株及び単元未満株式の買増請求による売渡877株であります。

2. 当期間の「その他」の内訳は、単元未満株式の買増請求による売渡80株であります。

3. 当期間における「その他」には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求による売却株式数は含めておりません。

4. 当期間における「保有自己株式数」には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

5. 処理自己株式数及び保有自己株式数には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式数を含めておりません。

3【配当政策】

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。また、中期経営計画（2024年4月～）において掲げる、利益と純資産の水準に見合う株主還元水準の目標は「優先株償還後も配当性向20%程度を目安」としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨、ならびに同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨定款で定めております。また、配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当事業年度の普通株式の配当金につきましては、上記の考え方に基づき、1株当たり145円（中間配当65円、期末配当80円）とさせていただきます。また、第1回第一種優先株式につきましては、定款の定めに従い1株当たり年間266円（中間配当金133円、期末配当金133円）、第二種優先株式につきましては、同じく定款の定めに従い1株当たり年間46.728円（中間配当金23.364円、期末配当金23.364円）の配当とさせていただきます。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業発展のための原資として活用してまいります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	種類	配当金の総額	1株当たり配当額
2023年11月1日取締役会決議	普通株式	1,980百万円	65円
	第1回第一種優先株式	99百万円	133円
	第二種優先株式	46百万円	23.364円
2024年5月1日取締役会決議	普通株式	2,436百万円	80円
	第1回第一種優先株式	99百万円	133円
	第二種優先株式	46百万円	23.364円

（注）1．2023年11月1日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

2．2024年5月1日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、きらぼし銀行及びUI銀行を含む連結子会社18社及び関連会社3社からなる東京圏を基盤とした持株会社です。当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、社外役員・外部有識者の知見も活用したうえでグループ経営管理態勢や監督機能の強化を進めるとともに、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。また、経営理念や当社グループの目指す姿の具現化に向けて、以下の通り、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めております。

パーパス

「TOKYOに、つくそう。」

持続可能な社会の実現、新たな社会価値や産業の創造、デジタル化進展に伴う課題への対応など、グループが一体となってTOKYOの課題解決に真摯に向き合うことで、きらぼしグループの使命を果たしてまいります。

「TOKYO」とは、東京を中心とした首都圏を地盤とし、きらぼしグループがさまざまな価値を提供するすべての人々・地域・課題などを象徴的に表したものです。

経営理念

首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。

きらぼしフィロソフィー

当社では、ビジネスの構造改革とグループ連携を通じた持続可能な成長モデルの構築を進めるとともに、その実現性を高めるため、役職員全員が共通して持つべき意識・価値観・考え方として、「社会貢献、組織の発展、自己実現、自らの幸せを実現させること」を「きらぼしフィロソフィー」として定めております。また、「きらぼしフィロソフィー」を実践する「きらぼしびと」の3つの行動指針を以下の通りとしております。

- ・ “高い志”を持つひと
- ・ 「どうしたら出来るのか」を常に考えるひと
- ・ 結果にコミットし、果敢に挑戦し続けるひと

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

- ・ 当社の取締役会は、各種法令、取締役会規程などに従い経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、経営会議や取締役に委任した業務執行の状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制の整備に努めます。
- ・ 独立性の高い社外取締役及び社外監査役の選任による経営の監督機能及び監査役・監査役会による監査機能を有効に活用し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制の確保に努めます。また、そのための機関設計として、当社は監査役会設置会社を採用するとともに、社外取締役が半数以上を占める任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選任や報酬の決定に際しての客観性や透明性の確保に努めます。
- ・ 業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めます。
- ・ グループ各社の業務の健全かつ適切な運用を確保するため、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ全体としての各種リスクの的確な管理に努めます。
- ・ 地域金融グループとしての社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくとともに、株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めます。
- ・ 株主の皆さまが権利を適切に行使することができる環境の整備など、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、ステークホルダーの皆さまとともに持続的に成長するために、当社の実態を正確にご理解いただけるよう、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めます。
- ・ パーパスの実現にあたり、お客さまの新しい価値創造と社会的価値創造を通じ、地域社会の持続的成長に貢献するなど、サステナビリティの取組みを強化してまいります。具体的には、ESG投融資の観点から持続可能な地域社会に必要な企業に対し資金支援を行っていくほか、環境保全や地域スポーツとの関わりを高め、地域社会との相互依存関係や一体感の醸成を通じ、持続可能な社会の実現に向けて努めてまいります。

当社グループはきらぼし銀行を中心にUI銀行等グループ会社が一体となり金融・非金融サービスを提供することにより、地域のお客さまとの対話を軸とした“金融にも強い総合サービス業”を目指すことで、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役・監査役会が、取締役の職務執行の監督・監査を行います。また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役の選任による経営の監督機能及び監査役・監査役会による監査機能を有効に活用しコーポレート・ガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制が確保されていると判断することから、当該体制を採用しております。

なお、当社の経営上の意思決定、執行及び監査に係る主な経営管理組織は、以下の通りです。

イ．業務執行、監督の機能

A．取締役会

(目的)

- ・ 取締役会は、独立性のある社外取締役3名(うち女性1名)を含む取締役8名で構成し、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催できる体制とすることで、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他の重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制としております。

(権限)

- ・ 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会規程に定める、当社グループの経営方針や経営戦略などの重要事項を決定する権限を有しております。

(構成員)

- ・ 取締役会は、以下の取締役8名(うち社外取締役3名)で構成しております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。

代表取締役社長	渡邊 壽信(議長)
代表取締役副社長	常久 秀紀
代表取締役専務執行役員	野邊田 覚
取締役常務執行役員	三浦 毅
取締役常務執行役員	吉野 岳志
取締役(社外取締役)	高橋 ゆき
取締役(社外取締役)	西尾 昇治
取締役(社外取締役)	野村 修也

B．指名・報酬協議会

(目的)

- ・ 当社は、取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、任意の指名・報酬協議会を設置しております。指名・報酬協議会は、取締役会の決議によって選任された取締役4名以内（うち社外取締役2名以上）で構成し、委員長は社外取締役の中から取締役会の決議によって選任しております。

(権限)

- ・ 指名・報酬協議会では、当社及びグループ会社の取締役の人事、選解任、並びに取締役の報酬額について検討し、検討結果を各社の取締役会へ報告しております。

(構成員)

- ・ 指名・報酬協議会は、以下の取締役3名（うち社外取締役2名）で構成しております。

取締役（社外取締役）	高橋 ゆき（委員長）
取締役（社外取締役）	西尾 昇治
代表取締役社長	渡邊 壽信

C．経営会議

(目的)

- ・ 取締役会の下に、当社の取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催するほか必要に応じて随時開催することとしており、取締役会での決議事項以外の重要な事項、取締役会から委任されている事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受ける体制としております。

(権限)

- ・ 経営会議では、取締役会決議以外の重要な事項、取締役会から委任されている事項を決定する権限を有しております。

(構成員)

- ・ 経営会議は、以下の取締役5名で構成するほか、必要に応じて当社の業務執行者やきらぼし銀行の取締役・業務執行者が出席しております。また、監査役は経営会議に出席し、意見を述べるができる体制としております。

代表取締役社長	渡邊 壽信（議長）
代表取締役副社長	常久 秀紀
代表取締役専務執行役員	野邊田 覚
取締役常務執行役員	三浦 毅
取締役常務執行役員	吉野 岳志

D. 委員会

- ・ 経営会議の下部組織として、重要な経営課題の分野ごとに「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「ALM委員会」「資本政策委員会」「HM委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を構築しております。各委員会規則に基づき、定期的を開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。

) コンプライアンス委員会

(目的)

- ・ 当社グループのコンプライアンス状況を総合的に把握・管理し、コンプライアンス態勢強化のため、コンプライアンスに関する問題点への対応策等を企画、推進することを目的としております。

(権限)

- ・ 当社グループのコンプライアンスに係る事項を協議し、協議事項を必要に応じて経営会議に付議・報告する権限を有しております。

(構成員)

- ・ コンプライアンス委員会は、以下の委員で構成しております。また、監査役及び監査部長はコンプライアンス委員会に出席し、意見を述べるができる体制としております。

代表取締役副社長	常久 秀紀
代表取締役専務執行役員	野邊田 覚(委員長)
取締役常務執行役員	三浦 毅
取締役常務執行役員	吉野 岳志
執行役員	増村 智彦
執行役員	眞野 勤
リスク管理部長	小橋 孝生

) リスク管理委員会

(目的)

- ・ 当社グループにおける諸リスクの状況の把握及び対応策の検討を通じ、当社グループに係る経営の健全性の維持及び向上を図ることを目的としております。

(権限)

- ・ 当社グループにおける諸リスク、新規業務(新商品)等のリスクを協議し、協議事項を必要に応じて経営会議に付議・報告する権限を有しております。

(構成員)

- ・ リスク管理委員会は、以下の委員で構成しております。また、監査役及び監査部長はリスク管理委員会に出席し、意見を述べるができる体制としております。

代表取締役副社長	常久 秀紀
代表取締役専務執行役員	野邊田 覚(委員長)
取締役常務執行役員	三浦 毅
取締役常務執行役員	吉野 岳志
執行役員事業戦略部長	加賀見 彰之
執行役員	増村 智彦
リスク管理部長	小橋 孝生

) A L M委員会

(目的)

- ・ 当社グループにおける資産・負債等を適切に管理し、最適な経営資源配分を行うことで、当社グループの中長期的な企業価値を最大化することを目的としております。

(権限)

- ・ 当社グループの最適な事業ポートフォリオの構築と経営資源配分に関する事項を協議し、協議事項を必要に応じて経営会議に付議・報告する権限を有しております。

(構成員)

- ・ A L M委員会は、以下の委員で構成しております。また、監査役はA L M委員会に出席し、意見を述べる体制としております。

代表取締役副社長	常久 秀紀(委員長)
代表取締役専務執行役員	野邊田 覚
取締役常務執行役員	吉野 岳志
執行役員事業戦略部長	加賀見 彰之
リスク管理部長	小橋 孝生
経営企画部長	村上 肇
人事部長	野田 康志
営業戦略部長	高井 航平

) 資本政策委員会

(目的)

- ・ 当社グループにおける資金調達・株主構成の最適化・利害関係者の利益調整の実現などを行うことで、当社グループの中長期的な企業価値を最大化することを目的としております。

(権限)

- ・ 当社グループの安定した資金供給・サービス提供等を踏まえた自己資本比率の目標水準に関する事項や安定配当の継続、及び、健全性・収益性とのバランス等を考慮した株主還元の拡充に関する事項等を協議し、協議事項を必要に応じて経営会議に付議・報告する権限を有しております。

(構成員)

- ・ 資本政策委員会は、以下の委員で構成しております。また、監査役は資本政策委員会に出席し、意見を述べる体制としております。

代表取締役社長	渡邊 壽信
代表取締役副社長	常久 秀紀(委員長)
代表取締役専務執行役員	野邊田 覚
取締役常務執行役員	三浦 毅
取締役常務執行役員	吉野 岳志
執行役員事業戦略部長	加賀見 彰之
リスク管理部長	小橋 孝生
経営企画部長	村上 肇

) HM委員会

(目的)

- ・ 当社グループのHM(ホスピタリティ・マインド)に関する状況を総合的に把握・管理し、HMの醸成・苦情削減取組強化のため、HMに関する課題・問題点への対応策等を企画、推進することを目的としております。

(権限)

- ・ 当社グループのHMに係る事項を協議し、協議事項を必要に応じて経営会議に付議・報告する権限を有しております。

(構成員)

- ・ HM委員会は、以下の委員で構成しております。また、監査役はHM委員会に出席し、意見を述べる体制としております。

代表取締役専務執行役員	野邊田 覚
取締役常務執行役員	三浦 毅(委員長)
執行役員	増村 智彦
執行役員	眞野 勤
リスク管理部長	小橋 孝生
監査部長	川角 明大
経営企画部長	村上 肇
人事部長	野田 康志

E．グループ営業戦略会議

(目的)

- ・ 経営会議の下に本会議を設置し、当社グループの営業部門における利益計画の進捗状況の把握、ならびに収益力向上に資する重要な営業戦略上の各種施策や対応策について協議し、業績向上に向けて営業力強化を図ることを目的としております。尚、会議規則に基づき、定期的を開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。

F．グループ管理体制

(目的)

- ・ 当社は、「グループチーフオフィサー（C×O）制」を導入し、グループCEOによる全体統括のもと、所管分野の責任者としてグループチーフオフィサーを配置することでグループ横断的な経営管理体制を構築しております。なお、各グループ会社を所管する担当役員の配置や当社の監査部がグループ会社の内部監査を実施し、グループ経営の適正性を確保しております。

ロ．監査・監督の機能

A．監査役・監査役会

- ・ 監査役会は、独立性のある社外監査役2名(女性)を含む監査役4名で構成しております。監査役会では取締役の意思決定及び業務執行に対する有効な監視機能を確認し、監査態勢の強化に努めております。各監査役は監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しております。
- ・ なお、監査役及び監査役会は、内部監査部門、会計監査人と緊密な連携を保ち、代表取締役等との間においても定期的な会合を通じて監査上の重要課題について意見交換を行うなど実効的な監査に努めております。

(構成員)

- ・ 監査役会は、以下の監査役4名(うち社外監査役2名)で構成しております。

常勤監査役	坪井 克哉(議長)
監査役	内田 秀樹
監査役(社外監査役)	稲葉 喜子
監査役(社外監査役)	東道 佳代

B．内部監査

- ・ 当社グループ内の他の部門から独立した監査部を設置し、取締役会の承認を受けた「中期内部監査計画」「年度内部監査計画」に基づき、内部監査を実施しております。監査結果につきましては、取締役会及び経営会議のみならず、監査役及び監査役会への報告を定期的に行っております。

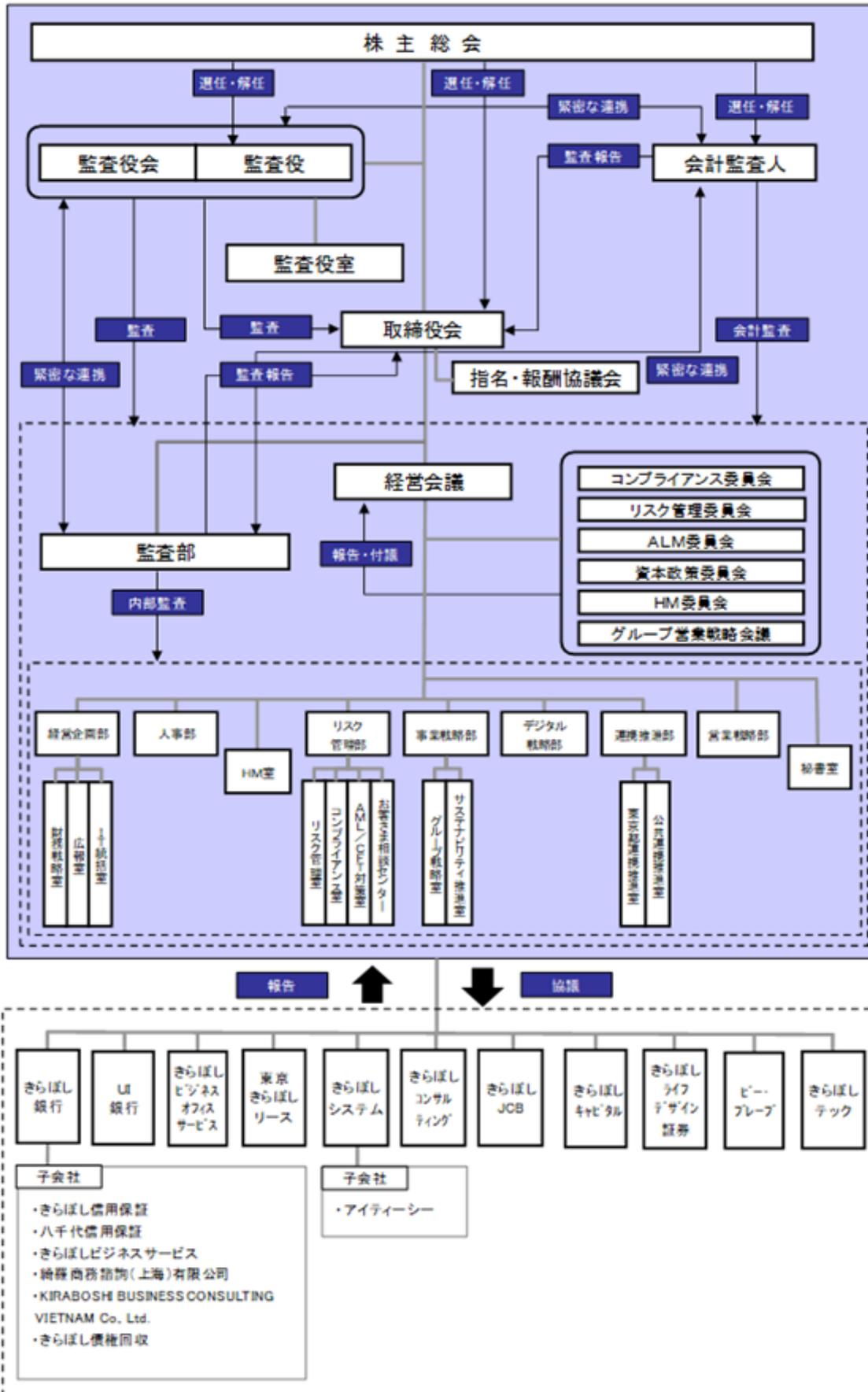
C．会計監査

- ・ EY新日本有限責任監査法人が会計監査業務を執行しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図

【コーポレート・ガバナンス体制図】

2024年6月24日現在



八．内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めております。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図ってまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
- (2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統一的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- (3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
- (4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
- (5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
- (6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
- (7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。
- (2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- (3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。
- (4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。
- (5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に検討する。
- (3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ会社経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
- (2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- (3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うと共に、グループ内取引に係る弊害防止措置等に関する基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- (4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性及び適切性並びに株主共同の利益を確保する。
- (5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- (6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役へ報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
- (7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
- (2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
- (2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
- (2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、リスク管理を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、グループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ信用リスク・市場リスク等各種リスクの的確な管理に努めております。また、リスク管理規程等の制定・改廃に関する協議やグループのリスク管理態勢の整備・確立に向けた方針策定の検討等を行うリスク管理委員会を設置している他、グループリスク管理の統括部署としてリスク管理部を設置し態勢整備を図っております。

ホ．コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと捉え、地域金融グループとして社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくと共に、株主に信認され、お客さまや社会から信頼されるコンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めております。また、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに係る事項の施策を企画するとともにコンプライアンス機能の強化を図っている他、コンプライアンス統括責任者としてリスク管理部担当役員を、コンプライアンスに係る事項の統括部署としてリスク管理部をそれぞれ設置し態勢整備を図っております。

2020年12月より、グループ全体のコンプライアンス・リスクへの対応力強化を目的に「本部コンプライアンスオフィサー」制度を導入、また、多数の拠点有するきらぼし銀行においては、営業店現場における顕在的・潜在的リスクの把握及び社内コミュニケーションの強化を目的として、2021年1月より「営業店コンプライアンスオフィサー制度」を導入し、一層の態勢整備に努めております。

へ．反社会的勢力排除に向けた体制

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、以下の基本方針を遵守し、責任ある健全な業務運営を確保します。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、組織として対応し、毅然とした姿勢を貫きます。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携強化に努めます。
- (3) 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- (4) 反社会的勢力により不当な要求等を受けた場合は、民事及び刑事の法的対応を行うなど、断固として拒絶します。
- (5) 反社会的勢力に対しては、資金提供や利益供与は断固として拒絶します。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等との関係を遮断するために、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」及び「反社会的勢力への対応に係る基本規則」を制定し態勢を整備しております。また、リスク管理部において反社会的勢力に関する情報を一元管理し、当社及びグループ会社における反社会的勢力に関する情報の収集・共有化に努めております。

企業統治に関するその他の事項

イ．責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

ロ．補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

ハ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

ニ．取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

ホ．取締役の選任の決議要件

取締役は株主総会の決議により選任し、取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

へ．株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により決定することができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限にすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としたものであります。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項及び同法第324条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

チ．種類株式

当社は、資本政策の選択肢の多様化を図り、将来における金融環境の変化に機動的かつ柔軟に対応するために、普通株式とは異なる種類の株式である第1回ないし第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の発行を可能とする旨を定款に定めております。これらの優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配については普通株式に優先する一方で、優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。ただし、第1回ないし第2回第一種優先株主は、第一種優先配当金が発行条件通り支払われない場合には、配当の支払いが再開されるまで議決権を有することになります。また、第1回ないし第2回第一種優先株主及び第二種優先株主は、普通株式を対価とする取得請求権を有し、当社は、一定の場合に金銭を対価とする取得請求権を有するとともに、普通株式を対価として一斉取得をすることを定めております。

なお、当社は、有価証券報告書提出日現在において、第1回第一種優先株式及び第二種優先株式を発行してあります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を17回開催しており、個々の取締役の出席状況等については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
渡邊 壽信（議長）	17回	17回（100％）
常久 秀紀	17回	17回（100％）
野邊田 覚	17回	17回（100％）
三浦 毅	17回	17回（100％）
吉野 岳志	13回	13回（100％）
高橋 ゆき（社外取締役）	17回	17回（100％）
西尾 昇治（社外取締役）	17回	16回（94.1％）
野村 修也（社外取締役）	17回	15回（88.2％）

（注）吉野岳志氏については、2023年6月22日開催の定時株主総会において就任してからの出席回数を記載しております。

項目	内容
開催頻度	原則月 1 回開催（2023年度は年間17回開催）
具体的な 検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東京きらぼしフィナンシャルグループの連結利益計画について ・中期経営計画のK G I ・ K P I の進捗状況について ・政策保有株式の経済合理性・保有意義の検証結果及び議決権行使状況について ・取締役会の実効性評価について ・T C F D 提言に基づく開示内容について ・「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」について ・持株会 R S の実施、並びに、従業員持株会制度の改定について ・A M L / C F T 規程改定及び、態勢整備に向けた状況について ・2024年度管理用グループリスク評価とK R I について ・内部監査計画の承認について ・支社体制の導入について ・パーパス「T O K Y O に、つくそう。」の制定および中期経営計画の策定について

指名・報酬協議会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬協議会を5回開催しており、個々の取締役の出席状況等については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
高橋 ゆき（委員長・社外取締役）	5回	5回（100%）
西尾 昇治（社外取締役）	5回	5回（100%）
渡邊 壽信	5回	5回（100%）

項目	内容
開催頻度	随時開催
具体的な 検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当社及びグループ会社の取締役の人事について ・当社及びグループ会社の取締役の報酬体系及び報酬額について ・グループチーフオフィサー（C x O）制について ・サクセッションプランについて

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性3名 (役員のうち女性の比率25.00%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	渡邊 壽信	1962年8月16日生	1985年4月 株式会社東京都民銀行入行 2011年6月 同行 融資管理部長 2012年7月 同行 参与融資管理部長 2013年10月 同行 参与融資統括部長 2014年6月 同行 執行役員融資統括部長 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ リスク管理部ゼネラルマネージャー 2015年6月 株式会社東京都民銀行 執行役員日本橋支店長 2016年7月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 営業戦略部部长 株式会社東京都民銀行 執行役員営業統括部長 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 営業戦略部部长 株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長 株式会社きらぼし銀行 取締役頭取(現職) 2020年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役社長 2022年6月 同社 代表取締役社長グループCEO(現職)	2024年 6月から 1年	普通株式 23,301
代表取締役副社長	常久 秀紀	1963年2月12日生	1987年4月 株式会社三菱銀行入行 1994年11月 同行 シカゴ支店 アシスタントバイスプレジデント 2001年2月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタン ト株式会社 マネージャー 2004年4月 株式会社新銀行東京入行 2007年4月 同行 企画グループ 担当部長 2008年8月 同行 執行役 2009年6月 同行 執行役員 2014年6月 同行 取締役執行役員 2015年6月 同行 代表取締役社長執行役員 2016年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役 株式会社きらぼし銀行 専務取締役 2021年4月 同行 専務取締役 営業本部長 2021年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長(現職) 2023年4月 株式会社きらぼし銀行 取締役副頭取	2024年 6月から 1年	普通株式 20,837

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	野邊田 覚	1960年8月24日生	1984年4月 株式会社日本興業銀行入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行 業務企画部次長 2003年7月 同行 経営企画部次長 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 コンプライアンス統括部次長 2009年4月 同行 営業第一部付参事役 興和不動産株式会社出向経営企画部長 2010年4月 同行 資産監査部長 2012年4月 株式会社東京都民銀行 外為営業部部長 (みずほコーポレート銀行より出向) 2012年6月 同行 外為営業部長 兼 人事部付出向 (都民銀商務諮詢(上海)有限公司出向) 2013年4月 同行入行 外為営業部長 兼 人事部付出向 (都民銀商務諮詢(上海)有限公司出向) 2013年6月 同行 事務統括部長 2013年7月 同行 参与事務統括部長 2014年6月 同行 取締役執行役員事務統括部長 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ グループ戦略部ゼネラルマネージャー 2016年1月 同社 合併準備室事務システム統合プロジェクト チームゼネラルマネージャー 2016年4月 株式会社東京都民銀行 常務取締役 2016年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 2017年6月 株式会社東京都民銀行 専務取締役 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役 2018年6月 同社 常勤監査役 2020年6月 同社 代表取締役専務取締役 2021年1月 株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員 2021年6月 同行 取締役専務執行役員 2023年4月 同行 代表取締役専務執行役員 2023年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役専務執行役員(現職)	2024年 6月から 1年	普通株式 17,168
取締役	三浦 毅	1962年11月22日生	1985年4月 株式会社東京都民銀行入行 2010年10月 同行 玉川学園支店長 2012年7月 同行 参与 人事部副部長 2013年7月 同行 参与 経営企画部部長 2014年6月 同行 執行役員 経営企画部部長 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部長 2016年1月 同社 合併準備室部長 2017年6月 株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ システム統合準備室長 兼 合併準備室部長 株式会社きらぼし銀行 常務取締役 2018年7月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ システム統合準備室長 2021年6月 株式会社きらぼし銀行 取締役専務執行役員 きらぼしライフデザイン証券株式会社 専務取締役 2022年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役 2023年6月 同社 取締役常務執行役員(現職) 2024年4月 株式会社UI銀行 代表取締役会長(現職)	2024年 6月から 1年	普通株式 12,677

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	吉野 岳志	1970年3月20日生	1992年4月 株式会社東京都民銀行入行 2011年7月 同行 世田谷支店長 2014年6月 同行 茅場町支店長 2016年10月 同行 渋谷中央支店長 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 渋谷中央支店長 2018年10月 同行 渋谷支店長 兼 渋谷中央支店長 兼 青山通支店長 2018年12月 同行 営業統括部部長 2019年4月 同行 営業統括部長 2019年8月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部ゼネラルマネージャー 2020年4月 株式会社きらぼし銀行 神田中央支店長 2021年4月 同行 執行役員 神田中央支店長 2021年9月 同行 執行役員 神田中央支店長 兼 神田支店長 2022年10月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査部長 株式会社きらぼし銀行 執行役員 監査部長 2023年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部長 株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員 経営企画部長 2023年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役執行役員 経営企画部長 2024年4月 同社 取締役執行役員 株式会社きらぼし銀行 取締役常務執行役員 (現職) 2024年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役常務執行役員 (現職)	2024年6月から1年	普通株式 3,604
取締役	高橋 ゆき	1969年4月25日生	2003年12月 株式会社ベアーズ入社 専務取締役 2009年7月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会理事 2013年8月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 副会長 2016年10月 株式会社ベアーズ 取締役副社長 (現職) 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外取締役 2018年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 (現職) 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外取締役 (現職) 2019年4月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長 (現職) 2022年8月 株式会社Y E E Y 取締役 (現職)	2024年6月から1年	-
取締役	西尾 昇治	1952年5月13日生	1978年3月 東京商工会議所 入所 2006年4月 同所 中小企業再生支援部長 2009年4月 同所 中小企業部長 2010年12月 同所 理事待遇・中小企業部長 2012年4月 同所 理事・中小企業部長 2013年12月 同所 理事・事務局長 2016年6月 同所 常務理事 東京フットボールクラブ株式会社 社外監査役 2019年5月 株式会社世界貿易センタービルディング 社外監査役 2019年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外取締役 (現職) 2020年6月 株式会社東京ビッグサイト 社外取締役 2021年4月 東京商工会議所 常任参与	2024年6月から1年	-
取締役	野村 修也	1962年4月12日生	1989年4月 西南学院大学法学部 専任講師 1992年4月 同大学法学部 助教授 1998年4月 中央大学法学部 教授 2004年4月 同大学法科大学院 教授 (現職) 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 森・濱田松本法律事務所弁護士 (現職) 2014年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役 2016年6月 同行 社外取締役監査等委員 2021年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外取締役 (現職)	2024年6月から1年	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	坪井 克哉	1961年1月23日生	1984年4月 株式会社三和銀行(現 三菱UFJ銀行) 入行 2005年3月 MBI A ジャパン・リミテッド入社 ディレクター 2008年10月 アトラディウス信用保険会社 日本支店入社 審査部長 2010年2月 ムーディーズ・アナリティックス・ジャパン株式会社入社 ディレクター トレーニングサービス 2010年5月 シティバンク銀行株式会社入行 リスク・マネジメント部門 審査部長 2012年6月 株式会社新銀行東京入行 審査本部 審査部長 2016年1月 同行 執行役員 リスク統括部長 兼 リスク統括部資産査定室長 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ リスク管理部長 株式会社きらぼし銀行 執行役員 リスク管理部長 2020年4月 同行 リスク管理部長 2020年6月 同行 常勤監査役 2021年12月 同行 監査役 株式会社UI銀行 常勤監査役 2022年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 常勤監査役(現職)	(注)4	普通株式 2,446
監査役	内田 秀樹	1962年11月7日生	1987年4月 八千代信用金庫入庫 2013年4月 八千代銀行 厚木支店長 2014年4月 同行 人事部長 2017年6月 同行 執行役員 人事部長 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 執行役員 人事部長 2020年4月 同行 執行役員 新宿本店営業部長 兼 東新宿支店長 兼 西大久保支店長 2022年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査役(現職) 株式会社きらぼし銀行 常勤監査役(現職)	(注)4	普通株式 1,664
監査役	稲葉 喜子	1966年9月28日生	1993年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1999年7月 金融監督庁(現 金融庁)に転籍 2001年7月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)に復職 2005年10月 稲葉公認会計士事務所開業(現職) 2007年7月 株式会社PAS(現 株式会社はやぶさコンサルティング)設立 同社 代表取締役(現職) 2010年11月 はやぶさ監査法人設立 同所 代表社員 2014年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役 株式会社東和銀行 社外取締役 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外監査役 2014年12月 税理士法人はやぶさ会計 シニアパートナー(現職) 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外監査役(現職) 2019年6月 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役(現職) 2021年6月 兼松株式会社 社外監査役(現職) 2021年7月 監査法人保森会計事務所(現 保森監査法人) 代表社員(現職)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	東道 佳代	1970年5月4日生	1997年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 光和総合法律事務所入所 2002年1月 同事務所パートナー(現職) 2008年10月 東京地方裁判所民事調停官(非常勤裁判官) 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外監査役 2015年6月 日本郵便輸送株式会社 社外監査役(現職) 2017年6月 GMOクリックホールディングス株式会社 (現 GMOフィナンシャルホールディングス株式 会社) 社外取締役(現職) 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外監査役(現職)	(注)4	-
計					普通株式 81,697

(注)1. 取締役 高橋ゆき、取締役 西尾昇治及び取締役 野村修也は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 稲葉喜子及び監査役 東道佳代は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 社外監査役 東道佳代の職務上(弁護士)の氏名は、黒澤佳代であります。

4. 監査役の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 取締役および監査役の所有する当社株式の数は、当期末(2024年3月31日)現在の株式数を記載しており、1株未満の株式数は切り捨てて表示しております。また、東京きらぼしフィナンシャルグループ役員持株会および従業員持株会における本人持ち分を含めて記載しております。

6. 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
遠藤 賢治	1965年5月5日生	1998年3月 最高裁判所司法研修所修了 1998年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 1999年3月 石原総合法律事務所入所 2008年1月 遠藤法律事務所開業(現職)	(注)7	-

7. 遠藤賢治氏は社外監査役の補欠監査役であり、その任期は、退任した社外監査役の任期の満了する時までであります。

社外役員の状況

・社外取締役及び社外監査役の機能・役割・選任状況

・社外取締役は、会社経営者や商工会議所の常任参与、大学院教授として豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営全般に関して独立した立場からの確かな助言・提言を行い、経営の意思決定機能及び監督機能を強化する役割を担っております。また、社外監査役は、弁護士や公認会計士としての専門的知識などから、取締役の職務の執行に対する監査機能を強化する役割を担っております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては社外役員の企業統治における機能と役割を踏まえ、以下のとおり、「社外役員の独立性に関する基準」を定め運用しております。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社グループは、社外取締役及び社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断する。

1. (1) 当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。

但し、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であったことがないことを要件に加える。

(2) 社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。

社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等、または非業務執行取締役であったことがないこと。

(3) 当社グループの役員等（注2）及び支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の、配偶者、または二親等以内の親族でないこと。

2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等、または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。

3. (1) 当社グループを主要な取引先（注4）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。

(2) 当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。

(3) 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円、または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。

4. 当社グループから役員等を受入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5. 現在、当社グループの会計監査人、または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。

6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファーム（過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザー・ファーム）の社員等ではないこと。

7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(注1) 「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

(注2) 「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。

(注3) 「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接、または間接的に保有する者、または企業等をいう。

(注4) 「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

また、社外取締役3名及び社外監査役2名を、株式会社東京証券取引所に対して一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として独立役員届出書を提出しております。

氏名	選任理由
高橋 ゆき (社外取締役)	家事代行サービス事業者の経営者を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し選任しております。
西尾 昇治 (社外取締役)	東京商工会議所で常務理事、中小企業再生支援部長、中小企業部長を歴任、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する経験を豊富に有しております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上の施策に活かせるものと判断し選任しております。
野村 修也 (社外取締役)	大学院の教授としての専門的知識に加え、弁護士としても企業法務に関わっております。さまざまな公職も数多く歴任されている同氏の幅広い見識や豊富な経験を当社グループの経営全般に活かせるものと判断し選任しております。
稲葉 喜子 (社外監査役)	公認会計士としての高度な専門知識に加え、金融行政当局での勤務経験も有しております。また、企業経営者としての経営に対する幅広い見識を当社の監査体制に反映できるものと判断し選任しております。
東道 佳代 (社外監査役)	法律事務所のパートナーとしての職責を果たされており、また、弁護士としての専門的な見地から、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行う等、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。

- ・当社と当社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要
- ・当社では、社外取締役を3名、社外監査役を2名選任しておりますが、いずれも当社及び当社グループの出身ではなく、当社の他の取締役、監査役との人的關係や当社との間に特別な利害關係はございません。
- ・当社子会社のきらぼし銀行は、社外取締役の高橋ゆき氏が取締役副社長を務める株式会社ベアーズと、社員の福利厚生にかかる取引を行っており、社員の家事代行サービス等の利用に対し、補助として年額1百万円未満を支払っております。これは、きらぼし銀行及び株式会社ベアーズ双方の売上高のそれぞれ1%未満であることから、株式会社東京証券取引所のために準拠した当社の独立性判断基準を満たしており、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
- ・当社子会社のきらぼし銀行は、社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所にも所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同法律事務所及び同氏との間に法律事務に関する契約關係はなく、同法律事務所及び同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との關係

- ・社外取締役は取締役会等に出席し、独立した立場からの確かな助言・提言を行うことにより、取締役会等における意思決定の公正性、客観性を向上させるとともに取締役の職務執行に対する監督機能を高めております。また、取締役会の議案等については、各担当部署等から必要に応じ、事前説明や補足資料等の提供を行うなどサポート体制を確保しております。
- ・社外監査役は取締役会及び監査役会等に出席し、それぞれ独立した立場から有益かつ適切な提言・助言等を行っております。また、内部監査部門、常勤監査役及び会計監査人と適宜意見交換を行うなど緊密な連携を維持しております。なお、社外監査役へのサポートとして監査役補助者を配属し、監査役の業務の補助を行う体制とするとともに、取締役会の議案等については、各担当部署から必要に応じ、事前説明や補足資料等の提供を行うなどサポート体制を確保しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ. 監査役監査の組織、人員及び手続

監査役会は、独立性のある社外監査役2名(女性)を含む監査役4名で構成しております。社外監査役(稲葉喜子氏)におきましては、公認会計士の資格を保有し専門的見地から、また社外監査役(東道佳代氏)におきましては、弁護士として法律に関する広範な専門知識、豊富な経験から審議に必要な発言を行っております。監査役会では取締役の意思決定及び業務執行に対する有効な監視機能を確保し、監査態勢の強化に努めております。

監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧を行っております。また、常勤監査役は、部門長へのヒアリング、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制システムの整備・運用状況等について監査しており、その結果については監査役会等を通じて適時社外監査役と共有しております。なお、監査役及び監査役会は、内部監査部門、会計監査人等と緊密な連携を保ち、代表取締役等との間においても定期的な会合を通じ監査上の重要課題等について意見交換を行うなど実効的な監査に努めております。また、監査役がその職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役の職務を補助すべき専属の使用人を2名配置しております。

各監査役の当事業年度に開催した監査役会への出席回数(出席率)は、次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
坪井 克哉	13回	13回(100%)
内田 秀樹	13回	13回(100%)
稲葉 喜子	13回	13回(100%)
東道 佳代	13回	13回(100%)

ロ. 監査役会の活動状況

監査役会は月次に開催される他、必要に応じて随時開催されます。

項目	内容
開催頻度	原則月1回開催 2023年度は年間13回開催
平均所要時間	1時間08分
平均付議議案数	7議案
当事業年度における 決議、審議・協議、 報告事項	決議 11件 経営方針・監査計画(重点監査項目の選定等)監査役会の監査報告書、取締役会への監査役報告、会計監査人再任、会計監査人の報酬同意等
	審議・協議 2件 監査報告書の作成、監査役報酬配分
	報告 78件 監査部長報告・意見交換(月次)(1)、会計監査人とのコミュニケーション状況(2)、会計監査人の評価、取締役・本部部長等からのヒアリング内容、経営会議の主な内容(月次)、営業店住査報告等

八．内部監査部門との連携

月次の監査役会においては、当社の内部監査部門長である監査部長からの報告を受けるとともに意見交換（ 1 ）を行っております。また、三様監査として年度に2回会計監査人、監査部、常勤監査役がリスク認識共有等のため意見交換を行っております。

二．会計監査人とのコミュニケーション（ 2 ）

当事業年度においては、会計監査人と計16回のコミュニケーションを行い、監査計画、四半期レビュー、中間監査結果、自己査定監査結果、会計監査人による非保証業務の事前了解、K A Mについての意見交換、期末監査結果等をテーマとして開催いたしました。

内部監査の状況

イ．組織、人員及び手続

当社の内部監査部は当社グループ内に他の部門から独立した監査部（25名、所属部員は原則としてきらぼし銀行監査部を兼務）が、取締役会の承認を受けた「中期内部監査計画」、「年度内部監査計画」に基づき、地域社会を支える金融グループとして経営に資する内部監査を実施しております。また、グループ一体で効率的・効果的なリスクベース監査を実施する態勢を整備するとともに、グループ横断的な一貫性のある内部監査を実施することにより、内部監査機能の強化を図っております。

監査結果につきましては、取締役会及び経営会議のみならず、監査役及び監査役会への報告を定期的に行っております。

ロ．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

監査部は、監査役及び会計監査人との三者間で年2回三様監査会議を開催するなど、定期的な会議への出席のほか、適宜意見及び情報交換を行うことで緊密な連携を保つ体制としております。また、監査部は、財務報告に係る内部統制の整備・運用について独立した立場で評価しており、その結果は内部統制部門と連携し、取締役会並びに監査役会等に報告されております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

10年

ただし、株式移転時の会計上の取得企業である旧東京都民銀行からの継続監査期間は18年であります。

八．業務を執行した公認会計士

高木 竜二

窪寺 信

二．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 17名

ホ．監査役及び監査役会による監査法人の選定方針と理由及び評価

監査役会で定めた「会計監査人の選定基準」並びに「会計監査人の評価基準」に基づき、監査法人の選定・評価を行っております。当期につきましても、監査法人の品質管理体制や独立性、監査チーム、監査報酬、監査役や内部監査部門とのコミュニケーション等の評価項目を総合的に判断し、E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると評価しております。さらに経営陣の見解や関連部署へのヒアリング等を行い再任の判断を行っております。なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任又は不再任とすることが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	16	-	22	-
連結子会社	121	4	123	1
計	138	4	145	1

(前連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、時価の算定に関する会計基準対応に向けたアドバイザリー業務等であります。

(当連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、分別管理法令に関する保証業務等であります。

上記の他に、当社の非連結子会社が支払ったまたは支払うべき報酬があります。上記の金額に、当該非連結子会社に係る報酬を加えると、監査公認会計士等に対する、当連結会計年度の当社及び当社の子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は152百万円、非監査業務に基づく報酬の額は1百万円になります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（EY）に対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	12	-	10
計	-	12	-	10

(前連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、AML/CFT態勢の高度化に関する助言業務及び消費税適正化に関する支援業務等であります。

(当連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、AML/CFT態勢の高度化に関する助言業務等であります。

上記の他に、当社の非連結子会社が支払ったまたは支払うべき報酬があります。上記の金額に、当該非連結子会社に係る報酬を加えると、監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の当社及び当社の子会社の非監査業務に基づく報酬の額は10百万円になります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、当社の規模や業務の特性等を勘案して監査日数等を検討した上で、監査役会の同意を得て適切に決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査活動実績と計画などについて関連部署からヒアリング等を行い、その内容が適切であるか、また、監査時間と報酬単価についても合わせて検討した上で、会計監査人報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能し、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、「役員報酬ポリシー」（取締役の報酬を決定するに当たっての方針）を2018年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。また、「役員報酬ポリシー」を踏まえた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針として「取締役報酬規程」「株式交付規程」を2018年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。

「役員報酬ポリシー」「取締役報酬規程」「株式交付規程」を決議するに当たっては、当社社外取締役2名を含む取締役3名にて構成し、委員長は社外取締役が務めている「指名・報酬協議会」での協議を経て、検討結果を基に当社の取締役会で決定しております。「指名・報酬協議会」は、ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、形式面及びプロセスの妥当性や業績連動方法等を含め、当社及びグループ会社の取締役報酬額の検討を行うことを目的に設置しております。

ロ．決定方針の内容の概要

当社取締役会は、経営陣の健全かつ適切にリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、東京圏に新型タイプの都市型地銀を創造していくという考え方にに基づき、迅速・果敢な意思決定を行ってまいります。

このような考え方のもと、当社グループ取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬としての固定報酬（月額報酬）に加え、短期的な業績に連動する現金報酬（毎年1回支給予定）と、中長期的な業績に連動する株式交付信託を利用した株式報酬とを組み合わせた報酬としています。取締役の各報酬の報酬総額に対する割合は、役位に応じて、月額報酬を65～70%、短期業績に連動する現金報酬を15%、株式報酬を15～20%とすることを目安としております。

業績に連動する指標には、中期経営計画の目標計数を用いることとし、取締役自らが中期経営計画の達成を目指す報酬制度を構築することにより企業価値向上を図ってまいります。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針としての「取締役報酬規程」「株式交付規程」において、月額報酬は、役位別及び取締役の等級別に基準額を定めております。業績連動報酬（現金報酬）は、役位別に基準額を定め、業績に連動する指標及び担当部門業績評価を用いて乗率を決定のうえ支給額を算定し、取締役会において決定することとしております。業績連動報酬（株式報酬）は、役位別に基礎金額を定め、業績に連動する指標を用いて乗率を決定のうえ付与ポイント数を算定し、取締役会において決定することとしております。

ハ．当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会に対して決定方針に沿うものである旨を答申しておりますが、取締役会としても、かかる検討の過程及び答申の内容は合理的であると判断したため、これを尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二．業績連動報酬等に関する事項

() 報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受け取る報酬等は、基本報酬としての「固定報酬」（月額報酬）と、「業績連動報酬」として中期経営計画の短期的な目標計数等に連動する「現金報酬」と中期経営計画の中長期的な目標計数等に連動する「株式報酬」から構成されます。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

また、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から業績連動報酬の対象としておりません。

() 業績連動報酬（短期業績：現金報酬）

業績連動報酬（現金報酬）は、役位別に定めた額を基準とし、業績目標の達成度合い及び担当部門業績評価に応じて乗率を決定の上、支給額を算定し、算定結果について指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、支給額を決定し毎年一定の時期に支給する方針としております。

業績に連動する指標は、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行の コア業務純益、当社の 当期純利益であります。業績に連動する指標としてきらぼし銀行のコア業務純益を選定した理由は、当社の経営課題である収益力強化を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。また、当社の当期純利益を選定した理由は、役務収益の増強やコスト効率化を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。

当事業年度中に支給された2022年度に係る短期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
コア業務純益	312.6億円	403.1億円
当期純利益	160.9億円	211.5億円

() 業績連動報酬（中長期業績：株式報酬）

非金銭報酬として、株式交付信託を利用した株式報酬制度を導入しており、役位別に定めた基礎金額及び2021年3月31日における当社株式の終値を基に、業績目標の達成度合いに応じて乗率を決定の上、付与ポイント数を算定し、算定結果について指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、付与ポイント数を決定しております。

業績に連動する指標は、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行の OHR（コア業務粗利益ベース）、当社の ROE であります。業績に連動する指標としてきらぼし銀行のOHRを選定した理由は、当社の経営課題である高コスト体質の改善を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。また、当社のROEを選定した理由は、経営の効率性の向上を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。

なお、取締役がポイント数に相当する当社株式の交付を受ける時期は、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与日の同事業年度内）とし、退任までの期間において譲渡制限を付けております。

当事業年度中にポイント付与された2022年度に係る中長期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
OHR（コア業務粗利益ベース） （経費÷コア業務粗利益）	59.80%	55.58%
ROE	5.01%	6.54%

ホ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第1回定時株主総会において、取締役が年額250百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）、監査役が年額80百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。第1回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）です。また、上記取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で、2022年6月22日開催の第8回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の限度額は、2021年9月から2024年4月までの期間を対象として合計229百万円とすること、及び、株式報酬のために当社が金銭を拠出することにより設定する信託の信託期間を延長する場合は、延長した信託期間の年数に86百万円を乗じた金額を上限とすることが決議されております。第8回定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

ヘ．指名・報酬協議会、取締役会の活動内容等

当事業年度の報酬等の決定過程における指名・報酬協議会、及び取締役会の活動は、2022年度実績に基づく業績連動報酬について2023年5月12日開催の指名・報酬協議会で協議の上、2023年5月25日開催の取締役会で決定しております。また、2023年度報酬案について2023年2月27日、2023年3月27日、2023年5月12日開催の指名・報酬協議会で協議の上、報酬体系、報酬の基準額、業績連動報酬に用いる指標と目標計数、及び各取締役毎の固定報酬額について2023年3月27日、2023年5月25日、2023年6月22日開催の取締役会で決定しております。

なお、グループ会社取締役の報酬額は、指名・報酬協議会の検討結果を基に各グループ会社の取締役会で決定しております。

また、監査役の報酬額の決定につきましては、基本報酬のみとし、株主総会の承認枠の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	員数	当社からの報酬等の総額	業績連動報酬			当社の子会社からの報酬等の総額	業績連動報酬		
			固定報酬	業績連動報酬			固定報酬	業績連動報酬	
				現金報酬	株式報酬			現金報酬	株式報酬
取締役 （社外取締役を除く）	6名	161	73	34	52	157	71	34	51
監査役 （社外監査役を除く）	2名	20	20	-	-	13	13	-	-
社外役員	5名	40	40	-	-	-	-	-	-
計	13名	222	134	34	52	171	84	34	51

- （注）1．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等は、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
- 2．当社の取締役及び監査役が、当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役及び監査役を兼職中に、同行から当社取締役及び監査役へ支払われた報酬等については、「当社の子会社からの報酬等の総額」の欄に記載しております。
- 3．業績連動報酬には、当期の費用計上額を記載しております。
- 4．業績連動報酬のうち、株式報酬は非金銭的報酬であります。
- 5．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 6．上記支給人数には、2023年6月22日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了となった取締役1名を含んでおります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と、純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のように区分しております。

(純投資目的である投資株式)

株式の価値の変動または株式の配当によって利益を受けることを目的とする投資。

(純投資目的以外の目的である投資株式)

取引先等との総合的な取引拡大や関係構築等を主たる目的とする投資。

株式会社きらぼし銀行における株式の保有状況

当社は、子会社の経営管理を主たる業務としている会社であります。当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である株式会社きらぼし銀行については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

当社グループは、取引先との間の取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等を保有しません。

(保有の合理性を検証する方法)

採算性基準に基づき、採算性指標(信用コスト控除後収益÷株式簿価)による株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査・検証しております。

(保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

銘柄別に保有に係る経済合理性や保有目的の適切性、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から、取締役会等において年1回以上精査・検証しております。(直近報告:2024年5月)

銘柄別の検証の結果、保有先は当社の重要な取引先として保有の適切性等があることを確認しております。なお、収益性が当社の基準よりも低い銘柄が一部ありますが、今後当該先との交渉を通じて、経済合理性等を再度検証してまいります。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	54	33,092
非上場株式	100	4,362

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	1	1,320	業務連携等

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	12	2,973
非上場株式	1	0

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
住友不動産株式会社	542	542	営業地域内の住宅ローン案件等における 連携関係があり、取引関係の維持・強化 により当社グループの中長期的な企業価値 の向上に資するため	有
	3,141	1,616		
ユニオンツール株式会 社	685	685	取引関係の維持・強化により当社グルー プの中長期的な企業価値の向上に資する ため	有
	3,076	2,257		
東洋合成工業株式会社	298	298	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	2,869	2,682		
MS & ADインシュア ランスグループホール ディングス株式会社	907	302	保険窓販商品の安定的な供給や、同社子 会社との業務提携等を通じた金融関連業 務における協力関係の維持・強化により 当社グループの中長期的な企業価値の向 上に資するため 株式数増加は株式分割によるもの	無（注2）
	2,460	1,242		
株式会社サンリオ	720	240	取引関係の維持・強化により当社グルー プの中長期的な企業価値の向上に資する ため 株式数増加は株式分割によるもの	有
	2,196	1,423		
株式会社マースグルー プホールディングス	663	663	取引関係の維持・強化により当社グルー プの中長期的な企業価値の向上に資する ため	有
	2,158	2,018		
エスピー食品株式会社	489	489	取引関係の維持・強化により当社グルー プの中長期的な企業価値の向上に資する ため	有
	2,156	1,726		
みずほリース株式会社	1,250	250	金融関連業務における協力関係の維持・ 強化により当社グループの中長期的な企 業価値の向上に資するため 株式数増加は株式分割によるもの	有
	1,452	877		
株式会社A D E K A	400	400	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	1,289	903		
野村ホールディングス 株式会社	1,208	1,208	同社はきらぼし銀行の幹事証券会社であ るほか、金融関連業務における協力関係 の維持・強化により当社グループの中長 期的な企業価値の向上に資するため	有
	1,181	615		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	382	637	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	無（注2）
	1,165	1,197		
相鉄ホールディングス株式会社	402	402	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	1,105	911		
日本シイエムケイ株式会社	1,745	1,745	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	1,081	795		
小池酸素工業株式会社	152	152	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	1,007	351		
ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社	550	550	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	無
	684	937		
株式会社ニレコ	291	291	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	613	296		
株式会社アルファシステムズ	158	158	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	無
	518	644		
日本化学産業株式会社	330	330	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	479	351		
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	134	67	同社子会社との業務提携等を通じた金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため 株式数増加は株式分割によるもの	無（注2）
	443	304		
株式会社伊藤園	111	111	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	412	480		
株式会社岡三証券グループ	459	459	金融関連業務における協力関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	375	216		
内外テック株式会社	104	104	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	338	263		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社広済堂ホールディングス	375	75	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため 株式数増加は株式分割によるもの	無
	243	176		
日本空港ビルデング株式会社	40	40	同社子会社との業務提携等を通じた取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	無
	237	264		
ジオマテック株式会社	394	394	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	197	211		
株式会社C & F ロジホールディングス	51	74	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	無（注2）
	157	95		
株式会社トミタ	100	100	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	152	105		
株式会社タカラトミー	52	52	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	146	77		
株式会社第一興商	71	71	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	137	155		
日本ケミファ株式会社	75	75	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	124	139		
トーソー株式会社	216	216	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	117	112		
共同印刷株式会社	34	34	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	117	93		
森尾電機株式会社	65	65	保有に関する経済合理性を有し、取引関係の維持により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	116	112		
相模ゴム工業株式会社	120	120	取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	115	99		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
日本ハウズイング株式 会社	94	94	取引関係の維持・強化により当社グルー プの中長期的な企業価値の向上に資する ため	有
	100	112		
株式会社富山銀行	41	41	システム共同行として随時情報交換を 行っており、金融関連業務における協力 関係の維持・強化により当社グループの 中長期的な企業価値の向上に資するため	有
	84	70		
岡部株式会社	103	103	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	無
	80	79		
株式会社UEX	67	67	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	79	84		
アイエックス・ナレッ ジ株式会社	64	64	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	74	60		
SOMPOホールディ ングス株式会社	21	7	保険窓販商品の安定的な供給や、金融関 連業務における協力関係の維持・強化に より当社グループの中長期的な企業価値 の向上に資するため 株式数増加は株式分割によるもの	無（注2）
	67	36		
株式会社共同紙販ホー ルディングス	13	13	取引関係の維持・強化により当社グルー プの中長期的な企業価値の向上に資する ため	有
	63	58		
株式会社ナック	110	55	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため 株式数増加は株式分割によるもの	有
	59	52		
有機合成薬品工業株式 会社	181	181	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	57	53		
株式会社なとり	24	24	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	無
	51	46		
東海汽船株式会社	20	20	取引関係の維持・強化により当社グルー プの中長期的な企業価値の向上に資する ため	無
	49	48		
MIRARTHホール ディングス株式会社	80	80	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	41	30		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社南日本銀行	41	44	金融関連業務における協力関係の維持・ 強化により当社グループの中長期的な企 業価値の向上に資するため	無
	38	28		
株式会社プロクレア ホールディングス	18	18	金融関連業務における協力関係の維持・ 強化により当社グループの中長期的な企 業価値の向上に資するため	無（注2）
	33	38		
セントラル総合開発株 式会社	60	60	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	33	34		
株式会社イトーキ	15	15	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	27	11		
株式会社昭和真空	18	37	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	無
	26	52		
那須電機鉄工株式会社	2	2	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	有
	22	16		
T A C 株式会社	80	80	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	無
	15	16		
株式会社アーバネット コーポレーション	24	24	保有に関する経済合理性を有し、取引関 係の維持により当社グループの中長期的 な企業価値の向上に資するため	無
	10	7		

（注）1．定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため、記載しておりません。

2．保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
フクダ電子株式会社	1,390	1,390	議決権行使に関する指図権限	有
	9,634	5,929		
理想科学工業株式会社	1,567	1,567	議決権行使に関する指図権限	有
	4,859	3,616		

(注) 1. みなし保有株式は、退職給付信託の信託財産として拠出した株式です。

2. みなし保有株式の貸借対照表計上額は、事業年度末日の時価に議決権行使権限の対象となる株式の数を乗じた額を記載しております。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	122	11,916	185	10,056
非上場株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	625	1,785	2,138
非上場株式	-	-	-

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額 (百万円)
株式会社滋賀銀行	91	384

第5【経理の状況】

- 1．当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4．当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。
また、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
現金預け金	5 936,273	1,157,591
コールローン及び買入手形	9,640	5,238
買入金銭債権	58,527	72,311
商品有価証券	861	1,061
金銭の信託	2,867	4,508
有価証券	1, 5, 10 856,976	1, 5, 10 927,806
貸出金	2, 3, 4, 5, 6 4,706,163	2, 3, 4, 5, 6 4,821,294
外国為替	3 4,519	3 4,857
リース債権及びリース投資資産	24,853	28,333
その他資産	5 73,708	5 77,650
有形固定資産	8, 9 55,971	8, 9 59,913
建物	15,435	19,583
土地	7 33,037	7 33,037
リース資産	1,675	1,638
建設仮勘定	1,580	431
その他の有形固定資産	4,241	5,223
無形固定資産	12,922	17,636
ソフトウェア	6,565	8,277
のれん	2,985	4,417
リース資産	148	138
その他の無形固定資産	3,222	4,803
退職給付に係る資産	18,400	34,693
繰延税金資産	7,049	1,940
支払承諾見返	2 5,971	2 5,526
貸倒引当金	32,557	26,863
資産の部合計	6,742,149	7,193,503

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
預金	5 5,625,386	5 5,830,294
譲渡性預金	9,500	71,000
コールマネー及び売渡手形	448,139	654,868
債券貸借取引受入担保金	5 184,751	5 155,252
借入金	5 79,786	53,936
外国為替	258	1,012
社債	7,008	5,848
信託勘定借	-	609
その他負債	50,696	46,202
賞与引当金	1,670	1,815
役員賞与引当金	155	176
株式報酬引当金	374	389
退職給付に係る負債	75	82
役員退職慰労引当金	67	118
ポイント引当金	74	95
睡眠預金払戻損失引当金	259	174
偶発損失引当金	883	885
特別法上の引当金	0	0
繰延税金負債	116	83
支払承諾	5,971	5,526
負債の部合計	6,415,177	6,828,373
純資産の部		
資本金	27,500	27,500
資本剰余金	150,968	150,974
利益剰余金	151,399	172,896
自己株式	1,198	936
株主資本合計	328,669	350,434
その他有価証券評価差額金	5,121	1,696
繰延ヘッジ損益	-	397
土地再評価差額金	7 242	7 242
為替換算調整勘定	25	40
退職給付に係る調整累計額	3,573	13,561
その他の包括利益累計額合計	1,765	14,658
新株予約権	13	9
非支配株主持分	55	27
純資産の部合計	326,972	365,129
負債及び純資産の部合計	6,742,149	7,193,503

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
経常収益	125,291	138,331
資金運用収益	71,669	83,868
貸出金利息	57,294	66,294
有価証券利息配当金	12,581	16,028
コールローン利息及び買入手形利息	100	196
預け金利息	1,070	799
その他の受入利息	623	548
信託報酬	395	346
役務取引等収益	20,556	22,196
その他業務収益	7,845	1,743
その他経常収益	24,823	30,176
償却債権取立益	75	284
その他の経常収益	¹ 24,748	¹ 29,892
経常費用	94,516	105,362
資金調達費用	3,262	5,215
預金利息	1,482	2,809
譲渡性預金利息	2	8
コールマネー利息及び売渡手形利息	72	154
債券貸借取引支払利息	1,473	1,975
借入金利息	203	116
社債利息	14	39
その他の支払利息	12	111
役務取引等費用	3,797	4,002
その他業務費用	10,595	7,294
営業経費	² 57,947	² 63,339
その他経常費用	18,913	25,509
貸倒引当金繰入額	1,844	1,345
その他の経常費用	³ 17,069	³ 24,163
経常利益	30,774	32,968
特別利益	1,941	-
固定資産処分益	199	-
退職給付信託返還益	1,520	-
国庫補助金等受贈益	221	-
特別損失	847	219
固定資産処分損	198	219
減損損失	⁴ 461	-
固定資産圧縮特別勘定繰入額	187	-
税金等調整前当期純利益	31,867	32,749
法人税、住民税及び事業税	7,907	8,896
法人税等調整額	2,891	1,771
法人税等合計	10,798	7,124
当期純利益	21,069	25,625
非支配株主に帰属する当期純損失()	80	27
親会社株主に帰属する当期純利益	21,150	25,652

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	21,069	25,625
その他の包括利益	1 10,086	1 16,423
その他有価証券評価差額金	9,306	6,797
繰延ヘッジ損益	675	397
為替換算調整勘定	0	14
退職給付に係る調整額	103	9,987
持分法適用会社に対する持分相当額	2	20
包括利益	10,983	42,048
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	11,064	42,076
非支配株主に係る包括利益	80	27

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,500	150,966	133,470	966	310,969
当期変動額					
連結子会社の増資による持分の増減		2			2
剰余金の配当			3,221		3,221
親会社株主に帰属する当期純利益			21,150		21,150
自己株式の取得				262	262
自己株式の処分		0		30	30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2	17,929	231	17,699
当期末残高	27,500	150,968	151,399	1,198	328,669

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,186	675	242	24	3,676	8,320	13	8	319,312
当期変動額									
連結子会社の増資による持分の増減									2
剰余金の配当									3,221
親会社株主に帰属する当期純利益									21,150
自己株式の取得									262
自己株式の処分									30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,308	675	-	0	103	10,086	-	46	10,039
当期変動額合計	9,308	675	-	0	103	10,086	-	46	7,660
当期末残高	5,121	-	242	25	3,573	1,765	13	55	326,972

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,500	150,968	151,399	1,198	328,669
当期変動額					
剰余金の配当			4,155		4,155
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,652		25,652
自己株式の取得				51	51
自己株式の処分		6		313	319
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	6	21,496	262	21,764
当期末残高	27,500	150,974	172,896	936	350,434

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	5,121	-	242	25	3,573	1,765	13	55	326,972
当期変動額									
剰余金の配当									4,155
親会社株主に帰属する 当期純利益									25,652
自己株式の取得									51
自己株式の処分									319
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,818	397	-	14	9,987	16,423	3	27	16,392
当期変動額合計	6,818	397	-	14	9,987	16,423	3	27	38,157
当期末残高	1,696	397	242	40	13,561	14,658	9	27	365,129

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	31,867	32,749
減価償却費	5,582	5,511
減損損失	461	-
のれん償却額	195	488
退職給付信託返還益	1,520	-
持分法による投資損益(は益)	3,569	16
貸倒引当金の増減()	4,921	5,695
賞与引当金の増減額(は減少)	35	145
役員賞与引当金の増減額(は減少)	40	21
株式報酬引当金の増減額(は減少)	156	15
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	10,551	16,292
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	5	4
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2	102
ポイント引当金の増減額(は減少)	23	20
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	3	-
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	110	85
偶発損失引当金の増減()	126	1
資金運用収益	71,669	83,868
資金調達費用	3,262	5,215
有価証券関係損益()	2,025	2,474
金銭の信託の運用損益(は運用益)	328	241
為替差損益(は益)	13,280	15,293
固定資産処分損益(は益)	0	219
固定資産圧縮特別勘定繰入額	187	-
国庫補助金等受贈益	221	-
商品有価証券の純増()減	83	200
貸出金の純増()減	357,531	115,269
預金の純増減()	468,177	205,187
譲渡性預金の純増減()	-	61,500
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	385,898	25,850
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	2,327	530
コールローン等の純増()減	7,956	9,381
コールマネー等の純増減()	330,614	206,728
債券貸借取引受入担保金の純増減()	117,816	29,499
外国為替(資産)の純増()減	2,341	338
外国為替(負債)の純増減()	396	754
リース債権及びリース投資資産の純増()減	2,655	3,480
普通社債発行及び償還による増減()	2,940	1,240
信託勘定借の純増減()	-	609
資金運用による収入	68,760	78,250
資金調達による支出	2,589	4,754
その他	1,320	13,891
小計	30,936	296,692
法人税等の支払額	7,630	9,095
法人税等の還付額	425	599
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,142	288,195

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	244,218	509,843
有価証券の売却による収入	290,622	365,478
有価証券の償還による収入	99,460	104,341
金銭の信託の増加による支出	800	1,400
有形固定資産の取得による支出	4,093	7,490
有形固定資産の除却による支出	283	86
有形固定資産の売却による収入	395	-
無形固定資産の取得による支出	4,670	5,934
無形固定資産の売却による収入	1	-
国庫補助金等による収入	266	-
事業譲受による支出	-	3 7,131
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 4,258	2 1,245
関連会社株式の取得による支出	7	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	132,413	63,311
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	130	-
配当金の支払額	3,221	4,138
自己株式の取得による支出	243	51
自己株式の売却による収入	11	3
ストックオプションの行使による収入	-	0
業績連動型株式報酬の行使による収入	9	-
リース債務の返済による支出	4	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,318	4,193
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	90,956	220,690
現金及び現金同等物の期首残高	843,122	934,079
現金及び現金同等物の期末残高	1 934,079	1 1,154,770

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 18社

株式会社きらぼし銀行
株式会社UI銀行
東京きらぼしリース株式会社
きらぼしシステム株式会社
株式会社きらぼしコンサルティング
きらぼしJCB株式会社
きらぼしキャピタル株式会社
きらぼしライフデザイン証券株式会社
きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社
きらぼしテック株式会社
株式会社ビー・ブレーブ
株式会社アイティーシー
きらぼし信用保証株式会社
八千代信用保証株式会社
きらぼしビジネスサービス株式会社
きらぼし債権回収株式会社
綺羅商務諮詢(上海)有限公司
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED

(連結の範囲の変更)

2023年10月2日付で、きらぼしシステム株式会社は、株式会社アイティーシーの全株式を取得、子会社とし、株式会社アイティーシーは、当社の連結子会社となっております。

(連結子会社の商号変更)

2023年4月1日付で、エイチ・エス債権回収株式会社の商号をきらぼし債権回収株式会社へ変更しております。

(2) 非連結子会社 10社

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合
A&KCメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合
A&KCメディカル1号投資事業有限責任組合
KCPエクイティアシスト1号投資事業有限責任組合
KCPパイアウト1号投資事業有限責任組合
Kconイノベーション1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(非連結の子会社の設立)

2023年12月26日付で、非連結の子会社としてKCPパイアウト1号投資事業有限責任組合を設立しております。

2024年3月25日付で、非連結の子会社としてKconイノベーション1号投資事業有限責任組合を設立しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社 3社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー
信銘冠嘉商務諮詢(北京)有限公司

(3) 持分法非適用の非連結子会社 10社

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合
A&K Cメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合
A&K Cメディカル1号投資事業有限責任組合
K C P エクイティアシスト1号投資事業有限責任組合
K C P パイアウト1号投資事業有限責任組合
K c o n イノベーション1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(持分法非適用の非連結の子会社の設立)

2023年12月26日付で、持分法非適用の非連結の子会社としてK C P パイアウト1号投資事業有限責任組合を設立しております。

2024年3月25日付で、持分法非適用の非連結の子会社としてK c o n イノベーション1号投資事業有限責任組合を設立しております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社
3月末日 16社

(2) 12月末日を決算日とする連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 2年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却を行っております。

開業費 5年間の均等償却を行っております。

社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の回復に遅れが懸念される一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、以下に記載のキャッシュ・フロー見積法による予想損失額と、過去の貸倒実績率に基づく予想損失額との差額を、追加的に計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先及び、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の回復に遅れが懸念される一定の債務者グループに対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

事業性ファイナンスのうち、投資対象会社の株式取得資金の一部を供与する目的で、当該株式を取得する持株会社に対し供与しているローン（以下「Hold Co.ローン」という）及びその未収利息については、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の株式価値に基づき回収可能額を見積もったうえで、必要な貸倒引当金を計上する方針としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、銀行業を営む連結子会社の一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはりましたが、2015年連結会計年度から直接減額を行っていません。当連結会計年度末における2014年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は55百万円（前連結会計年度末 651百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

当社及び一部の連結子会社は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 株式報酬引当金の計上基準

当社及び一部の連結子会社は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結子会社において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(14) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(15) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む一部の連結子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る当期末の自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(17) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

連結子会社のファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準については、リース料を收受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(18) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当連結会計年度は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

上記のヘッジ関係のうち、「Liborを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法...金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...貸出金

ヘッジ取引の種類...キャッシュ・フローを固定するもの

なお、その他の連結子会社は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(19)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(20)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(21)消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(22)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

証券投資信託（上場投資信託を除く）の解約・償還に伴う差損益については、有価証券利息配当金に計上しております。ただし、証券投資信託の有価証券利息配当金が全体で負の金額となる場合は、当該負の金額を国債等債券償還損に計上することとしております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
貸倒引当金	32,557百万円	26,863百万円

(うち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の回復に遅れが懸念される一定の債務者グループに対して計上した追加的な貸倒引当金

前連結会計年度 1,345百万円

当連結会計年度 538百万円)

(うち、Hold Co. ローンに対して計上した追加的な貸倒引当金

前連結会計年度 - 百万円

当連結会計年度 - 百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループにおける貸倒引当金の概要

当社グループは、銀行業を中核事業として位置付けており、それにより計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。

また、貸出金の中には投資対象会社の株式取得を目的として設立される持株会社に対し、投資対象企業の株式取得資金の一部を供与することを目的として抛出されるHold Co. ローンが含まれています。Hold Co. ローン及びその未収利息は、投資対象会社の事業から創出されるキャッシュ・フローを原資として返済されるものではなく、持株会社が保有する投資対象会社株式の上場又は第三者への売却(トレードセール)により返済されることとなっていることから、その回収可能額は、投資対象会社株式の売却価値に依存することとなります。

したがって、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の株式価値に基づき回収可能額を見積もったうえで、必要な貸倒引当金を計上する方針としております。

なお、当連結会計年度においては、投資対象会社の株式価値が、Hold Co. ローン及びその未収利息の残高を下回っている状況にないことから、当該貸倒引当金を計上しておりません。

算出方法

「会計方針に関する事項」「(6)貸倒引当金の計上基準」に記載の通りです。

主要な仮定

債務者区分

当社グループは、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込みが主要な仮定となります。

予想損失率の修正を必要とする債務者グループ

当社グループは、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の回復に遅れが懸念される一定の債務者グループに対する債権に対し、追加引当額を計上しており、その額は、影響を受ける債務者グループの範囲をどう見積もるかによって変動することとなります。

したがって、影響を受ける債務者グループの範囲が主要な仮定となります。

キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー見積法における予想損失額は、債務者の経営改善計画等に基づく将来キャッシュ・フローに、債務者の格付遷移見通しに基づく発生確率を乗じ、これを貸出条件緩和前の約定利率で割引いて算定しています。

格付遷移見通しは、過去の格付け遷移実績率に債務者の状況を加味して設定しています。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込み及び格付遷移見通しが主要な仮定となります。

Hold Co.ローン及びその未収利息の回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象の判断

回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が生じているかどうかは、類似上場会社の株価及びキャッシュ・フロー水準並びに投資対象会社のキャッシュ・フロー水準等から推定される株式価値がHold Co.ローン及び未収利息の残高を下回る可能性が生じている、投資対象会社が財務制限条項に抵触している、投資対象会社株式のエクジット計画の遅延が見込まれるなどの状況を、総合的に勘案して判断することとしています。

この判断における主要な仮定は、エクジット計画の実現可能性に係る判断および投資対象会社のキャッシュ・フロー水準の見積りとなります。

翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当連結会計年度において計上した貸倒引当金を上回る、あるいは下回る貸倒損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は現在評価中であります。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い)

- ・「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)
- ・「<補足文書>グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する見積りについて」(2024年3月22日)

(1) 概要

財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り、損益に計上する会計処理及び開示の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該実務対応報告の適用による影響

当該実務対応報告の適用による影響は現在評価中であります。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

当社は、当社取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員(以下「当社役員」といいます。)並びに当社の一部の連結子会社の取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員並びに一部の従業員(以下「子会社役員及び一部の従業員」といいます。)に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社グループは、当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員に対して交付される株式報酬制度を導入しております。

なお、当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員が当社株式の交付を受ける時期は、各ポイント付与日(原則として毎事業年度)以降、所定の期間内(原則としてポイント付与の日の同事業年度内)に交付したうえで、退任までの期間において譲渡制限を付しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(3) 信託が所有する自社の株式に関する事項

信託が所有する当社株式は株主資本に自己株式として計上しております。信託における自己株式の帳簿価額、株式数は以下のとおりであります。

信託における帳簿価額	349百万円(前連結会計年度末 581百万円)
当連結会計年度末株式数	199千株(前連結会計年度末 329千株)

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
株式	9,506百万円	6,029百万円
出資金	21,832百万円	33,560百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	30,483百万円	16,348百万円
危険債権額	87,573百万円	89,404百万円
三月以上延滞債権額	31百万円	425百万円
貸出条件緩和債権額	7,580百万円	6,974百万円
合計額	125,668百万円	113,152百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前連結会計年度まできらぼし債権回収株式会社の買取債権の一部を貸出金に振り替えており、上記債権額に含めております。当連結会計年度より買取債権を買入金銭債権に振り替えており、上記債権額に含めておりません。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
19,740百万円	20,860百万円

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、

(原債権者の場合)

参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の残高の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
- 百万円	2,791百万円

(参加者の場合)

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
19,234百万円	17,214百万円

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	20百万円	- 百万円
有価証券	388,277百万円	327,383百万円
貸出金	312,394百万円	279,682百万円
その他資産	105百万円	- 百万円
計	700,797百万円	607,066百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,451百万円	3,554百万円
債券貸借取引受入担保金	181,038百万円	155,252百万円
借入金	63,185百万円	- 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
有価証券	5,165百万円	15,914百万円

指定金融機関等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
その他資産	23百万円	43百万円

また、その他資産には、保証金、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
保証金	1,900百万円	2,195百万円
金融商品等差入担保金	2,119百万円	698百万円
中央清算機関差入証拠金	30,595百万円	32,851百万円

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
融資未実行残高	1,000,872百万円	1,056,846百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	891,172百万円	946,458百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号または第2号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
273百万円	258百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
減価償却累計額	39,068百万円	40,606百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
圧縮記帳額	622百万円	621百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(-百万円)	(-百万円)

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
31,717百万円	19,597百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
株式等売却益	5,712百万円	8,199百万円
債権売却益	- 百万円	28百万円
リース料収入	8,175百万円	8,994百万円
持分法による投資利益	(注) 3,569百万円	16百万円

(注) 当社の持分法適用関連会社である株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーが、その子会社における不動産売却益を原資とする配当金を受け入れたことを主因として計上した利益に基づく、持分法による投資利益3,564百万円を含んでおります。

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給料・手当	23,933百万円	25,950百万円
退職給付費用	63百万円	19百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
貸出金償却	19百万円	107百万円
株式等売却損	1,066百万円	1,804百万円
株式等償却	- 百万円	74百万円
債権売却損	15百万円	7百万円
リース原価	6,993百万円	7,756百万円

4. 減損損失

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
東京都	事業用資産	ソフトウェア等	460

当社の連結子会社であるきらぼしテック株式会社が運営する事業において、当初想定していた収益が見込めなくなったため、当該資産グループに係るソフトウェア等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるためゼロとみなしております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	16,059	14,166
組替調整額	1,923	4,612
税効果調整前	14,135	9,553
税効果額	4,829	2,756
その他有価証券評価差額金	9,306	6,797
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	1,094	2
組替調整額	2,067	570
税効果調整前	973	572
税効果額	298	175
繰延ヘッジ損益	675	397
為替換算調整勘定		
当期発生額	0	14
組替調整額	-	-
税効果調整前	0	14
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	0	14
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,891	14,687
組替調整額	2,040	291
税効果調整前	148	14,395
税効果額	45	4,407
退職給付に係る調整額	103	9,987
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	2	20
組替調整額	-	-
税効果調整前	2	20
税効果額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	2	20
その他の包括利益合計	10,086	16,423

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,650	-	-	30,650	
第1回第一種優先株式	750	-	-	750	
第二種優先株式	2,000	-	-	2,000	
合計	33,400	-	-	33,400	
自己株式					
普通株式	434	109	6	537	(注)1、2
合計	434	109	6	537	

(注)1. 当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式329千株が含まれております。

2. 自己株式の当連結会計年度増加株式数109千株は、単元未満株式の買取請求による買取11千株及び株式交付信託に係る信託口が取得した当社株式98千株であり、当連結会計年度減少株式数6千株は、単元未満株式の買取請求による売渡0千株及び株式交付信託の権利行使による売渡6千株の合計であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			-		13		
合計				-		13		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	1,370	45.00	2022年3月31日	2022年6月7日
2022年5月12日 取締役会	第1回第一種 優先株式	94	126.00	2022年3月31日	2022年6月7日
2022年5月12日 取締役会	第二種優先 株式	31	15.636	2022年3月31日	2022年6月7日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	1,598	52.50	2022年9月30日	2022年12月2日
2022年11月11日 取締役会	第1回第一種 優先株式	94	126.00	2022年9月30日	2022年12月2日
2022年11月11日 取締役会	第二種優先 株式	32	16.000	2022年9月30日	2022年12月2日
合計	-	3,221	-	-	-

(注) 1. 2022年5月12日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

2. 2022年11月11日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金17百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月8日 取締役会	普通株式	1,902	その他 利益剰余金	62.50	2023年3月31日	2023年6月7日
2023年5月8日 取締役会	第1回第一種 優先株式	94	その他 利益剰余金	126.00	2023年3月31日	2023年6月7日
2023年5月8日 取締役会	第二種優先 株式	32	その他 利益剰余金	16.000	2023年3月31日	2023年6月7日

(注) 2023年5月8日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,650	-	-	30,650	
第1回第一種優先株式	750	-	-	750	
第二種優先株式	2,000	-	-	2,000	
合計	33,400	-	-	33,400	
自己株式					
普通株式	537	14	156	394	(注) 1、2
合計	537	14	156	394	

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式199千株が含まれております。

2. 自己株式の当連結会計年度増加株式数14千株は、単元未満株式の買取請求による買取13千株及び職員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての株式割当の無償取得0千株であり、当連結会計年度減少株式数156千株は、株式交付信託の権利行使による売渡129千株、ストックオプションの行使による減少1千株、職員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての処分による25千株及び単元未満株式の買増請求による売渡0千株の合計であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			-		9		
合計				-		9		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月8日 取締役会	普通株式	1,902	62.50	2023年3月31日	2023年6月7日
2023年5月8日 取締役会	第1回第一種 優先株式	94	126.00	2023年3月31日	2023年6月7日
2023年5月8日 取締役会	第二種優先 株式	32	16.000	2023年3月31日	2023年6月7日
2023年11月1日 取締役会	普通株式	1,980	65.00	2023年9月30日	2023年12月4日
2023年11月1日 取締役会	第1回第一種 優先株式	99	133.00	2023年9月30日	2023年12月4日
2023年11月1日 取締役会	第二種優先 株式	46	23.364	2023年9月30日	2023年12月4日
合計	-	4,155	-	-	-

(注) 1. 2023年5月8日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。

2. 2023年11月1日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月1日 取締役会	普通株式	2,436	その他 利益剰余金	80.00	2024年3月31日	2024年6月7日
2024年5月1日 取締役会	第1回第一種 優先株式	99	その他 利益剰余金	133.00	2024年3月31日	2024年6月7日
2024年5月1日 取締役会	第二種優先 株式	46	その他 利益剰余金	23.364	2024年3月31日	2024年6月7日

(注) 2024年5月1日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
現金預け金勘定	936,273百万円	1,157,591百万円
定期預け金	287百万円	167百万円
その他の預け金	1,906百万円	2,653百万円
現金及び現金同等物	934,079百万円	1,154,770百万円

2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)

株式の取得により新たに株式会社ビー・ブレーブを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに株式会社ビー・ブレーブ株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

資産	531百万円
負債	927百万円
うち借入金	474百万円
のれん	1,456百万円
株式会社ビー・ブレーブ株式の取得価額	1,060百万円
株式会社ビー・ブレーブ現金及び現金同等物	1百万円
差引: 株式会社ビー・ブレーブ取得のための支出	1,058百万円

株式の取得により新たにエイチ・エス債権回収株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びにエイチ・エス債権回収株式会社株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

資産	6,965百万円
うち貸出金	6,087百万円
負債	5,487百万円
うち借入金	4,900百万円
のれん	1,724百万円
エイチ・エス債権回収株式会社株式の取得価額	3,200百万円
エイチ・エス債権回収株式会社現金及び現金同等物	0百万円
差引: エイチ・エス債権回収株式会社取得のための支出	3,199百万円

当連結会計年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)

株式の取得により新たに株式会社アイティーシーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに株式会社アイティーシー株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

資産	684百万円
負債	664百万円
のれん	1,226百万円
株式会社アイティーシー株式の取得価額	1,246百万円
株式会社アイティーシー現金及び現金同等物	0百万円
差引: 株式会社アイティーシー取得のための支出	1,245百万円

3. 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受にかかる資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

アルゴジャパン債権回収株式会社からの事業譲受により取得した資産及び負債の主な内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

資産	6,131百万円
うち買入金銭債権	6,070百万円
負債	0百万円
のれん	693百万円
のれんに係る繰延税金資産	306百万円
アルゴジャパン債権回収株式会社事業譲受の取得価額	7,131百万円
アルゴジャパン債権回収株式会社事業譲受により取得した現金及び現金同等物	- 百万円
差引：アルゴジャパン債権回収株式会社事業譲受による支出	7,131百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機及び事務用機器等の動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内	14	14
1年超	14	-
合計	29	14

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
リース料債権部分	24,149	28,114
見積残存価額部分	1,134	1,296
受取利息相当額	1,618	2,043
リース投資資産	23,665	27,366

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	349	323	251	135	64	104
リース投資資産	7,237	6,054	4,658	3,156	1,768	1,273

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	338	269	154	78	50	109
リース投資資産	8,086	6,746	5,105	3,632	2,183	2,358

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内	485	429
1年超	356	675
合計	841	1,105

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、リース業、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内外の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内外の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、顧客販売用の商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金及び借入金であります。預金及び借入金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当社グループは、主として国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

統合的リスク管理

当社グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当社グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、事業性評価の観点を取り入れながら個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクに対する適切な管理を行っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてV a R (観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

2024年3月31日において、当社グループの市場リスク量は86,629百万円(2023年3月31日現在は70,557百万円)になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したV a Rと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、2023年度に実施したバックテストの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、資金繰り管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。また、リスク管理部門が短期間で資金化できる資産を流動性準備として常に一定水準以上保有することを定めるとともに、日々の資金繰り状況及び流動性準備の状況等をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。

また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、重要性の乏しい科目についても記載を省略しております。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	58,527		
貸倒引当金	-		
	58,527	58,527	-
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	861	861	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,521	12,260	1,260
その他有価証券（ 1 ）	780,569	780,569	-
(4) 貸出金	4,706,163		
貸倒引当金（ 2 ）	31,490		
	4,674,672	4,706,175	31,502
資産計	5,528,152	5,558,393	30,241
(1) 預金	5,625,386	5,624,781	605
負債計	5,625,386	5,624,781	605
デリバティブ取引（ 3 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(289)	(289)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(289)	(289)	-

（ 1 ） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 3項及び第24 - 9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（ 2 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 3 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で表示しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	72,311		
貸倒引当金(1)	2,630		
	69,680	69,680	-
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	1,061	1,061	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	22,269	20,820	1,449
その他有価証券(2)	831,790	831,790	-
(4) 貸出金	4,821,294		
貸倒引当金(3)	23,637		
	4,797,657	4,816,587	18,929
資産計	5,722,460	5,739,940	17,480
(1) 預金	5,830,294	5,829,732	562
負債計	5,830,294	5,829,732	562
デリバティブ取引(4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,090)	(1,090)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(572)	(572)	-
デリバティブ取引計	(1,662)	(1,662)	-

(1) 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24 - 3項及び第24 - 9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(4) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
非上場株式 (1)(2)	12,637	11,000
組合出資金 (3)	50,248	62,746
合計	62,885	73,746

- (1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 前連結会計年度において、減損処理は行っておりません。
当連結会計年度において、減損処理額は、株式74百万円であります。
- (3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	11,741	5,576	8,943	7,698	8,758	16,698
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	9,347	4,005	500	-
うち国債	-	-	-	-	500	-
外国証券	-	-	9,347	4,005	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	79,590	121,289	136,983	84,697	91,220	94,371
うち国債	5,000	15,000	7,000	25,000	46,000	53,660
地方債	4,190	6,667	15,042	7,617	17,600	12,571
社債	31,868	62,150	95,329	27,318	15,607	19,722
その他	38,531	37,471	19,611	24,761	12,012	8,416
貸出金()	709,562	838,094	620,417	598,008	473,378	928,213
合計	800,894	964,959	775,692	694,409	573,857	1,039,282

() 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 117,691百万円、期間の定めのないもの 420,797百万円は含めておりません。

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権（ ）	13,603	7,658	8,240	6,502	8,227	15,273
有価証券						
満期保有目的の債券	-	3,028	13,112	-	6,500	-
うち国債	-	-	1,000	-	6,500	-
外国証券	-	3,028	12,112	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	68,508	121,008	120,393	65,256	71,904	210,837
うち国債	10,000	5,000	-	-	5,500	113,160
地方債	3,434	13,059	18,178	11,228	29,194	17,995
社債	27,227	85,255	62,570	14,947	17,993	44,847
その他	27,846	17,693	39,643	39,081	19,217	34,834
貸出金（ ）	732,347	838,254	661,514	617,887	531,279	939,577
合 計	814,459	969,950	803,261	689,647	617,912	1,165,688

（ ） 買入金銭債権及び貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 120,134百万円、期間の定めのないもの 394,780百万円は含めておりません。

（注3） 預金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（ ）	5,395,994	218,161	11,230	-	-	-
合 計	5,395,994	218,161	11,230	-	-	-

（ ） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（ ）	5,632,233	187,121	10,940	-	-	-
合 計	5,632,233	187,121	10,940	-	-	-

（ ） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	49,230	9,277	58,507
商品有価証券				
売買目的有価証券				
うち国債	95	-	-	95
地方債	-	765	-	765
有価証券				
その他有価証券				
うち国債	147,385	-	-	147,385
地方債	-	62,398	-	62,398
社債	-	213,962	35,444	249,407
株式	38,158	11	-	38,169
その他	94,824	108,813	47,299	250,937
資産計	280,464	435,182	92,021	807,668
デリバティブ取引				
金利関連	-	43	-	43
通貨関連	-	38	-	38
株式関連	-	77	-	77
債券関連	217	-	-	217
負債計	217	71	-	289

(1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額
第24-3項の取扱いを適用した投資信託	-
第24-9項の取扱いを適用した投資信託	32,270
合計	32,270

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24 - 3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

第24 - 3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

該当事項はありません。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

該当事項はありません。

- (3) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24 - 9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

第24 - 9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位 : 百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 及び 償還の 純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する投資 信託の評 価損益 (1)
		損益に 計上 (1)	その他の 包括利益 に計上 (2)					
有価証券 その他 有価証券 その他	31,343	589	36	300	-	-	32,270	-
資産計	31,343	589	36	300	-	-	32,270	-

(1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	45,373	12,421	57,794
商品有価証券				
売買目的有価証券				
うち国債	108	-	-	108
地方債	-	953	-	953
有価証券				
その他有価証券				
うち国債	125,646	-	-	125,646
地方債	-	90,712	-	90,712
社債	-	222,714	25,290	248,005
株式	45,940	-	-	45,940
その他	136,199	77,762	76,128	290,090
資産計	307,895	437,516	113,840	859,252
デリバティブ取引				
金利関連	-	545	-	545
通貨関連	-	1,117	-	1,117
負債計	-	1,662	-	1,662

- (1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 3項及び第24 - 9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。なお、第24 - 3項及び第24 - 9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額
第24 - 3項の取扱いを適用した投資信託	-
第24 - 9項の取扱いを適用した投資信託	31,394
合計	31,394

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24 - 3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

第24 - 3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

該当事項はありません。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

該当事項はありません。

(3) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24 - 9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

第24 - 9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 及び 償還の 純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する投資 信託の評 価損益 (1)
		損益に 計上 (1)	その他の 包括利益 に計上 (2)					
有価証券 その他 有価証券 その他	32,270	928	484	1,320	-	-	31,394	-
資産計	32,270	928	484	1,320	-	-	31,394	-

(1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	19	-	19
有価証券				
満期保有目的の債券				
うち国債	490	-	-	490
外国証券	11,770	-	-	11,770
貸出金	-	-	4,706,175	4,706,175
資産計	12,260	19	4,706,175	4,718,455
預金	-	5,624,781	-	5,624,781
負債計	-	5,624,781	-	5,624,781

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	34	11,851	11,885
有価証券				
満期保有目的の債券				
うち国債	7,440	-	-	7,440
外国証券	13,379	-	-	13,379
貸出金	-	-	4,816,587	4,816,587
資産計	20,820	34	4,828,438	4,849,293
預金	-	5,829,732	-	5,829,732
負債計	-	5,829,732	-	5,829,732

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は債権の性質上短期のもの等であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。公共工事債権信託受益権についてはレベル3、これら以外の信託受益権については、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

また、買入金銭債権のうち、買取債権の時価は、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、又は過去の回収実績に基づく将来回収見込額に基づいて算定していることから、時価は貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としておりレベル3の時価に分類しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券について、株式は取引所の価格によっており、市場の活発性にに基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場投資信託がこれに含まれます。また、取引価格がない場合には基準価額により時価を算定しています。重要な解約制限等がない場合で、観察可能なインプットに基づくものである場合にはレベル2、そうでない場合にはレベル3としています。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しています。主に私募投資信託がこれに含まれます。

私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、投資先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は現在価値技法により算定し、貸出金の時価に含めております。

当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払う金額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを市場金利を用いた割引率で割り引いて算出した現在価値を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察 できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
有価証券 其他有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.01% - 27.54%	0.93%
社債(私募債)		回収率	0.00% - 80.00%	9.55%
		割引率	0.00% - 15.04%	0.67%

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察 できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
有価証券 其他有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.01% - 26.13%	0.82%
社債(私募債)		回収率	0.00% - 80.00%	11.31%
		割引率	0.00% - 13.41%	0.63%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行 及び 決済の 純額	レベル 3の 時価 への 振替	レベル 3の 時価 からの 振替	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 金融負債 の評価損 益 (1)
		損益に 計上 (1)	その他の 包括利益 に計上 (2)					
買入金銭債権	12,206	-	-	2,928	-	-	9,277	24
有価証券								
その他 有価証券								
うち社債 (私募債)	48,793	0	269	13,618	-	-	35,444	-
うち 外国証券	45,723	113	492	1,955	-	-	47,299	-
資産計	106,723	113	223	14,592	-	-	92,021	24

(1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行 及び 決済の 純額	レベル 3の 時価 への 振替	レベル 3の 時価 からの 振替	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 金融負債 の評価損 益 (1)
		損益に 計上 (1)	その他の 包括利益 に計上 (2)					
買入金銭債権	9,277	-	-	3,144	-	-	12,421	-
有価証券								
その他 有価証券								
うち社債 (私募債)	35,444	0	138	10,292	-	-	25,290	19
うち 外国証券	47,299	1,377	70	27,523	-	-	76,128	-
資産計	92,021	1,377	67	20,374	-	-	113,840	19

(1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは時価算定統括部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期時価算定統括部門に報告され、時価の算定の方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率及び割引率であります。

倒産確率は、契約上の支払いを回収しない可能性を示す推定値であります。一般に、倒産確率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、倒産確率の低下（上昇）を伴い、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。

割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	6	10

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	501	490	11
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	13,019	11,770	1,249
	小計	13,521	12,260	1,260
合計		13,521	12,260	1,260

当連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	5,922	5,962	40
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	5,922	5,962	40
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	1,502	1,477	24
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	14,844	13,379	1,465
	小計	16,347	14,857	1,489
合計		22,269	20,820	1,449

3. その他有価証券

前連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	29,438	17,535	11,903
	債券	78,072	77,603	468
	国債	20,180	20,142	38
	地方債	9,154	9,120	33
	社債	48,737	48,341	396
	その他	103,178	96,568	6,610
	小計	210,689	191,706	18,982
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	8,731	9,912	1,181
	債券	381,119	390,309	9,189
	国債	127,205	132,339	5,134
	地方債	53,243	54,612	1,368
	社債	200,670	203,356	2,686
	その他	238,536	257,809	19,272
	小計	628,387	658,030	29,643
合計		839,076	849,737	10,660

当連結会計年度（2024年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	44,139	23,388	20,751
	債券	50,907	50,138	769
	国債	19,513	19,087	425
	地方債	13,014	12,976	37
	社債	18,380	18,074	306
	その他	115,909	107,721	8,188
	小計	210,957	181,247	29,710
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,801	1,967	165
	債券	413,456	428,590	15,133
	国債	106,133	113,407	7,274
	地方債	77,698	80,161	2,462
	社債	229,624	235,020	5,396
	その他	263,369	280,845	17,475
	小計	678,627	711,402	32,775
合計		889,584	892,650	3,065

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	11,090	1,943	261
債券	100,059	1,684	3,025
国債	99,212	1,684	3,025
地方債	-	-	-
社債	847	0	-
その他	183,630	6,004	8,382
合計	294,779	9,632	11,669

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	15,228	2,674	192
債券	173,532	323	2,721
国債	166,494	240	2,721
地方債	4,493	23	-
社債	2,544	59	-
その他	172,824	7,464	4,261
合計	361,585	10,462	7,175

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、債券177百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、債券19百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,867	328

当連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,508	241

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	7,649
その他有価証券	7,649
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産	2,489
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,159
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	37
その他有価証券評価差額金	5,121

当連結会計年度(2024年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	2,070
その他有価証券	2,070
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	432
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,637
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	58
その他有価証券評価差額金	1,696

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	12,096	10,559	52	52
	受取変動・支払固定	12,096	10,559	8	8
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利キャップ				
	売建	415	295	0	32
	買建	1,337	829	0	8
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
合計			43	67	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	8,881	7,943	3	3
	受取変動・支払固定	8,915	7,943	23	23
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利キャップ				
	売建	174	174	0	16
	買建	677	219	0	4
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
合計			27	38	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	24,429	5,735	160	160
	為替予約				
	売建	25,008	1,170	116	116
	買建	11,027	13	28	28
	通貨オプション				
	売建	36,317	8,431	899	19
	買建	36,317	8,431	877	71
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			38	75

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	12,220	6,164	32	32
	為替予約				
	売建	83,507	598	1,471	1,471
	買建	7,516	-	390	390
	通貨オプション				
	売建	13,119	6,216	336	120
	買建	13,119	6,216	332	48
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				1,117	1,041

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	6,231	-	77	77
	買建	-	-	-	-
	株式指数オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	有価証券店頭指数スワップ				
	株式指数・短期変動	-	-	-	-
	短期変動・株式指数	-	-	-	-
	その他				
売建	-	-	-	-	
	買建	-	-	-	-
合計				77	77

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	11,632	-	217	217
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				217	217

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		-	-	-
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		6,130	1,930	(注) 2
	受取変動・支払固定		-	-	-
合計					-

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		50,000	50,000	572
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		1,722	166	(注) 2
	受取変動・支払固定		-	-	-
合計					572

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

- (2) 通貨関連取引
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社は、確定給付制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けるとともに、確定拠出制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

銀行業を営む一部の連結子会社以外の国内の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	48,308	44,359
新規連結による増加額	14	10
勤務費用	1,202	1,028
利息費用	233	351
数理計算上の差異の発生額	2,062	1,002
退職給付の支払額	3,336	3,330
その他	-	-
退職給付債務の期末残高	44,359	41,417

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	77,204	62,684
期待運用収益	1,737	1,565
数理計算上の差異の発生額	478	13,685
事業主からの拠出額	1,147	472
退職給付の支払額	2,335	2,379
退職給付信託株式の一部返還	14,591	-
その他	-	-
年金資産の期末残高	62,684	76,028

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	44,283	41,335
年金資産	62,684	76,028
	18,400	34,693
非積立型制度の退職給付債務	75	82
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	18,325	34,610

退職給付に係る負債	75	82
退職給付に係る資産	18,400	34,693
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	18,325	34,610

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	1,202	1,028
利息費用	233	351
期待運用収益	1,737	1,565
数理計算上の差異の費用処理額	134	214
過去勤務費用の費用処理額	77	77
退職給付信託返還益(注)	1,520	-
その他	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	2,034	477

(注) 退職給付信託返還益は特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
過去勤務費用	77	77
数理計算上の差異	71	14,473
合計	148	14,395

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（百万円）

区分	前連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
未認識過去勤務費用	547	470
未認識数理計算上の差異	4,603	19,076
合計	5,150	19,546

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
債券	30.3%	27.5%
株式	53.3%	58.2%
現金及び預金（コールローンを含む）	1.5%	2.2%
生保一般勘定	1.2%	1.0%
その他	13.7%	11.1%
合計	100.0%	100.0%
合計のうち企業年金制度に対し設定した退職給付信託	31.5%	35.5%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の基本ポートフォリオと年金資産を構成する様々な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
割引率	0.48%	0.79%
長期期待運用収益率	2.50%	2.50%
予想昇給率	6.30%	6.30%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は148百万円（前連結会計年度は158百万円）であります。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当 社 取 締 役 7名 当社子会社取締役 11名	当 社 取 締 役 9名 当社子会社取締役 7名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 22,000株	普通株式 15,100株
付与日	2016年8月1日	2017年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年8月1日 ~ 2046年7月31日	2017年8月1日 ~ 2047年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	1,100	3,700
権利確定	-	-
権利行使	-	1,400
失効	-	-
未行使残	1,100	2,300

単価情報

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1
行使時平均株価（円）	-	2,923
付与日における公正な 評価単価（円）	2,695	2,795

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	1,852百万円	2,651百万円
貸倒引当金	8,536	7,019
有価証券償却	1,158	777
退職給付信託返還有価証券	1,117	1,117
その他有価証券評価差額金	2,071	6
退職給付関係	23	41
減価償却	1,505	1,415
その他	4,676	5,159
繰延税金資産小計	20,943	18,188
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	1,827	2,496
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	8,305	4,458
評価性引当額小計(注1)	10,133	6,955
繰延税金資産合計	10,810	11,233
繰延税金負債		
有価証券関係	525	507
その他有価証券評価差額金	230	920
退職給付関係	2,439	7,316
資産除去債務関係	117	117
時価評価による簿価修正額	493	487
その他	71	27
繰延税金負債合計	3,877	9,376
繰延税金資産の純額	6,932百万円	1,856百万円

(注1) 評価性引当額の主な変動内容

前連結会計年度(2023年3月31日)

評価性引当額が2,311百万円増加しております。この増加の主な内容は、当社子会社において、貸倒引当金に係る評価性引当額の増加、退職給付信託から返還された有価証券に係る評価性引当額の増加及び繰越欠損金に係る評価性引当額の増加等によるものです。

当連結会計年度(2024年3月31日)

評価性引当額が3,178百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社子会社において、繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したものの、貸倒引当金や有価証券関係及び人件費関係に係る将来減算一時差異等の評価性引当額の減少によるものです。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(1)	-	0	-	-	1	1,851	1,852
評価性引当額	-	0	-	-	1	1,826	1,827
繰延税金資産	-	-	-	-	-	24	(2) 24

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 将来において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(1)	-	-	-	-	-	2,651	2,651
評価性引当額	-	-	-	-	-	2,496	2,496
繰延税金資産	-	-	-	-	-	154	(2) 154

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 将来において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.37	0.47
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.32	0.27
住民税均等割等	0.26	0.25
評価性引当額の増減	6.79	9.50
のれんの償却額	0.19	0.43
持分法による投資損益	3.43	0.02
その他	0.60	0.23
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.88%</u>	<u>21.75%</u>

(企業結合等関係)

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2022年10月3日に取得したエイチ・エス債権回収株式会社について、前連結会計年度においては取得原価の配分が完了しておらず、暫定的な金額となっておりますが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、前連結会計年度の連結財務諸表において暫定的に算定されたエイチ・エス債権回収株式会社ののれんの金額1,724百万円は、取得原価の配分額の確定により94百万円減少し、1,630百万円となっております。

のれんの減少は、貸倒引当金が135百万円、繰延税金資産が41百万円それぞれ減少したことによるものであります。

なお、2023年4月1日付で、エイチ・エス債権回収株式会社の商号をきらぼし債権回収株式会社へ変更しております。

(株式取得による子会社化)

当社は、2023年8月30日開催の取締役会において、当社子会社のきらぼしシステム株式会社(以下「きらぼしシステム」といいます。)が株式会社アイティーシー(以下「アイティーシー」といいます。)の株式の取得及び同社を子会社化することを決議し、2023年9月28日付で他業銀行業高度化等会社()の関係当局による認可を得たことから、2023年10月2日付でアイティーシーの株式を取得し、きらぼしシステムの子会社といたしました。

他業銀行業高度化等会社：銀行法第52条の23第1項14号に規定された銀行持株会社の子会社

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社アイティーシー

事業の内容：システム開発業

(2) 企業結合を行った主な理由

現在、当社グループは、「お客さまの新しい価値を創造する東京発プラットフォームとなる」ことを中期経営計画のビジョンに掲げ、お客さまのさまざまなニーズをつなげ新たな価値創造や社会的課題解決に貢献していくプラットフォームの構築を目指しております。

こうした中、創業以来、主に民間の企業をお取引先としてSES(システム・エンジニアリング・サービス)事業およびシステムの受託開発事業に取り組んできたアイティーシーをきらぼしグループの子会社とすることで、「金融にも強い総合サービス業」を目指す当社グループにおいて、グループ会社のUI銀行やきらぼしテック等が開発するシステム・アプリの内製化や、きらぼし銀行のお取引先へのICTコンサルティングの提供に資すると考え、同社の株式を取得することといたしました。

今後、当社グループは、低コストかつ迅速なデジタルサービスの提供や、業務のデジタル化等DX分野で課題を抱えているお客さまの課題解決に取り組んでまいります。

(3) 企業結合日

2023年10月2日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

きらぼしシステム株式会社が、現金を対価として株式を取得したことによりです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
2023年10月1日から2024年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内容

取得の対価 現金 1,246百万円

取得原価 1,246百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 6百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,226百万円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産の部合計 684百万円

(2) 負債の額

負債の部合計 664百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結子会社による事業譲受)

当社は、2023年8月30日開催の取締役会において、当社子会社のきらぼし債権回収株式会社(以下「きらぼし債権回収」といいます。)がアルゴジャパン債権回収株式会社(以下「アルゴジャパン」といいます。)から事業譲受をすることを決議し、2023年10月23日付での関係当局による認可を得たことから、2023年10月31日付でアルゴジャパンより事業譲受をしました。

1. 企業結合の概要

(1) 事業譲受先企業の名称及び事業の内容

事業譲受先企業の名称：アルゴジャパン債権回収株式会社

事業の内容：債権管理回収業

(2) 事業譲受を行った主な理由

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響により過剰債務を抱える企業や経営環境が厳しい企業など、経営困難な状態にある企業に対して、企業再建を図るための金融支援を継続して行っております。

こうした中、アルゴジャパンが有する全国ネットワーク、専門人材や債権回収業務のノウハウを譲受けることで、きらぼし債権回収の金融支援や債権管理業務等の対応強化に資すると考え、同社より事業譲受をすることといたしました。

今後も当社グループは、お客さまが抱えるさまざまな経営課題の解決に取り組むべくグループ機能の拡充を図るとともに、地域経済と地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

- (3) 企業結合日
2023年10月31日
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする事業譲受
- (5) 結合後企業の名称
変更はありません。
- (6) 取得企業を決定するに至った主な根拠
きらぼし債権回収株式会社が、現金を対価として事業を譲受けたことによります。
2. 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間
2023年11月1日から2024年3月31日まで
3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内容
- | | | |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 7,131百万円 |
| 取得原価 | | 7,131百万円 |
4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 9百万円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん
693百万円
- (2) 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。
- (3) 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- (1) 資産の額
- | | |
|----------|----------|
| 資産の部合計 | 6,131百万円 |
| うち買入金銭債権 | 6,070百万円 |
- (2) 負債の額
- | | |
|--------|------|
| 負債の部合計 | 0百万円 |
|--------|------|
7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法
当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (資産除去債務関係)
資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (賃貸等不動産関係)
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)2	調整額 (注)3	合計
	銀行業	リース業	計			
役務取引等収益	16,944	-	16,944	3,612	-	20,556
預金・貸金業務	757	-	757	-	-	757
為替業務	2,657	-	2,657	-	-	2,657
証券関連業務	1,058	-	1,058	1,052	-	2,110
代理業務	2,696	-	2,696	-	-	2,696
保護預り・ 貸金庫業務	271	-	271	-	-	271
保証業務	861	-	861	-	-	861
その他	8,641	-	8,641	2,559	-	11,201
信託報酬	395	-	395	-	-	395
その他経常収益	202	511	714	2,205	-	2,920
顧客との契約から 生じる収益	17,542	511	18,054	5,818	-	23,872
上記以外の経常収益	87,101	12,290	99,391	4,017	1,989	101,418
外部顧客に対する 経常収益(注)1	104,643	12,802	117,445	9,835	1,989	125,291

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業、クレジットカード業及び債権管理回収業等であります。

3. 調整額は、パーチェス法による調整であります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 2	調整額 (注) 3	合計
	銀行業	リース業	計			
役務取引等収益	17,188	-	17,188	5,007	-	22,196
預金・貸金業務	678	-	678	-	-	678
為替業務	2,582	-	2,582	-	-	2,582
証券関連業務	1,109	-	1,109	1,233	-	2,342
代理業務	2,874	-	2,874	-	-	2,874
保護預り・ 貸金庫業務	259	-	259	-	-	259
保証業務	746	-	746	-	-	746
その他	8,937	-	8,937	3,774	-	12,711
信託報酬	346	-	346	-	-	346
その他経常収益	361	634	995	1,920	-	2,916
顧客との契約から 生じる経常収益	17,896	634	18,530	6,928	-	25,459
上記以外の経常収益	94,282	13,138	107,420	5,998	547	112,871
外部顧客に対する 経常収益(注) 1	112,178	13,773	125,951	12,927	547	138,331

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業、クレジットカード業及び債権管理回収業等であり
ます。

3. 調整額は、パーチェス法による調整であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議等においてその業績を評価するため、経営成績を定期的に検討する銀行業セグメント及びリース業セグメントを対象としております。

銀行業セグメントでは、銀行の主要業務である預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務などを行っております。リース業セグメントでは、金融関連業務としてのリース業務を行っております。報告セグメントに含まれていない事業については「その他」に集約して一括して計上しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益ベースの数値であり、また、セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	104,643	12,802	117,445	9,835	127,280
セグメント間の内部経常収益	348	817	1,165	8,159	9,324
計	104,991	13,619	118,610	17,995	136,605
セグメント利益	29,008	442	29,450	6,932	36,383
セグメント資産	6,722,044	41,366	6,763,410	248,358	7,011,768
セグメント負債	6,393,170	38,461	6,431,631	34,947	6,466,578
その他の項目					
減価償却費	4,966	424	5,390	192	5,582
のれんの償却額	-	-	-	195	195
資金運用収益	78,530	29	78,560	3,311	81,872
資金調達費用	3,253	118	3,372	134	3,506
持分法投資利益	-	-	-	3,569	3,569
特別利益	1,938	-	1,938	-	1,938
（固定資産処分益）	196	-	196	-	196
（退職給付信託返還益）	1,520	-	1,520	-	1,520
（国庫補助金等受贈益）	221	-	221	-	221
特別損失	369	-	369	478	847
（固定資産処分損）	181	-	181	17	198
（減損損失）	-	-	-	461	461
（固定資産圧縮特別勘定繰入額）	187	-	187	-	187
持分法適用会社への投資額	-	-	-	9,506	9,506
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8,845	4,379	13,225	223	13,448

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業、クレジットカード業及び債権管理回収業等があります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	112,178	13,773	125,951	12,927	138,878
セグメント間の内部経常収益	311	782	1,094	10,263	11,358
計	112,490	14,556	127,046	23,190	150,237
セグメント利益	32,268	537	32,806	5,139	37,945
セグメント資産	7,138,373	45,241	7,183,614	260,200	7,443,814
セグメント負債	6,765,581	41,771	6,807,353	52,736	6,860,089
その他の項目					
減価償却費	4,965	378	5,343	168	5,511
のれんの償却額	-	-	-	488	488
資金運用収益	84,429	35	84,464	4,264	88,728
資金調達費用	5,144	147	5,292	256	5,549
持分法投資利益	-	-	-	16	16
特別利益	-	-	-	-	-
（固定資産処分益）	-	-	-	-	-
（退職給付信託返還益）	-	-	-	-	-
（国庫補助金等受贈益）	-	-	-	-	-
特別損失	212	0	212	6	219
（固定資産処分損）	212	0	212	6	219
（減損損失）	-	-	-	-	-
（固定資産圧縮特別勘定繰入額）	-	-	-	-	-
持分法適用会社への投資額	-	-	-	6,029	6,029
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	19,161	1,216	20,378	522	20,900

（注）1．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業、クレジットカード業及び債権管理回収業等があります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

（単位：百万円）

経常収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	118,610	127,046
「その他」の区分の経常収益	17,995	23,190
パーチェス法による調整	1,989	547
セグメント間取引消去	9,324	11,358
連結損益計算書の経常収益	125,291	138,331

（注）一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	29,450	32,806
「その他」の区分の利益	6,932	5,139
パーチェス法による調整	2,298	712
セグメント間取引消去	3,309	4,264
連結損益計算書の経常利益	30,774	32,968

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	6,763,410	7,183,614
「その他」の区分の資産	248,358	260,200
パーチェス法による調整	102,683	104,376
セグメント間取引消去	166,935	145,935
連結貸借対照表の資産合計	6,742,149	7,193,503

(4) 報告セグメントの負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

（単位：百万円）

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	6,431,631	6,807,353
「その他」の区分の負債	34,947	52,736
パーチェス法による調整	1,007	1,525
セグメント間取引消去	50,393	30,190
連結貸借対照表の負債合計	6,415,177	6,828,373

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該事項に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	5,390	5,343	192	168	-	-	5,582	5,511
のれんの償却額	-	-	195	488	-	-	195	488
資金運用収益	78,560	84,464	3,311	4,264	10,202	4,859	71,669	83,868
資金調達費用	3,372	5,292	134	256	243	333	3,262	5,215
持分法投資利益	-	-	3,569	16	-	-	3,569	16
特別利益	1,938	-	-	-	2	-	1,941	-
(固定資産処分益)	196	-	-	-	2	-	199	-
(退職給付信託返還益)	1,520	-	-	-	-	-	1,520	-
(国庫補助金等受贈益)	221	-	-	-	-	-	221	-
特別損失	369	212	478	6	-	-	847	219
(固定資産処分損)	181	212	17	6	-	-	198	219
(減損損失)	-	-	461	-	-	-	461	-
(固定資産圧縮特別勘定繰入額)	187	-	-	-	-	-	187	-
持分法適用会社への投資額	-	-	9,506	6,029	-	-	9,506	6,029
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	13,225	20,378	223	522	43	565	13,404	20,335

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	57,369	22,172	20,556	12,802	12,390	125,291

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

（1）経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益のうち連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	66,608	25,396	22,196	13,773	10,357	138,331

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

（1）経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益のうち連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	-	-	-	461	461

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当期償却額	-	-	-	195	195
当期末残高	-	-	-	2,985	2,985

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当期償却額	-	-	-	488	488
当期末残高	-	-	-	4,417	4,417

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	9,025円41銭	10,244円37銭
1株当たり当期純利益	693円00銭	839円60銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	390円08銭	610円91銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	326,972	365,129
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	55,194	55,183
うち優先株式払込額	百万円	55,000	55,000
うち優先配当額	百万円	126	146
うち新株予約権	百万円	13	9
うち非支配株主持分	百万円	55	27
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	271,777	309,945
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	30,112	30,255

(注) 2. 株主資本において自己株式として計上されている株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
前連結会計年度の1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は329千株であります。
当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は199千株であります。

(注) 3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	21,150	25,652
普通株主に帰属しない金額	百万円	253	292
うち優先配当額	百万円	253	292
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	20,897	25,359
普通株式の期中平均株式数	千株	30,154	30,203
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	253	292
うち優先配当額	百万円	253	292
普通株式増加数	千株	24,064	11,785
うち優先株式	千株	24,060	11,782
うち新株予約権	千株	4	3
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) 4. 株主資本において自己株式として計上されている株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前連結会計年度の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は293千株であります。

当連結会計年度の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は247千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東京きらぼし リース株式会社	第1回 無担保社債	2020年3月23日	1,400 [200]	1,200 [200]	0.29	なし	2030年3月22日
	第2回 無担保社債	2023年3月17日	5,000 [1,000]	4,000 [1,000]	0.72	なし	2028年3月17日
きらぼしJCB 株式会社	第1回 無担保社債	2020年3月31日	200 [-]	200 [200]	0.54	なし	2025年3月31日
きらぼし 債権回収 株式会社	第13回 無担保社債	2020年6月25日	20 [20]	- [-]	0.27	なし	2023年6月25日
	第14回 無担保社債	2020年12月30日	36 [36]	- [-]	0.25	なし	2023年12月29日
	第15回 無担保社債	2022年1月25日	68 [32]	36 [36]	0.25	なし	2025年1月24日
	第16回 無担保社債	2022年9月30日	84 [32]	52 [32]	0.25	なし	2025年9月30日
	第17回 無担保社債	2022年12月26日	200 [100]	100 [100]	0.30	なし	2024年12月25日
	第18回 無担保社債	2023年7月31日	- [-]	90 [20]	0.40	なし	2028年7月31日
	第19回 無担保社債	2024年1月31日	- [-]	100 [20]	0.40	なし	2029年1月31日
アイティーシー 株式会社	第3回 無担保社債	2022年6月30日	- [-]	70 [20]	0.14	なし	2027年6月30日
合計			7,008 [1,420]	5,848 [1,628]			

(注) 1. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 2023年4月1日付で、エイチ・エス債権回収株式会社は、「きらぼし債権回収株式会社」に商号変更しております。

3. 2023年10月2日付で、きらぼしシステム株式会社は、「株式会社アイティーシー」の全株式を取得、子会社とし、「株式会社アイティーシー」は、当社の連結子会社となっております。

4. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額（百万円）	1,628	1,280	1,260	1,250	230

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	平均利率（％）	返済期限
借入金	79,786	53,936	0.87	
再割引手形	-	-	-	
借入金	79,786	53,936	0.87	2024年4月～ 2030年9月
1年以内に返済予定のリース債務	5	2	1.69	
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	9	3	2.04	2025年9月～ 2027年10月

（注）1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	24,727	7,568	18,455	2,093	804
リース債務（百万円）	2	1	1	0	-

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	35,423	69,968	102,819	138,331
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	8,663	18,244	26,975	32,749
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	5,836	13,473	18,644	25,652
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	193.82	442.04	612.81	839.60

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「株式交付信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	193.82	248.18	170.95	226.79

(注) 「株式交付信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,651	1,575
未収入金	24	1
前払費用	20	22
未収還付法人税等	590	364
仮払金	5	18
預け金	15	64
流動資産合計	2,307	2,046
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	-	70
ソフトウェア仮勘定	1	137
無形固定資産合計	1	207
投資その他の資産		
投資有価証券	112	535
関係会社株式	215,785	219,285
敷金	2	3
繰延税金資産	47	54
投資その他の資産合計	215,949	219,879
固定資産合計	215,950	220,087
資産の部合計	218,257	222,133

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 18,380	5,300
未払金	62	2 119
未払費用	-	2 7
未払配当金	73	86
未払法人税等	44	28
預り金	36	65
仮受金	0	9
賞与引当金	57	68
役員賞与引当金	23	38
流動負債合計	18,678	5,722
固定負債		
株式報酬引当金	82	99
長期借入金	-	2 16,380
固定負債合計	82	16,479
負債の部合計	18,761	22,202
純資産の部		
株主資本		
資本金	27,500	27,500
資本剰余金		
資本準備金	56,219	56,219
その他資本剰余金	110,251	110,257
資本剰余金合計	166,470	166,476
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,711	6,881
利益剰余金合計	6,711	6,881
自己株式	1,198	936
株主資本合計	199,483	199,922
新株予約権	13	9
純資産の部合計	199,496	199,931
負債及び純資産の部合計	218,257	222,133

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1 3,300	1 4,253
関係会社受入手数料	1 1,911	1 2,431
営業収益合計	5,211	6,684
営業費用		
販売費及び一般管理費	1, 2 1,574	1, 2 2,203
営業費用合計	1,574	2,203
営業利益	3,637	4,481
営業外収益		
受取利息	1 0	1 0
雑収入	8	19
営業外収益合計	9	19
営業外費用		
支払利息	1 71	1 92
雑損失	0	1
営業外費用合計	72	93
経常利益	3,574	4,407
税引前当期純利益	3,574	4,407
法人税、住民税及び事業税	118	87
法人税等調整額	23	6
法人税等合計	94	80
当期純利益	3,479	4,326

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	27,500	56,219	110,251	166,471	6,452	6,452	966	199,457	13	199,470
当期変動額										
剰余金の配当					3,221	3,221		3,221		3,221
当期純利益					3,479	3,479		3,479		3,479
自己株式の取得							243	243		243
自己株式の処分			0	0			11	11		11
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-	-
当期変動額合計	-	-	0	0	258	258	231	26	-	26
当期末残高	27,500	56,219	110,251	166,470	6,711	6,711	1,198	199,483	13	199,496

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	27,500	56,219	110,251	166,470	6,711	6,711	1,198	199,483	13	199,496
当期変動額										
剰余金の配当					4,155	4,155		4,155		4,155
当期純利益					4,326	4,326		4,326		4,326
自己株式の取得							51	51		51
自己株式の処分			6	6			313	319		319
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									3	3
当期変動額合計	-	-	6	6	170	170	262	438	3	434
当期末残高	27,500	56,219	110,257	166,476	6,881	6,881	936	199,922	9	199,931

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については移動平均法による原価法により行っております。

2. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
関係会社株式	215,785百万円	219,285百万円
(うちきらぼし銀行株式)	(191,851百万円)	(191,851百万円)
関係会社株式評価損		

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社における関係会社株式の概要

当社は銀行持株会社として、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、コンサルティング業務等を営む関係会社の株式を保有しております。関係会社株式には、出資設立により取得した株式のほか、外部より取得した株式が含まれております。

関係会社株式の評価方法

関係会社の1株当たり純資産額を基礎として算定された実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行うこととしております。

ただし、超過収益力等を反映して1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した関係会社株式については、当該関係会社の直近の業績が当社が定めた水準を下回り、かつ、直近の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行うこととしております。なお、直近の実質価額は、直近1年以内に第三者による増資引受又は株式売買等の取引があった場合には当該取引価格に基づき算定し、当該取引がなかった場合には、直近の事業計画に基づき算定することとしております。

主要な仮定

直近の事業計画に基づく企業価値の算定に当たっては、当該関係会社の将来利益を予測する必要があります。これらの予測にあたっての主要な仮定は、当該関係会社の将来利益の前提となる、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の発生見込額であります。

翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度末において評価損の計上は不要と判断した関係会社株式について、評価損を計上する必要が生じる可能性があります。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

連結財務諸表の注記事項にあります(追加情報)に記載のとおりです。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
預金	1,651百万円	1,575百万円
未収入金	24百万円	1百万円

2. 関係会社に対する負債

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期借入金	12,880百万円	-百万円
未払金	-百万円	20百万円
未払費用	-百万円	1百万円
長期借入金	-百万円	6,380百万円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	3,300百万円	4,253百万円
受入手数料	1,911百万円	2,431百万円
販売費及び一般管理費	804百万円	1,008百万円
受取利息	0百万円	0百万円
支払利息	35百万円	54百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費用及び金額は次のとおりであります。

なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給与・手当	934百万円	1,130百万円
広告宣伝費	114百万円	405百万円
事務委託費	199百万円	195百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がないため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	215,756	219,256
関連会社株式	29	29
合計	215,785	219,285

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	17百万円	20百万円
役員賞与引当金	7	11
未払事業税	7	3
株式報酬引当金	25	30
譲渡制限付株式	-	14
関係会社株式評価損	22	22
関係会社株式	926	926
その他	3	3
繰延税金資産小計	1,010百万円	1,034百万円
評価性引当額	962	980
繰延税金資産合計	47百万円	54百万円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-百万円	-百万円
繰延税金資産の純額	47百万円	54百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.28	0.29
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	28.27	29.55
住民税均等割等	0.10	0.09
評価性引当の増減	0.09	0.39
その他	0.01	0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.65%	1.84%

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
無形 固定資産							
ソフトウェア	-	77	-	77	7	7	70
ソフトウェア 仮勘定	1	221	85	137	-	-	137
無形 固定資産計	1	299	85	215	7	7	207

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	57	68	57	-	68
役員賞与引当金	23	38	23	-	38
株式報酬引当金	82	55	38	-	99
計	164	162	119	-	206

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/

株主に対する特典	3月31日(基準日)現在の株主名簿に記載された100株以上保有の株主に対して以下の優待のいずれかを実施します。		
	優待コース	優待内容	優待提供
	定期預金 金利上乘せ コース	預入時の店頭表示金利に年0.2%(税引き後年0.159%)上乘せ スーパー定期1年もの(自動継続扱い)、金額10万円以上300万円まで(分割預入はできません)、金利上乘せは初回満期日まで、店頭窓口のみ利用可能	きらぼし銀行
	投資信託 購入時 手数料優遇 コース	投資信託購入時手数料(税抜き)50%優遇 取扱期間内に約定となった1取引(分割による取扱不可)、優遇金額上限2万円、店頭窓口、個人向けインターネットバンキング「きらぼしホームダイレクト」で利用可能	きらぼし銀行
	きらぼしコ ンサルティ ングセミ ナー受講料 優遇コース	有料セミナーの受講料(税込み)を優遇 取扱期間内に開催される1セミナー(分割による取扱不可)、優遇金額上限1万5千円	きらぼしコ ンサルティ ング
Amazonギフ ト券3,000 円分プレゼ ントコース	Amazonギフト券3,000円分プレゼント 本優待制度のお申込み確認後、お申込日の属する月の月末におけるUI銀行の「普通預金」および「定期預金」の預金合計残高300万円以上、プレゼントは1回限り(株主ご本人さまの1名義に限定)	UI銀行	
(注) 取扱期間: 2024年7月1日(月)~2024年12月30日(月)			

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社の定款で定めております。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当連結会計年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第9期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
2023年6月22日 関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度 第7期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
2023年12月7日 関東財務局長に提出。

事業年度 第8期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
2023年12月7日 関東財務局長に提出。

事業年度 第9期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
2023年12月7日 関東財務局長に提出。
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類
2023年6月22日 関東財務局長に提出。
- (4) 四半期報告書及び確認書
第10期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
2023年8月10日 関東財務局長に提出。

第10期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
2023年11月24日 関東財務局長に提出。

第10期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
2024年2月9日 関東財務局長に提出。
- (5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
第7期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
2023年12月7日 関東財務局長に提出。

第8期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
2023年12月7日 関東財務局長に提出。

第8期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
2023年12月7日 関東財務局長に提出。

第9期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
2023年12月7日 関東財務局長に提出。

第9期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)
2023年12月7日 関東財務局長に提出。

第10期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
2023年12月7日 関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

2023年6月29日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月24日

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪寺 信

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1.貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分のうち、一定の債務者に係る債務者区分の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、貸出業務を行う銀行業をグループの中核事業と位置付けている。</p> <p>それにより会社が計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性がある。</p> <p>このため、会社は、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。</p> <p>当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸倒引当金の計上額は、26,863百万円であり、【注記事項】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5.会計方針に関する事項(6)貸倒引当金の計上基準に具体的な計上方法が記載されている。</p> <p>【注記事項】重要な会計上の見積り 1.貸倒引当金に記載のとおり、貸倒引当金は、会社が予め定めている自己査定規程及び償却・引当規程に則り算定されるが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれる。</p> <p>特に、返済状況、財務内容、または業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性が、より重要な判定要素となる。この経営改善計画等の合理性及び実現可能性は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性或は経営者の判断に依拠する程度が高い。</p> <p>また、会社は収益力強化のため事業性ファイナンス等に取り組んでおり、リスクアセットが増加している。したがって、返済状況、財務内容、または業績が悪化していないものの、貸出金の非保全額が大きい債務者については、債務者区分が下方遷移した場合に貸倒引当金の計上額に及ぼす影響も重大となる。</p> <p>以上のことから、当監査法人は、返済状況、財務内容、または業績が悪化している債務者及び貸出金の非保全額が大きい債務者に係る債務者区分の判定の妥当性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、債務者区分の妥当性を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者区分の判定及びその前提となる信用格付並びにこれらの基礎となる債務者に関する情報の正確性及び網羅性を確保するための会社の内部統制を評価した。 ・ 債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、返済状況、財務内容または業績悪化の程度、外部公表情報から推定される信用リスク増加の程度等を考慮し、必要と考えられる検証対象先を抽出した。また、貸出金の非保全額が一定金額を上回る債務者（地方公共団体等を除く）を検証対象先として抽出した。 ・ 信用リスクが高いと想定されるリスクシナリオを特定し、将来の業績見通しの悪化が懸念される債務者を抽出するため、自己査定異常検知ツール（自己査定に係る監査において、貸出先の与信情報及び財務情報に基づき、業種、支店、地域などの観点から視覚化して信用リスクの所在を識別するとともに、貸出先毎に機械学習を用いた債務者区分推定モデルに基づく債務者区分と会社が判定した債務者区分の相違を識別することにより、検証対象先の抽出を支援するツール）を用いて分析した結果を考慮し、必要と考えられる検証対象先を抽出した。 ・ 債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書、試算表等、会社の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、必要に応じて、融資を所管する部門に質問、財務分析、信用調査機関から入手した外部情報との照合及び再計算を実施した。 ・ 債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を検討するため、債務者の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費など、主要な損益項目について、過去実績からの趨勢分析、過年度の経営改善計画等の達成度合いに基づく見積りの精度の評価、同業他社の業績動向やアナリストによる業界動向分析等利用可能な外部情報との比較を実施するとともに、新型コロナウイルスの影響を含む、債務者の業績見通しについて、経営者、融資担当役員及び融資を所管する部門と議論し、評価した。

2 .Hold Co. ローン及びその未収利息に対する貸倒引当金の計上

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、貸出業務の一環として、事業性ファイナンスに取り組んでおり、その中には投資対象会社の株式取得資金の一部を供与する目的で、当該株式を取得する持株会社に対し供与しているローン（以下「Hold Co.ローン」という）が含まれている。</p> <p>Hold Co.ローン及びその未収利息は、投資対象会社の事業から創出されるキャッシュ・フローを原資として返済されるものではなく、持株会社が保有する投資対象会社株式の上場又は第三者への売却（トレードセール）により返済されることとなっていることから、その回収可能額は、投資対象会社株式の売却価値に依存することとなる。</p> <p>このことから、会社は、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の株式価値に基づく回収可能額を見積もったうえで、必要な貸倒引当金を計上する方針としている。</p> <p>回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生しているかどうかは、類似上場会社の株価及びキャッシュ・フロー水準並びに投資対象会社のキャッシュ・フロー水準等から推定される株式価値がHold Co.ローン及び未収利息の残高を下回る可能性が生じている、投資対象会社が財務制限条項に抵触している、投資対象会社株式のエグジット計画の遅延が見込まれるなどの状況を、総合的に勘案して判断することとしている。</p> <p>貸倒引当金の具体的計上方法は、【注記事項】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 . 会計方針に関する事項(6) 貸倒引当金及び【注記事項】重要な会計上の見積り 1 . 貸倒引当金に記載されている。</p> <p>なお、会社は、当連結会計年度においては、投資対象会社の株式価値が、Hold Co.ローン及びその未収利息の残高を下回っている状況にないことから、当該貸倒引当金を計上していない。</p> <p>投資対象会社の株式価値が、Hold Co.ローン及びその未収利息の残高を下回っている状況にあるかどうかの判断における主要な仮定は、投資対象会社のキャッシュ・フロー水準の見積りであり、これには経営者による判断が含まれる。また、株式価値の算定には、多くの計算要素が含まれており、その計算過程は複雑である。</p> <p>以上のことから、当監査法人は、Hold Co.ローン及びその未収利息に対する貸倒引当金の計上を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、Hold Co.ローン及びその未収利息に対する貸倒引当金の計上額の妥当性を検討するに当たって、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式価値算定の基礎とした投資対象会社のキャッシュ・フローの見積り額が、会社が定める算定要素及び算式に従って計算され、不合理な調整が行われていないことを確かめるため、キャッシュ・フローの額を再計算し、会社の算出結果と突合した。 ・ 株式価値算定の基礎として採用した類似上場会社が、貸出実行当初と同一であることを確かめるため、貸出実行時の会社の検討資料と当連結会計年度末における会社の検討資料を照合した。 ・ 株式価値算定の基礎とした投資対象会社及び類似会社の財務諸表数値並びに類似会社の時価総額を各社の財務諸表又は外部公表情報と突合するとともに、投資対象会社の株式価値の計算過程を再実施した。 ・ 株式価値と比較されるHold Co.ローン及び未収利息の残高を勘定系システムから出力された取引記録と照合するとともに、一定の重要な契約を抽出し、金銭消費貸借契約書に記載された契約条件に基づき、Hold Co.ローン及び未収利息の残高を再計算し、その結果と照合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月24日

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪寺 信

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1. 関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>貸借対照表に表示されているとおり、会社は、2024年3月31日現在、関係会社株式を219,285百万円(うちきらぼし銀行株式191,851百万円)計上しており、総資産の98.7%を占めている。【注記事項】(重要な会計上の見積り)</p> <p>1. 関係会社株式の評価に 記載されているとおり、会社は、関係会社の1株当たり純資産額を基礎として算定された実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行うこととしている。</p> <p>ただし、超過収益力等を反映して1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した関係会社株式については、当該関係会社の直近の業績が、当社が定めた基準を下回り、かつ、直近の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落している場合には、減損処理を行うこととしている。この場合における実質価額は、直近1年以内に第三者による増資引受又は株式売買等の取引があった場合には当該取引価格に基づき算定し、当該取引がなかった場合には、直近の事業計画に基づき算定することとしている。</p> <p>事業計画における主要な仮定は、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の発生見込額である。</p> <p>会社は、当事業年度末において、関係会社の1株当たり純資産額を基礎として算定された実質価額が取得原価に比べ50%以上下落していないこと、超過収益力等を反映して1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した関係会社株式については、当該株式の発行体である関係会社の業績が当社が定めた基準を下回っていない、または、当該株式の発行体である関係会社の直近の事業計画に基づき算定した実質価額が取得原価に比べ50%以上下落していないことから、減損処理は不要と判断している。</p> <p>実質価額算定の基礎となる事業計画における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の発生見込額は、経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、経営者による判断を必要とする。また、これらの関係会社株式の残高は重要であり、減損処理された場合における会社の経営成績及び財政状態に及ぼす影響も重要である。</p> <p>以上のことから、当監査法人は、超過収益力等を反映して1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した特定の関係会社株式の評価を主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社株式の評価に関する内部統制の有効性を評価した。 ・関係会社株式の実質価額が、原則として、発行会社の1株当たり純資産額を基礎として適切に算定されているかどうかを確かめるため、各発行会社の財務情報をもとに、再計算を実施した。 ・超過収益力等を反映して1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した関係会社株式について、以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該株式の発行体である関係会社における直近の業績が、当社が定めた基準を下回っていないかどうかを確認するため、当該事業計画と直近の実績を比較した。 ・実質価額が直近の事業計画に基づき算定されている場合において、当該実質価額が合理的に算定されていることを確かめるため、以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・会社が利用した第三者機関による株価算定資料を閲覧し、インプットデータ、評価手法及び割引率等の前提条件に基づき、株価の再計算を実施した。 ・当監査法人のネットワークファームの専門家を関与させ、当該第三者機関の適性、能力及び客観性を評価するとともに、実質価額算定の基礎となった評価手法及び割引率等の前提条件が適切かどうかを検討した。 ・実質価額算定の基礎となった事業計画における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費など、主要な損益項目について、見積り根拠に関する関係会社役員への質問、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・当該株式の発行体である関係会社の財務情報の信頼性を評価するため、当該関係会社の財務諸表項目のうち、重要な項目について実証手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。